

令和 6 年 3 月天栄村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
例月出納検査の結果	5
陳情の付託	5
村長行政報告	5
一般質問	16
大 浦 トキ子 君	16
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
延会の宣告	53

第 2 号 (3月6日)

議事日程	55
本日の会議に付した事件	56

出席議員	5 6
欠席議員	5 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため出席した者の職氏名	5 6
開議の宣告	5 7
議事日程の報告	5 7
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
延会の宣告	1 0 7

第 3 号 (3月7日)

議事日程	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 0 9
出席議員	1 0 9
欠席議員	1 1 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 0
職務のため出席した者の職氏名	1 1 0
開議の宣告	1 1 1
議事日程の報告	1 1 1
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0

議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 29 号の上程、説明、質疑	1 2 9
延会の宣告	1 7 0

第 4 号 (3月8日)

議事日程	1 7 1
本日の会議に付した事件	1 7 1
出席議員	1 7 1
欠席議員	1 7 2
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 2
職務のため出席した者の職氏名	1 7 2
開議の宣告	1 7 3
議事日程の報告	1 7 3
議案第 29 号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 0
議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 7
議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 8
議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 0
議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 1
議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 3
議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 4
議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 8
議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 0
議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 6
陳情審査報告	2 2 2
各委員会閉会中の継続審査申出	2 2 3
日程の追加	2 2 5
会議時間の延長	2 2 5
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 6
議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 7
副村長就任あいさつ	2 2 8

招集者あいさつ..... 2 2 9

閉会の宣告..... 2 3 0

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和6年3月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 3 号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 4 号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 5 号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6 号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 7 号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 8 号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 9 号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第11号 天栄村奨学資金給与条例の制定について
- 日程第19 議案第12号 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第13号 天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第14号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第15号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第16号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第17号 村道の路線の認定について
- 日程第25 議案第18号 村道の路線の変更について
- 日程第26 議案第19号 令和5年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	長 場	壮 夫 君	参 事 兼 総務課長	小 山	富美夫 君

参事兼
企画政策
課長兼
計管理者

熊田典子君

税務課長 塚目弘昭君

参事兼
住民課長

内山晴路君

健康福祉
課 長

森 和昭君

産業課長

芳賀信弘君

建設課長

櫻井幸治君

湯支所
本長

星 裕治君

教育課長

関根文則君

生涯学習
課 長

黒澤伸一君

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局 長

北 畠 さつき

書記 石井大輔

書記

渡邊久美

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和6年3月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和6年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和6年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 揚 妻 一 男 君

7番 渡 部 勉 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月27日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和6年3月天栄村議会定例会の会期について協議をいたしました結果、本定例会の会期は3月5日より12日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君からの報告がありましたとおり、本日より3月12日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらにつきましては、所管の産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和6年3月定例会における行政報告の申出がありましたので、これを許します。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和6年3月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

冒頭に、このたびの能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、ご遺族と被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

本村では、県を通じて応援要請があった富山県氷見市へ、2月4日から7日間、職員2名を派遣し、住家被害認定調査や罹災証明書申請・交付等の災害対応業務の被災地支援活動を行ってまいりました。また、村社会福祉協議会と連携した災害義援金に係る募金箱の窓口設置など、今後とも、一日も早い復興復旧の進展を念じ、被災自治体及び被災者の生活支援を応援していきたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、議案39件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、令和6年度の村政運営の基本方針をご説明申し上げます。

初めに、令和6年度当初予算編成の概要について申し上げます。

令和6年度の予算編成に当たっては、将来の財政負担を十分に検討し、国・県補助金や過疎債等の地方交付税措置の高い地方債の活用、さらには、既存事業の廃止や整理、統合などにより、財源の確保に努めながら、少子高齢化・人口減少、エネルギー・食料品等の価格高騰、激甚化する自然災害に備えた防災対応機能の充実等、直面する諸課題への対応、併せて第5次天栄村総合計画に掲げる5つの基本目標の実現に向けた諸政策、さらには、第2期天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略及び天栄村過疎地域持続的発展計画を基本とする地方創生・地域振興対策やDXの推進などにより、持続可能な村づくりに取り組んでいくため、子育て支援、人口減少・移住定住、健康増進、防災・減災、賑わいと地域活力の創出、DXの推進を重点事業として位置づけ、一般会計の当初予算額は、前年度に比べ7億2,400万円、17.7%増の48億1,000万円として編成いたしました。

次に、重点事業の概要について申し上げます。

まず、子育て支援についてであります。天栄保育所の移転整備事業につきましては、現在、敷地造成設計及び建物の基本設計を行っており、令和6年度は敷地造成工事に着手し、令和8年4月には質の高い、地域に開かれた新しい保育所を開所できるよう事業を進めてまいります。また、国が定めるこども大綱を踏まえ、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども計画の策定、村が認定を行った子どもの保育料無償化及びすすく家庭応援金の支給など、子育て支援の充実と地域全体で安心して子どもを産み育てられ

る環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、経済的理由により大学進学を断念することなく就学の機会を得られるよう給付型奨学資金給付事業の新設、小・中学校の学校給食費の無償化、バス通学費の全額補助及び湯本地区から天栄中学校に通学するための遠距離通学タクシーの運行など、子育てに関する経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、児童・生徒の学力のさらなる底上げを図るため、民間塾講師を活用した児童・生徒学習支援事業を拡充するとともに、新たに子どもたちの郷土愛、将来の夢や希望の実現に向かう力を育むための教育活動として、小・中学生ふるさと・夢未来応援事業や英語の村てんえいの推進など、本村ならではの特色ある事業を展開してまいります。

次に、人口減少・移住定住であります。

人口減少対策を推進するため、新たな人口ビジョンと国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案しながら、地方版総合戦略を策定いたします。また、村内の若者を対象とした住宅取得費用の一部を助成する若者定住住まい確保応援成金給付事業及び移住体験の機会の提供、移住支援金給付事業や新生活・住まいづくり応援成金などにより、本村への新しい人の流れの創出や若者の定着に努めてまいります。

次に、健康増進であります。

総合的に村民の心と体の健康づくり施策の充実を図るため、こころ・からだ・食の計画の策定を進めるとともに、村民の生活習慣病の予防及び改善を図るため、健康チャレンジポイントのデジタル化や民間企業のノウハウを生かしたデジタル健康プログラムを充実し、インセンティブを高め、若い世代からの生活習慣病に対する意識改革と運動や食生活の改善など、健康づくりへの取組の向上を目指してまいります。

次に、防災・減災であります。

地域における防災士の資格取得や地区自主防災組織による防災訓練の実施を支援するとともに、住民主体の地域の実情に即した地域密着型の地区防災計画の作成を推進し、激甚化する自然災害に備えるため、地域防災力の充実、向上に取り組んでまいります。

また、道路の舗装補修・打ち換え工事、橋梁補修、補強工事、除雪車の整備、排水路改修やため池の堤体改修、耐震性防火水槽への更新など災害に強い公共インフラの整備に取り組んでまいります。

次に、賑わいと地域活力の創出であります。

農業分野では、てんえいふるさと公園の施設整備をはじめ、担い手を育成、確保するための新規就農者や親元就農者に対する支援や農地の集積・集約化の推進、農業用施設や機械等の整備に対する助成など、地域農業の活性化に取り組んでまいります。

観光分野では、村ならではの体験型プログラムや、おもてなしを取り入れた教育旅行の誘

致促進及び受入れ体制の整備に対する継続的な支援に取り組むとともに、コロナ禍で停滞したインバウンド需要の回復、国内外への情報発信を通じた新たな関係人口の創出や観光入込客数の増加を目指すインバウンド拡大情報発信事業を実施いたします。

商工業では、商工会と連携して、村内における消費を促進するプレミアム商品券発行事業、創業を目指す事業者に対する創業等支援補助金、経営の改善や新たな販路開拓に努める小規模事業者に対する小規模事業者持続化等補助金など、雇用の創出や地域経済の活性化に努めてまいります。

また、人口減少や将来の財政負担を踏まえた公共施設の適正な維持管理、さらには、行政区が抱える課題解決を支援する行政区協働の里づくり交付金の拡充や地域づくりの助言を行う地域づくり総合アドバイザーの設置など、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

次に、D Xの推進であります。

住民負担の軽減や業務効率化を図るための書かない窓口の設置や役場庁舎内のL G W A N回線の無線化の整備など、デジタル化による住民の利便性や行政サービスの質の向上に取り組んでまいります。

以上、令和6年度当初予算編成の要及び重点事業の概要など、村政運営の基本方針についてご説明申し上げました。村議会をはじめ、村民の皆様、関係者の皆様には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、12月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、総務関係につきましては、1月5日に、令和6年行政区駐在員委嘱状交付式及び第1回駐在員会議を開催いたしました。新駐在員の皆様へ委嘱状を交付し、住民と行政の協働による村づくりを進めるため、ご協力をお願いいたしました。

1月7日には、村消防団出初め式が屋内スポーツ運動場において開催されました。団長以下110名が参集して、1年の防火・防災意識を新たにし、多発する自然災害や火災に対応する消防団員の士気高揚が図られました。

1月10日には、村議会及び村商工会との共催による令和6年天栄村賀詞交歓会を開催し、各団体の代表など79名が新春の門出を祝いました。

次に、交流人口拡大を目的に、こおりやま広域圏17市町村と福島ファイヤーボンズが連携したこおりやま広域圏P Rプロジェクトにおいて、福島ファイヤーボンズの林翔太郎選手が天栄村P R大使に就任し、1月24日、委嘱状交付式を行いました。オリジナルポスターの掲示やチームホームページ、林選手のS N Sでの情報発信、また、道の駅と連携し、買物の特典として、サイン入りグッズ等のプレゼントキャンペーンも実施いたしました。

次に、結婚支援につきましては、2月29日に、てんえい縁結び応援サポーター研修会を開催いたしました。昨年11月の出会い交流イベントにおいて司会を務めていただいた県の婚活

世話焼き人でもある日野佐衣子氏を講師として、ご自身の縁結び活動の体験談や相談者との関わり方について講話をいただき、情報交換においては、活動時における実体験などについて、意見交換を行いました。

次に、ふるさと納税事業につきましては、令和6年2月末現在において、寄附の件数、金額ともに前年の約1.5倍以上の伸びとなる寄附を頂くことができました。今後も、本村の魅力ある資源を活用しながら、多くの方に寄附を頂けるよう、より一層情報発信を強化するとともに、村内事業者と連携し、返礼品の拡充に力を入れてまいります。

次に、情報化事業につきましては、職員間の効率的な業務連携や情報連絡を可能とするため、従来の電話、メール、対面に代わるコミュニケーションツールとして、ビジネスチャットツールを導入いたしました。また、同ツールの機能を活用した生成AIの業務利用を開始いたしました。今後、積極的な利用を推進し、行政事務のさらなる効率化を図ってまいります。

次に、物価等の価格高騰対策につきましては、5月に発行したてんえい村民応援商品券が11月25日に利用期限を迎え、利用率は98.6%となりました。また、本年度2回目の天栄村民応援商品券は、12月から実施しており、村民の生活支援の一助として、利用が進んでおります。さらに、低所得世帯に対して、新たに7万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金につきましては、対象となっている405世帯へ2月9日に給付金を支給いたしました。

次に、健康づくり事業につきましては、特定健診や各種がん検診等を医療機関で受診する施設健診が1月末で終了いたしました。受診者総数は延べ444人で、集団検診と合わせ延べ2,612人となり、コロナ禍以前の受診者数に並んだことから、生活習慣病の予防、がんの早期発見、早期治療に一定の効果を得られるものと考えております。今後も、未受検・受診対策を強化し、より多くの方々に健診を受けていただくよう努めてまいります。また、特定健診の結果から、糖尿病などの重症化予防対象者を抽出し、脳卒中、心筋梗塞、人工透析等の合併症に至らないよう、地域の医療機関と連携しながら受診勧奨や保健指導を引き続き進めてまいります。

また、2月7日に、自殺予防対策として、健康推進員の方々などを対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、ゲートキーパーとしての役割、話の聞き方、セルフケア等について学んでいただきました。

次に、天栄保育所の移転整備につきましては、検討委員会において保育教育の講師を招いての講話や先進的な保育を実践している施設を視察し、新しい保育所に求める機能などのご意見をいただきました。今後、保育所の基本設計に反映させ、よりよい保育所となるよう進めてまいります。

次に、高齢者支援につきましては、本年度3回目となる独り暮らしの高齢者や生活困窮世帯に対する臨時配食サービス事業を2月27日に実施いたしました。36世帯に弁当を配付しながら、状況確認と生活支援を行いました。2月17日には、鏡石町と共同で設置している認知症初期集中支援チームで、認知症をテーマとした映画の上映を行い、認知症への理解を深めるとともに、相談会を開催いたしました。また、第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画案について、策定委員会においてご承認をいただいたことから、令和6年度から3年間の介護保険料率の改定に係る議案を本定例会において、ご審議いただくこととしております。

次に、マイナンバーカードにつきましては、2月11日現在の交付率は82.4%となっております。本年秋からマイナンバーカードの保険証利用が本格的に始まることから、引き続きカードの普及や積極的活用を推進してまいります。

次に、村国保診療所につきましては、公立岩瀬病院と業務連携が1月から始まり、僻地診療所への支援として、毎月第4月曜日に公立岩瀬病院の医師が診療を行っており、今後、地域医療の在り方や提供体制などについて、一層の連携が図られるものと期待しております。

次に、税務関係につきましては、2月7日より、令和5年分の所得に係る所得税の確定申告及び住民税、国民健康保険税の申告を3月15日まで行っております。来年度は固定資産の評価替えの年となっており、国が示している固定資産評価基準に則り、固定資産の評価替えを進めております。村税等の徴収強化を図るため、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、昨年10月から年末にかけて、全職員体制による滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等を実施するとともに、2月15日、16日には、関東地方における金融機関の調査及び預貯金の差押えの滞納処分を実施し、収納率向上と税の公平性の確保を図っております。

次に、国土調査につきましては、大里第29地区の沢邸外5字は調査結果の閲覧及び取りまとめ作業を、大里第30地区安養寺外5字は、測量の基礎となる図根三角点等の設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、米・食味分析鑑定コンクール国際大会が令和8年度に中通り地方、令和9年度に会津地方、令和10年度に浜通り地方を開催地として、本県で3年連続開催されることが決定され、12月27日に、各地方の代表市町村長及びJ A代表理事組合長で県知事を訪問し、報告を行うとともに、県の協力を要請いたしました。

令和6年産主食用米の生産数量の目安につきましては、県より、前年と同じ658ヘクタールが示されました。村地域農業再生協議会では、これまで同様、この目安を基に生産数量の目安の設定を行い、引き続き、飼料用米を中心とする非主食用米等への転換を推進し、米価の安定及び農家所得の維持向上を図ってまいります。

2月23日に、山村開発センターにおいて農政講演会を開催いたしました。株式会社ファー

ム・フロンティアの藤井弘志取締役会長より、「土づくりは水田を守る切り札」をテーマに、堆肥を活用した土づくりについてご講演をいただきました。参加者は、土づくりの重要性などについて再認識するとともに、堆肥を利用した有機農業などについて考えを深めていただきました。

農業資材等の高騰に伴う農業生産資材価格高騰対策臨時支援金につきましては、2月末現在で341件、923万1,000円を交付しております。

次に、ふるさと公園整備事業につきましては、広場施設整備工事及び第2ソーラーカーポート整備工事が年度内に完了する見込みであり、カーポートの急速充電器は12月に供用を開始いたしました。また、道の駅季の里てんえいの空調設備等整備工事につきましては、資機材調達に期間を要し、年度内完了が困難であることから、繰越事業として早期完了を目指してまいります。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業において、現在、大里字愛宕山・小井輪田地区の約3ヘクタールの森林整備及び牧之内字五本木地区の年度別事業実施計画を実施しており、いずれも年度内に完了する見込みであります。

また、有害鳥獣対策につきましては、2月末現在において昨年度と比較して、捕獲状況は、イノシシは減少傾向にあるものの、ツキノワグマ及びニホンジカが若干の増加傾向となっております。暖冬により、ツキノワグマの出没が懸念されておりますので、引き続き、村鳥獣捕獲実施隊と連携し、被害の防止に努めてまいります。

次に、商工観光関係につきましては、1月16日に、福島空港において県知事が出席の下、開催された台湾チャーター便初就航の歓迎イベントに参加し、マスコットキャラクターでPRを行ったほか、2月13日にも、県や他市町村とともに、パンフレットを配布するなど観光PRを行いました。

2月17日には、ららぽーと横浜で開催されたふくしまフェスタ、3月2日、3日には、東京都文京区の湯島天満宮において開催された湯島天神梅まつりに参加し、村の観光及び特産品のPRや販売を行いました。

また、2月18日にJヴィレッジにおいて開催された福島空港就航先エージェント招請事業相談会へ参加し、旅行業者との商談を行ったほか、2月21日には、村観光協会の会員とともに教育旅行の誘致活動を関東方面で行い、旅行業者に本村の観光資源や特産物などの情報を発信いたしました。

次に、村道の防災機能の強化を目的とした防災・減災事業の飯豊芹沢線舗装補修工事、災害の拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策事業の女神地区水路改修工事及び横内池のため池堤体改修工事が年度内に完了する見込みとなっております。

また、社会資本整備総合交付金事業の村道南1号線道路改良工事につきましては、路床改

良に係る配合試験の結果、側点間における添加量の乖離が著しく、区間設定を行うための再試験に不測の日数を要したため、年度内完了が困難であること、また、用排水路整備事業の糯田地区用水路改修工事におきましても、積雪等の影響により年度内完了が困難であることから、共に繰越事業として早期完了を目指してまいります。

次に、上水道事業につきましては、小川字芹沢地内及び大小内地内の石綿セメント管を更新する配水管布設替工事は、年度内で完了する見込みであります。

次に、学校教育関係につきましては、1月30日に、小・中学生による模擬議会を4年ぶりに開催いたしました。村の仕事や議会の仕組みを学び、どのような村づくりが行われているかを考える機会として、各小学校2名、天栄中学校4名の計12名の模擬議員が、服部議長の進行の下、小・中学生ならではの視点からの質問や提案を行い、厳粛な雰囲気の中で緊張しながらも堂々とした態度で臨んでいました。参加した模擬議員は、ふるさと天栄村への関心や施策への理解を深めることができ、大変有意義な時間を過ごしました。

天栄中学校におきましては、総合的な学習の時間、ふるさと・夢プロジェクトの実践を中心とした研究が認められ、福島県教職員研究論文の最高賞である特選を受賞いたしました。この取組は、生徒が天栄の豊かな「人・もの・こと」について学び、村の課題を整理、分析し、ふるさと天栄に対して何ができるかを見つめ、将来の夢の実現に向かっていく資質や能力を育成していくという目的で実施され、村内の事業所や生産者の方々のご協力により、ふるさと教育に取り組んできた成果が実を結んだ結果であると感じております。

1月20日及び2月3日には、小学生を対象とした英語検定を実施しました。今後も、英語の村てんえいを推進し、様々なチャレンジの機会を提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

1月11日から1泊2日で、天栄中学校2年生のブリティッシュヒルズでの異文化体験事業を実施いたしました。夕食のテーブルマナー講習など、ふだんと雰囲気が違う中で、日本との文化の違いを学ぶことができる貴重な体験となり、宿泊研修ならではの経験をすることができました。

受験を控えている中学3年生を対象に、2学期から3学期にかけて、塾の講師を派遣して講義を行う学習支援を実施いたしました。高校受験を間近に控えた時期に、基礎と発展のレベルに応じた受験に特化した講義を受けたことでよい刺激を受けました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、第68回福島県書きぞめ展団体の部で、広戸小学校、大里小学校、湯本小学校及び天栄中学校が奨励学校賞を受賞するとともに、個人の部においても多数の賞を受賞いたしました。

また、福島県児童作文コンクールで、広戸小学校、大里小学校の1年生が入選、第42回全国中学生人権作文コンテスト福島県大会では、天栄中学校の1年生が郡山人権擁護委員協議

会奨励賞を受賞、いわせオリオンズクラブ国際平和ポスター・コンテストにおいては、広戸小学校の6年生が最優秀賞に輝くとともに、本村小学校から多数の入賞を果たしました。

さらに、天栄中学校のサッカー部が第13回福島県県中地区中学生低学年サッカー大会で3位に入賞するなど、喜ばしい活躍が見られました。

次に、生涯学習につきましては、12月19日に、生涯学習センターにおいて立志式を開催いたしました。本年度14歳を迎える中学2年生29名の一人一人が立志の誓いを表明するとともに、代表者へ立志証書が手渡され、大人の第一歩となる節目を実感することができました。

1月5日に、天栄中学校において早稲田大学国際教養学部の学生サークル「セカクル」と中学生が英語交流を行いました。今回は、オリンピック・パラリンピックをテーマに、英語でのクイズやボッチャ体験などを交えながら、積極的に英語に触れ合うとともに、SDGsについて考え、国際的な視点で物事を捉えることの大切さを学びました。

1月14日に生涯学習センターにおいて、新春初笑い、天栄寄席を開催いたしました。須賀川市出身の落語家桂幸丸さんの落語をはじめ、漫才やパントマイム、大喜利などが行われ、約160名が訪れた会場は終始大きな笑いに包まれていました。

次に、社会体育につきましては、2月3日に、村内小・中学生を対象としたスキー・スノーボード教室をグランディ羽鳥湖スキーリゾートにおいて開催いたしました。当日は19名が参加し、インストラクターの指導の下、技術の向上とウインタースポーツの普及を図りました。

次に、湯本公民館事業につきましては、湯本いきいきまなび大学において、「悪質商法、なりすまし詐欺」と「成年後見人制度」の講話を開催し、参加者は生き生きと生きていくためのヒントを得ていました。また、福島の伝統工芸品学び講座を開催し、参加者は会津本郷焼の陶芸体験など、県内の伝統文化を学びました。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案39件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が4月18日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正をするものであります。

議案第3号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総

合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第5号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第6号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度からの介護保険料について改正するものであります。

議案第7号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、議案第10号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの4議案につきましては、介護保険関係基準省令の改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第11号 天栄村奨学資金給与条例につきましては、経済的理由により修学困難な学生の教育の機会均等と有為な人材を育成するため、条例を制定するものであります。

議案第12号 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第13号 天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例から、議案第15号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例までの3議案につきましては、水道法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第16号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、3月をもって指定期間が満了となることから、新たな指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 村道の路線の認定につきましては、春日山地内に新設した村道2路線の認定について、議案第18号 村道の路線の変更につきましては、国道118号の工事に伴う村道1路線の起点の変更について、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 令和5年度天栄村一般会計補正予算につきましては、各種事業費の確定により、歳入歳出それぞれ1億1,313万5,000円を減額し、予算総額を48億5,866万5,000円とするものであります。

議案第20号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において歳入歳出それぞれ3,563万3,000円を追加し、予算総額を6億9,038万1,000円とし、診療施設勘定において歳入歳出それぞれ451万4,000円を追加し、予算総額を5,726万円とするものであります。

議案第21号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ23万6,000円を減額し、予算総額を180万1,000円とするものであります。

議案第22号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、予算総額3,389万8,000円のうちで歳出予算を組み替えるものであります。

議案第23号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、予算総額1,297万円のうちで歳出予算を組み替えるものであります。

議案第24号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ52万6,000円を減額し、予算総額を2億563万5,000円とするものであります。

議案第25号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ213万8,000円を減額し、予算総額を2,310万3,000円とするものであります。

議案第26号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,285万6,000円を減額し、予算総額を7億1,836万7,000円とするものであります。

議案第27号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、予算総額を6,008万2,000円とするものであります。

議案第28号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ554万4,000円を追加し1億5,421万2,000円とし、資本的支出において70万1,000円を減額し、1億1,250万4,000円とするものであります。

議案第29号 令和6年度天栄村一般会計予算につきましては、対前年度比17.7%増の48億1,000万円であります。

議案第30号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定は対前年度比0.8%増の6億6,764万6,000円、診療施設勘定は対前年度比6.3%増の5,221万2,000円であります。

議案第31号 令和6年度牧本財産区特別会計予算につきましては、前年度と同額の63万7,000円であります。

議案第32号 令和6年度大里財産区特別会計予算につきましては、前年度と同額の27万円であります。

議案第33号 令和6年度湯本財産区特別会計予算につきましては、前年度と同額の25万円であります。

議案第34号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算につきましては、対前年度比7%減の3,301万7,000円であります。

議案第35号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計予算につきましては、対前年度比28.8%増の291万8,000円であります。

議案第36号 令和6年度天栄村介護保険特別会計予算につきましては、対前年度2.2%減の6億6,545万9,000円であります。

議案第37号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比

14%増の6,290万2,000円であります。

議案第38号 令和6年度天栄村水道事業会計予算につきましては、令和6年度より簡易水道事業も含め、本会計に予算計上しております。収益的収入は1億7,340万8,000円、収益的支出は1億7,510万8,000円であります。資本的収入は9,022万円、資本的支出は1億6,141万9,000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

議案第39号 令和6年度天栄村下水道事業会計予算につきましては、令和6年度より農業集落排水事業、大山地区排水処理事業及び簡易排水処理事業を一括して下水道事業会計として予算計上しております。収益的収入は3億3,093万3,000円、収益的支出は3億3,363万3,000円であります。資本的収入は900万円、資本的支出は1億745万7,000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和6年3月5日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

11時5分まで休みます。

(午前10時48分)

○議長（服部 晃君） 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は、3番、大浦トキ子君、1名です。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお願いいたします。

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 3 番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3 番、大浦トキ子君。

〔3 番 大浦トキ子君質問席登壇〕

○3 番（大浦トキ子君） 1、補聴器助成制度創設の進捗は。

質問の要旨。

12月定例会において、補聴器助成制度創設について質問し、村では補聴器の購入助成について、高齢者のニーズや他自治体の導入状況を踏まえながら検討していくとの答弁でしたが、その後どのような検討が行われたのか、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

補聴器助成制度につきましては、昨年の12月定例会において、高齢者のニーズや他自治体の導入状況を踏まえながら、補助制度の創設を検討する旨お答えいたしました。現在、県内市町村の導入状況や今後の予定、制度の内容等について情報収集を行っており、今後、補聴器を必要とする方の人数等を把握するためのニーズ調査を行い、本村の実情に合った補助制度を創設したいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3 番、大浦トキ子君。

○3 番（大浦トキ子君） 村長がほかの市町村のニーズについていろいろな検討をしていくということだったんですけれども、ほかの市町村というのはどこら辺にちょっと聞いておりましたか、お尋ねします。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

今回の補聴器の助成制度を実施している市町村につきましては、天栄村を除く県内58市町村にお聞きしましたところ、現在助成制度がありという市町村が5市町村でございます。今後、実施する予定、見込みという市町村が7市町村というところでございます。

○議長（服部 晃君） 3 番、大浦トキ子君。

○3 番（大浦トキ子君） 前もお話したように、白河市では満65歳以上の方で住民税非課税の方、あと、それが助成額費用の2分の1で上限2万まで助成するということです。また、西郷村においては、住民税非課税の方で、満75歳以上の方で上限2万5,000円までとなっております。

難聴で、聞こえないと家族とのコミュニケーションもずれが生じてぎくしゃくする、助成をお願いしたいという声が多くありますが、幾らかでも助成があると助かると皆さんやはり

言っているんですけども、そういう点で、先ほども7市町村でということの答弁だったんですが、今後はどのようにそれをまたこれから検討していく方向で進んでいく考えでしょうか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

県内の補聴器の助成制度は、先ほど調べた内容をお伝えしましたが、それぞれ実施している市町村においても、補助の中身が結構差がありまして、金額にも差がある部分と、あとは、助成の対象として年齢にもかなり差がございます。

また、交付の回数についても1回限りという市町村もあれば、5年程度の耐用年数の後に再交付可能ということで、それぞれの市町村でかなり差がありますので、村長の答弁にもありましたとおり、今後、村の実情に合った補助制度を考えていきたいということで今進めております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今後、ほかの自治体のほうをこれからいろいろと検討して確認しながら、村でもよい方向に向けていきたいというような、いいような答弁をいただいたので、難聴の方もいろいろと金額が高いんで、やっぱり村としても幾らかでも助成制度をしてもらいたいという声がいろいろと多く聞かれますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1つ目は終わります。

2、統合小学校の進捗状況について。

村民、特に子育て世代の方々から、小学校の統合はいつ頃なのかとの声が寄せられております。令和4年9月に関連の質問をしたところでありますが、その後、村では統合に向け検討が進んでいると思いますので、現在の進捗状況について伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

統合小学校の整備につきましては、これまでもお示ししておりますとおり、まず土砂災害警戒区域内にある保育所を移転することを最優先に取り組み、その後、統合小学校の整備を行いたいと考えております。保育所移転の進捗状況につきましては、現在、用地造成工事の実施設計及び建物の基本設計を行っており、来年度には用地造成工事、令和7年度には建物の建設工事を実施し、令和8年4月に新しい保育所を開所させる予定であります。統合小学校につきましては、昨年9月の議会全員協議会にて、令和4年度に策定した基本構想・計画の概要を議員の皆さんにご説明させていただきました。

また、小・中学校統合委員会においては、コロナ禍により実施できなかった先進地の視察研修を昨年11月に実施し、近年の学校施設の在り方について研修していただきました。今後は、県外の先進地についても視察研修を実施いただき、統合小学校の設計に生かせるよう議論を重ねていただくとともに、村の財政状況を見据えながら財源の確保方策についても検討を進め、よりよい統合小学校の整備に努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） まず保育所の移転をしてからということで、小学校の統合ということは、なかなかいつ頃になるかということはちょっと分からないんですかね、何年後になるかということは。一応、答弁をお願いします。

じゃ、議長、いいです。

なかなか進捗状況については、もう大分時間かかると思うんですが、平田村では、前も質問したんですけども、過疎対策費というのを使っております。天栄村では過疎対策費を使ってできるかどうかということはどうのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

小学校を建設するに当たっては様々な補助事業を今検討しておりまして、まずは第一に、文科省の事業を行いまして、補助対象にさせていただいて、残りの財源について過疎債を充てられればよいのかなというふうに検討しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 過疎対策費ということは、どれぐらい費用として村のほうに入ってくるかという、大体どれぐらい検討できますかね。そこまではちょっと分からないでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まだ事業費が確定していないところで、過疎債幾らということは、ちょっと今の時点では申し上げられないのでご了承いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 過疎対策費まではなかなか、そこまではちょっと考えるのには時間がかかるというご答弁でしたので、何とか過疎対策費を幾らかでも使って、統合の費用のほうを幾らかでも安くできるような感じでしてもらいたいなと思っております。

簡単ではございますが、質問、終わります。

○議長（服部 晃君） 3 番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第 8、議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北畠さつき君登壇〕

○議会事務局長（北畠さつき君） 議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 天栄村大字湯本字居平 1 番地。

氏名 星徹。

生年月日 昭和38年 4 月29日生。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員 3 名のうち、星國春委員が本年 4 月18日の任期満了をもって退任となりますので、新たに星徹さんを選任することについて、地方税法第423条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

星徹さんは、令和元年に湯本行政区駐在員の任を務め、地域の事情に精通しており、その豊かな経験と実績は、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は 4 月19日から 3 年間であります。

以上、上程しますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第11条の2 給与条例第19条の規定は、任期の定めが六月以上の第2号会計年度任用職員について準用する。

第2項 任期の定めが六月に満たない第2号会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が六月以上に至ったときは、当該第2号会計年度

任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが六月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

第3項 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第2号会計年度任用職員として任用された者の任期（六月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が六月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが六月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

第18条第1項中「した日現在」の下に「。附則第11項第2号において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条の2 給与条例第19条の規定は、任期の定めが六月以上の第1号会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として村長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において受けるべき給料の月額」とあるのは「基準日（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日）以前6か月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第2号会計年度任用職員との均衡を考慮して村長が規則で定める額を除く。）の一月当たりの平均額」とする。

第2項 任期の定めが六月に満たない第1号会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が六月以上に至ったときは、当該第1号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが六月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

第3項 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第1号会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（六月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が六月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが六月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料2ページ、議案第2号説明資料をお願いいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会の勧告を踏まえまして、会計年度任用職員の勤勉手当を支給する旨改正するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、第2条でございますが、会計年度任用職員へ支給する給与の種類に勤勉手当を追加するものでございます。

続きまして、第11条の2では、第2号会計年度任用職員、こちらはフルタイム勤務の方でございますが、その勤勉手当の支給要件を追加するものでございます。

続きまして、第18条は、当該条例の期末手当の支給に係る文言の整理でございます。

続きまして、次のページでございますが、第18条の2では、第1号会計年度任用職員、こちらはパートタイムの勤務の方でございますが、そちらの方の勤勉手当の支給要件を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため、午後1時30分まで休議いたします。

（午前11時29分）

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第3号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 5ページをお開きください。

議案第3号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村手数料徴収条例（平成12年天栄村条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

別紙。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

別紙。

手数料の種類、手数料の額。

1項、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料。1通につき450円。

2項、戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5号まで又は126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料。証明事項1件につき350円。

3項、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）。戸籍電子証明書提供用識別符号1件

につき400円。

4 項、戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料。1通につき750円。

5 項、戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料。証明事項1件につき450円。

6 項、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）。除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円。

7 項、戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料。1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。

8 項、戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料。1件につき350円。

9 項、住宅用家屋証明申請手数料。1件につき1,300円。

10項、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料。1頭につき3,000円。

11項、狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料。1頭につき550円。

12項、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札

の再交付手数料。1件につき1,600円。

13項、狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料。1件につき340円。

14項、証明手数料。1件につき250円。

15項、公簿、公文書、図面及び印鑑の閲覧又は照合に係る手数料。1件につき250円。

16項、公簿、公文書の謄本、抄本又は図面の謄写に係る手数料。1枚につき10円。

17項、印鑑登録証の交付手数料。1件につき250円。

18項、印鑑登録証の再登録手数料。1件につき500円。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律による改正後の手数料を徴収する事務が新たに定められたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

この改正により、新たに開始されるサービスとしまして、本籍地以外での戸籍謄本等の交付が可能となる広域交付や、マイナンバー制度を利用した戸籍謄本等の取得や添付の省略に関する内容の規定が追加されました。このため、第2条第1項の表に所要の規定の整備を行うものであります。

改正の内容についてご説明いたします。

改正案によりご説明いたします。

表の1項では、戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付について、本籍地以外での戸籍謄本などの交付事務が追加となったことから、根拠法や文言追加・修正をしております。本籍地と同額となるため、手数料の改定はございません。

2項では、現行3項を改正案2項に移動しましたが、手数料の改定はございません。

次に、3項では戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務について新たに追加し、諸手続をオンラインで申請することが可能となるものでございます。こちら、新規追加になります。1件につき手数料400円でございます。

4項では、現行2項を改正案4項に移動しまして、除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付について、本籍地以外での除籍謄本等の交付事務を追加しております。手数料の改定はございません。

5項では、現行4項を改正案5項へ移動しましたが、手数料の改定はございません。

続きまして、6項では除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務について新たに追加しております。諸手続をオンラインで申請することが可能となるものでございます。こちらも新規追加で1件につき手数料700円でございます。

7項では、現行5項を改正案7項へ移動しましたが、手数料の改定はございません。

8項では、現行6項を改正案8項へ移動しましたが、手数料の改定はございません。

9項以降では、現行条例の7項から16項まで2条ずつ繰り下げて、9項から18項とする改正でございます。こちらについては内容の改正はございません。

附則では、この条例は公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用することとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いします。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「第11項」を「第10項」に改める。

第23条の見出し中「掲示」の下に「等」を加え、同条中「を掲示しなければならない。」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号または同条第2号」に改め、「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の下に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。」とあるのは、「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。」と、」を、「総数」と、」の下に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料、9ページをお願いいたします。

本条例につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正及び内閣府令の母体保護施行規則等が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

主な改正内容ですが、第23条では、特定教育・保育施設は、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担等の重要事項について、書面の掲示に加えインターネットを利用して公

衆の閲覧に供しなければならないことを新たに規定するものです。

11ページをお願いします。

第53条につきましては、特定教育・保育施設が電磁的方法により書面等を提供する場合の方法の文言の適正化を図るための改正であります。

その他につきましては、文言等の整理となります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第5号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 16ページをお願いいたします。

議案第5号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

17ページをお願いします。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表ひとり親家庭の項中「第10条第1項」の下に「又は第10条の2」を加える。
附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料、12ページをお願いいたします。

本条例につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、接近禁止命令の要件等の改正に伴い所要の改正をするものです。

13ページをお願いします。

第8号に規定される接近禁止命令等の要件に法第10条の2に規定される退去等命令が新たに設けられたことにより追加するものです。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第6号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 18ページをお願いいたします。

議案第6号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

19ページをお願いいたします。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「3万9,000円」を「3万5,400円」に改め、同項第2号中「5万8,500円」を「5万3,400円」に改め、同項第3号中「5万8,500円」を「5万3,800円」に改め、同項に次の4号を加える。

第10号、令第38条第1項第10号に掲げる者14万8,200円。

第11号、令第38条第1項第11号に掲げる者16万3,800円。

第12号、令第38条第1項第12号に掲げる者17万9,400円。

第13号、令第38条第1項第13号に掲げる者18万7,200円。

第3条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「2万3,400円」を「2万2,200円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「2万3,400円」を「2万2,200円」に、「3万9,000円」を「3万7,800円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「2万3,400円」を「2万2,200円」に、「5万4,600円」を「5万3,400円」に改める。

第5条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、令和6年4年1日から適用する。

（経過措置）

第2条、改正後の天栄村介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、

令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料14ページをお願いします。

第１号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険事業計画及び政令で定めた基準に従って決定されることになっており、このたび、令和６年度から８年度までの第９期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の改定をするための所要の改正をするものでございます。

なお、基準額となる保険料の額は、現在の額から変更ありませんが、第３条第１項第10号から第13号までの高所得者の保険料の段階を新たに追加しております。

また、令和６年度から令和８年度におきまして、国による低所得者への保険料の軽減策が継続されることから、第３条第１項第１号から第３号までの被保険者に対して保険料率の軽減を行うものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第７号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 21ページをお願いいたします。

議案第7号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いします。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該」の下に「指定」を加え、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

第8号、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

第9号、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

同第42条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規

定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

第5号、第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第47条第3項ただし書中「当該」の下に「指定」を加え、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該」の下に「指定」を加える。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

第5号、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第6号、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

第3号、第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

第5号、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第6号、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

第3号、第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第59条の24第1項条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

第3号、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第4号、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

第4号、第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条中第2項中「施設をいう。以下同じ。）若しくは」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

第5号、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第6号、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「管理者をいう。」の下に「以下」を加える。

第79条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

第3号、第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

第7号、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

第2項、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

第1号、利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

第2号、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

第3項、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

第4項、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

第5項、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第6項、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

第11項、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用

については、当該規定中「1」とあるのは「0.9」とする。

第1号、第129条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ、利用者の安全及びケアの質の確保。

ロ、地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮。

ハ、緊急時の体制整備。

ニ、業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検。

ホ、地域密着型特定施設従業者に対する研修。

第2号、介護機器を複数種類活用していること。

第3号、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

第4号、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

第2項、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

第1号、利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

第2号、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

第3項、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

第4項、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

第5項、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第6項、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の下に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

第2項、指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変時に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第1号、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

第2号、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

第3号、入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

第2項、指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

第3項、指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

第4項、指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第5項、指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

第5項、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の下に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

第7号、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

ロ、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号から第9号までの規定中、「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第5条、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項

（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料、16ページをお願いいたします。

今回の改正は、本条例の基準であります国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令の改正及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

主な改正内容ですが、本条例では地域密着型サービスの種類ごとに規定が定められており、今回の改正で全サービス共通の改正とサービスごとの改正に分かれております。

まず、全サービスの共通の改正につきましては、事業所の運営規定等の重要事項を原則としてウェブサイトに掲載することの義務化、緊急やむを得ない場合を除いての身体的拘束等の適正化、電磁的記録媒体の使用に係る規定の見直しによる改正であります。

次に、サービスごとの改正ですが、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護においては、管理者による他事業所の職務との兼務に関する配置基準が緩和になったこと、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護においては、協力医療機関との連携体制の構築のための見直しについての改正であります。

地域密着型老人福祉施設入所者の生活介護については、協力医療機関との連携体制の構築のための見直しに加え、ユニット型施設の管理者の管理者研修の受講が努力義務となっております。

また、多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービスに共通して、利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務についての改正であります。こちらは3年間の経過措置があります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

50分まで休みます。

（午後 2時32分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第8号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 議案第8号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項に」、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

第3号、第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

第10号、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第11号、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第80号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条の次に次の1項を加える。

第3項、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第2号、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第3号、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第62条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第62条の2、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多

機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第63条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第71条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第78条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第82条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

第2項、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

第1号、利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

第2号、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

第3項、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

第4項、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

第5項、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第6項、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合において

は、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第84条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第85条中「及び第60条」を「、第60条及び第62条の2」に改める。

第90条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則

（施行期日）

第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第62条の2（新条例第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料、41ページをお願いします。

今回の条例改正は、先ほどの議案第7号と同様に国の基準の改正によるものです。

主な改正内容ですが、本条例では3つの地域密着型介護予防サービスの種類ごとに規定が定められており、3サービス共通の改正と各サービスごとの改正がございます。

まず、3サービス共通の改正につきましては、事業所の運営規定等の重要事項を原則としてウェブサイトに掲載することの義務化、管理者が兼務できる事業所の範囲の明確化、緊急やむを得ない場合を除いての身体的拘束等の適正化、電磁的記録媒体の使用に関する規定の見直しに係る改正でございます。

次に、サービスごとの改正でございますが、小規模多機能型居宅介護におきましては、管理者による他事業所の職務との兼務に関する配置基準が緩和となること、認知症対応型共同生活介護におきましては、協力医療機関との連携体制の構築による改正でございます。

また、両サービスに共通しまして、利用者の安全と介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務が規定されております。こちらは3年間の経過措置でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第16、議案第9号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 議案第9号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」の上に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

第2項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

第3項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

第4項、前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第1号、管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合。

第2号、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業

所の管理に支障がない場合に限る。)

第7条第2項中「申込」を削り、同条第3項中「職員」の下に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第13条に次の2項を加える。

第2項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

第3項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「係る」を「ついて前条第1項の」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」の上に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、「第140条の66第1号ロ」の下に「(2)」を加え、同条第4号中「規定」の下に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項、指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号二中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

第3号、第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第33条第2号の次に次の2号を加える。

第2号の2、指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第2号の3、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号イ中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、「利用者と」を「利用者に」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「しない月」の下に「ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号ロを同号二とし、イの次に次のように加える。

ロ、イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（1）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（2）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

（i）利用者の心身の状況が安定していること。

（ii）利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

（iii）担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ、サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

第29号、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2項、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料、50ページをお願いします。

今回の条例改正は、先ほどの議案第7号、第8号と同様に国の基準の改正によるものです。

主な改正内容ですが、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて、指定介護予防支援を行うに当たって、支援を円滑に実施するための規定の整備、人材の有効活用及び指定居宅サービスの事業者との連携推進に係るケアマネジメントの質の向上の観点から、指定居宅サービス事業者との連携によるモニタリングをテレビ電話装置等を活用して面接をすることを可能にする規定が追加されております。

また、事業所の運営規定等の重要事項を原則としてウェブサイトに掲載することの義務化、緊急やむを得ない場合を除いての身体的拘束等の適正化、電磁的記録媒体の使用に係る規定の見直しによる改正が、議案第7号、第8号と同様に定められております。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 3時22分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和6年3月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第10号 | 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第11号 | 天栄村奨学資金給与条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第12号 | 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第13号 | 天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第14号 | 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第15号 | 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第16号 | 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第 8 | 議案第17号 | 村道の路線の認定について |
| 日程第 9 | 議案第18号 | 村道の路線の変更について |
| 日程第10 | 議案第19号 | 令和5年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第11 | 議案第20号 | 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第12 | 議案第21号 | 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第13 | 議案第22号 | 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第14 | 議案第23号 | 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について |
| 日程第15 | 議案第24号 | 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 日程第16 | 議案第25号 | 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第17 | 議案第26号 | 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第18 | 議案第27号 | 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第19 | 議案第28号 | 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算について |
| 日程第20 | 議案第29号 | 令和6年度天栄村一般会計予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	北	畠	正	君	２番	円	谷	要	君
３番	大	浦	トキ子	君	４番	小	山	克彦	君
５番	廣	瀬	和吉	君	６番	揚	妻	一男	君
７番	渡	部	勉	君	８番	熊	田	喜八	君
９番	大須賀	溪	仁	君	１０番	服	部	晃	君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添	田	勝	幸	君	副村長	揚	妻	浩	之	君
教育長	長	場	壮	夫	君	参事兼 総務課長	小	山	富美夫		君
参事兼 企画政策 課長兼 計管理者	熊	田	典	子	君	税務課長	塚	目	弘	昭	君
参事兼 住民課長	内	山	晴	路	君	健康福祉 課長	森		和	昭	君
産業課長	芳	賀	信	弘	君	建設課長	櫻	井	幸	治	君
湯本 支所長	星		裕	治	君	教育課長	関	根	文	則	君
生涯学習 課長	黒	澤	伸	一	君						

職務のため出席した者の職氏名

議会議 事務局 長	北	畠	さつき	書記	小	針	陽	平
書記	渡	邊	久美					

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第10号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） おはようございます。

議案第10号 天栄村居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の下に「（以下「地域包括支援センター」という。）を加える。

第3条第2項中「利用者の数が35を」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介

護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第14条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に該当事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が四十九又はその端数を増すごとに一とする。

第4条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第2項中「あらかじめ」の下に、「利用者又はその家族に対し」を加え、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号を次のように改める。

第2号 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）第32条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者

又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第14条第2号の次に次の2号を加える。

第2号の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

第2号の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第14条第14号中「主治の医師若しくは、歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号中、「、利用者の居宅を訪問し」を削り、「イ」を「ウ」に改め、同号に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

（1）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（2）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

（i）利用者の心身の状況が安定していること。

（ii）利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

（iii）介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第14条第29号中「基づき、」の下に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第23条第1項中「事項」の下に（以下この条において単に「重要事項」という。）を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

第3号 第14条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第32条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2項 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第23条第3項（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料56ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、議案第7号、第8号、第9号と同様に、国の基準の改正によるものでございます。

主な改正内容ですが、指定居宅介護支援事業所ごとに一定数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準の見直し、管理者の業務範囲の明確化、公正・中立性を確保するための取組の見直し、指定居宅サービスの事業者の連携によるモニタリングについて、テレビ電話装置を活用した面接についての規定が追加されております。

また、事業所の運営規定等の重要事項を原則としてウェブサイトに掲載することの義務化、緊急やむを得ない場合を除いての身体的拘束の適正化、電磁的記録媒体の使用に係る規定の見直しが議案第7号、第8号、第9号と同様に定められております。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の日程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第11号 天栄村奨学資金給与条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 議案第11号 天栄村奨学資金給与条例の制定について。

天栄村奨学資金給与条例を次のように定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村奨学資金給与条例。

（目的）

第1条 この条例は、学業や文芸・スポーツ（以下「学業等」という。）に秀でており、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を給与することにより、教育の機会均等を図り、もって有為な人材を育成することを目的とする。

（奨学資金の給与を受ける者の資格）

第2条 奨学資金の給与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）に在学している者で、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

第1号 本人又は保護者が天栄村に住所を有すること。

第2号 経済的理由により修学が困難と認められること。

第3号 向学心があり、品行方正、身体強健な者であること。

第4号 国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の給与を受けていないこと。

（奨学資金の額）

第3条 奨学資金の額は、月額5万円とする。

(給与の期間)

第4条 奨学資金を給与する期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業期間とする。

(奨学資金の申請)

第5条 奨学資金の給与を受けようとする者は、規則の定めるところにより教育長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 教育長は、前条による申請があったときは、別に定める奨学生選考委員会の意見を求め、予算の範囲内で奨学生を決定するものとする。

(奨学資金の給与)

第7条 奨学資金は、毎月本人に給与する。ただし、数月分を併せて給与することができる。

(奨学資金の給与の休止)

第8条 奨学生が休学したときは、その期間中、奨学資金の給与を休止する。

(奨学資金の給与の停止又は廃止)

第9条 奨学生が次の各号の1に該当すると認められるときは、奨学資金の給与を停止し、又は廃止する。

第1号 死亡又は退学したとき。

第2号 傷病等のために卒業の見込みがないとき。

第3号 学業等の成績又は素行が不良となったとき。

第4号 休学、転学又は退学の事由が適当でないとき。

第5号 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。

第6号 その他奨学生として不適当と認められるとき。

(奨学資金の返還)

第10条 奨学生は、前条第3号、第4号又は第6号に該当する場合は、既に給与した奨学資金全額を返還しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料62ページをご覧ください。

こちらにこの給与条例の概要を記載しておりますので、この概要を基に説明させていただきます。

まず、目的でございますが、第1条のとおり、学業や文芸・スポーツに秀でており、経済的理由による修学困難な方に奨学資金を給与することで、有為な人材を育成することを目的としております。

次に、奨学生の資格でありますが、第2条のとおり、大学、大学院または短期大学に在籍する者で、こちらに記載の①番から④番にある要件に満たしている者を対象とします。

続いて、奨学資金の額、給与の期間につきましては、第3条、第4条、それから、第7条から第10条のとおり、月額5万円で、在籍する学校の修学期間中に給与されることになります。

次に、申請の方法でありますが、第5条のとおり、出身高校の校長の推薦により、必要書類を添えて申請することとしております。

次に、奨学生の決定においては、第6条において、選考委員会の意見を求めて、決定することとしております。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） まず、第1条の学業や文芸・スポーツに秀でておりというふうな文言がありますが、これについてもうちちょっと具体的に、例えば、学業だったらどのぐらいの成績なのかとか、スポーツだったらどうなのか、文芸とありますけれども、それはどうなのか、例えば、高校のインターハイに出場して優勝するとか、そういうふうなおおよその基準を聞きたいです。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

先ほどの学業の秀でている選考基準でございますが、学業に関しましては、おおよそ高校の評定5段階でいえば、4以上が目安となるのかなというふうに考えております。

続いて、文芸やスポーツに関しましては、世界や国際大会はもちろんですが、全国規模の大会で優秀な成績を収め、学業との両立に専心する者ということで、一応この条例とは別に、奨学生の選考基準というものを選考委員会の中である程度目安として設けて、選考のほうを選考委員会にかけて、面接等も行いながら決定してまいりたいというふうに現在では考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君）　じゃ次に、まず、第2条の1項、本人、保護者が天栄村に住所を有する、これは、期間は関係ないんですか。

○議長（服部　晃君）　教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君）　お答えいたします。

こちらの期間というのは、その高校の在学……

〔「天栄村に在住して2年とか3年とか5年とか」の声あり〕

○教育課長（関根文則君）　すみません。今のところは期間の要件は基準の中では考えてはいなかったんですが、その辺もう少し基準を、これから選考委員会の決まり等を決める中で、ある程度その辺の目安、きっちりこう何年間ということは明記はなかなか難しいかとは思いますが、その辺の目安となるよう考え方をちょっとまとめて、選考委員会のほうに示させていただければと思っております。

○議長（服部　晃君）　4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君）　ということは、在住の住所の有する期間というのは、設けるというつもりでいるということで理解していいんですね。というのは、例えば、この4月からこの制度が始まるわけですが、ああこういういい奨学金があるんだ、じゃ天栄村に住所を移動して申請しよう、いきなりこの3月中にという人も現れるかもしれませんよね。その辺はどういうふうに考えているのか。それも含めて大丈夫ですよと言うのかどうか。

○議長（服部　晃君）　教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君）　お答えいたします。

今のところ、その期間というのは明記は、何年間以上という明記は難しいかとは思いますが、選考委員会の中で、やはり認められる、突然村に移住してきたからといって認められるというのもなかなか厳しいのかなと思いますので、ある程度、例えば1年以上の目安とか、きっちりした基準というのは難しいのかもしれませんが、その辺選考委員会に適正に判断してもらえるような目安というものは、ある程度示してはいきたいなとは思っております。

○議長（服部　晃君）　4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君）　選考委員会に委ねるといっても、そこはやっぱりきちっと決めておかないと、あやふやなことで、片方は緊急に1か月以内しか住所ないのに、片方は2年、3年、5年住んでいるとかというふうなことで、委ねてあやふやな線というのだと、一番後から問題とか起こると思いますので、そこはやっぱりきっちりと2年だったら2年とか、1年だったら1年、住所移動期間が全くなくて、直前の3月に移動してもいいですよという、そういうふうなきちっと決めることも大事ではないかな。というのは、私は直前に決めてもいいんじゃないかなと思うんですよ、直前に住所移動しても。それだけ天栄村の住所を有するとい

うことなので、私はそういう考えなんですけれども、ただ、その辺はいろいろ考えがあると思うので、そこはきっちり決めておくべきだと思います。

あと、今度、4項のほかの団体から奨学金の給与を受けていないこととありますが、天栄村では医学部に進学した子に対しての学費の補助等をやっていますけれども、それとの兼ね合いはどういうふうに考えていますか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

説明資料の62ページのほうの奨学生の資格ということで、第2条関係を記載しておりますが、④番の下に米印で、同種類の奨学資金制度の貸与を受けることは可能ということで、こちらの条例でいっている給付を受けることはできないということで、給付型に関しては同種類の給付は、それは要件としては駄目だよということで、貸与に関しては、この条例では特に規制するものではないということで考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、返還する給付は大丈夫だということで、全額の、これ給与になっていますけれども、これ給付、同じ解釈でいいんですね、給与でも給付でも。全額の給与は大丈夫だということですね。ということは、例えば、成績優秀な村内の子どもが医学部に入学してということと、この制度の併用は可能であるということで理解していいんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

制度的には併用も可能かと思いますが、ただ、一方で、その貸与を受けていることによって経済的な軽減が図られますので、その辺は考慮した上で、貸与を受けた上で経済的な軽減が図られて、もうそれ以上に給付をとということではなくて、貸与は受けているけれども、それでもまだ経済的には厳しいというような、ある程度の一定の所得の状況も見ながらの判断になるかと思うので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。その辺きちっと規則か何かで決めるかと思うんですけれども、もし決まったときには、参考のために拝見させていただきたいと思います。

あと、最後に、第6条の予算の範囲内で奨学生を決定するということはあるんですが、来年度の予算幾らでしたっけ、取りあえず、考えているのは。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

当初予算に案として計上させていただいているのは180万円で、年間で計算しますと3人分の奨学資金ということになっております。

○議長（服部 晃君） 4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） そうしますと、年間大体、定員 3 人ということで理解してよろしいんですね。4 人とか 5 人とかというのはないですね。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前 10 時 29 分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 10 時 29 分）

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君） お時間取っていただきありがとうございます。

一応、条例にもあるとおり、予算の範囲内でとありますので、その予算の中で、例えば、優秀な方 5 人申し込んだとしても、選考の中で 3 人に抑える、または、3 人にならなくて 1 人というケースもあることも考えられますので、ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） それで、180 万、3 人ということなんですけれども、この人たちが 1 年、2 年、3 年、4 年、大学だと 4 年間行きます。ということは、今後、4 年後には 180 掛ける 4 倍の予算、年々予算増えていくということで理解してよろしいんですね。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、申請があれば、基本的には卒業するまでということになるのかなと考えておりますので、議員のお考えのとおりで私どもも考えております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、揚妻一男君。

○6 番（揚妻一男君） 大変条例としては悪くはないんですが、これきちんと人数なり、金額を決めておかないと、後から大変困るような状況に陥ってくるんじゃないかと思うんですよ。例えば、4 人なら 4 人、3 人なら 3 人と、今年はそれで 180 万で済むけれども、これずっといくと、4 年間続けるわけですから、だんだん増えていくわけですよ。そういうことになったときに、途中でやめるということはできなくなると思うんですよ。途中で、もう財源がないからやめるということはできないと思うんですよ。

その辺もう少ししっかりと、何でもかんでもこの選考委員会で決めると、選考委員の委員も決まっていないわけですよ。そういう中で、唐突にこれ出してきて、これ 4 月に間に合わせるために急に出したんじゃないかと思うんですよ。ということは、もうおおむねそうい

った方がいるというようなことを想定してつくったんですか、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新年度の制度というようなことでございますので、こちらにつきましては、先ほど担当課長から申し上げましたように、年間マックスで3人というようなことで、その予算の範囲内で実施すると、あと、説明の中では、大学2年生、その条件が合えば、それも認めるというようなことでございますので、それ以上人数が増える、予算が増えるということはございません。その予算の範囲内で今後も実施していくというようなことで、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 予算の範囲というのは、今年は180万でいいですよ、それ3人だから。これずっと4年間続くわけですよ、1人の生徒が。ずっと行った場合に4年になったときには、今度180万の4倍、この金額がずっと続くわけですよ。その範囲内でやると、180万の4年という、720万は必ず取っておかなきゃなんないというような状況なんですよ。これらはもう本当に途中でやめることできないから、よく考えて、財政的に絶対大丈夫だということで、村長はこの案を出したんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この予算につきましては、財政的にはマックスで12人分というようなことで、そこまでは村として、そこはそんなに逼迫することもなく、よそに影響を及ぼすこともない状況でございますので、これは問題ないというような判断の下に進めさせていただきました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やはり裏づけというものを、基金か何か下りて、裏づけというものをきちんと取っておくんならいいんですけれども、それが特別、教育基金等を積んでおくわけではないんですよ。例えば、何かできちんとつくっておくんだというようなことをしないでやり始まるというのは、これ我々この改選時期になって、ここでいきなり決めろというのはなかなか難しいことだと思うんですよ。やはりこういう大事なことは、前にもいろんな奨学金出すような考えがあってやっていたんですけれども、やっぱりある程度審議時間を取って、審議しないで、何かもうこの奨学生の選考委員会で後から肉づけするような話では困るんですよ。

だから、さっきこのこと話してしまったけれども、医学生の10万円のこれだって出ているわけですから、これだってまだどのくらい出てくるか分からないですが、だから、いずれ天栄村のためになるということで、10万円の資金を認めたわけですよ。それらもう支給さ

れてから卒業してかなりたつんですが、経過については全然私らは何にも聞いていないんですが、そういった報告もない。だから、やはりあげたものについて実績はどうなっているんだかと、そういった報告をある程度年数過ぎたら、あれ報告することも大事だと思うんですよ。何かみんなもう出して、そのままだうなっているんだかと聞かれるまで執行部のほうでは説明しないというような状況では困りますので、やはりこれ急ぐということはもう今度の4月からこれを実施するという考え方で出したんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新年度からこういう制度を設けて、どうしても優秀なんだけども経済的に厳しくて行けない、そういう方々が行けるような、そういう体制づくりをしっかりとつくということでご提案をさせていただきましたし、こちらの財源につきましては、人材育成資金というのがありますので、そこにふるさと納税もおかげさまで順調でございますので、そういったものをこの基金に積立てしながら、そこは対応していきたいと考えております。

また、その医学生につきましては、今、確かに議員がご指摘のとおり、その後の経過についてはご説明できなかったこと、大変申し訳なく思っております。今、順調に医師としての研鑽を磨いているところでございます。日々成長してきていると、将来的には湯本の診療所に来ていただくというようなことで、お話も年に1回会って、担当課なり話をしていますので、そういったところのつながりはしっかり持ちながら、あと、またその経過についても、またその機会を見ながら、ご説明もしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 4月からやりますかと聞いているんだけど、なかなか村長しゃべってくれないから。何か話せない問題があるんですか。

それと、ただ、ここにあるように、遅れたって途中からでもいいようなこと書いています、これ、大学2年生からも応募できるなんていうこと書いてあるから。だから、そんなに気もまなくたっていいんじゃないのかと思うんだけど、何か取ってつけたように、すぐ今やらなきゃならない状況に陥っていて、何もそうならそれで構わないんじゃないですか。4月からそういう人がいるからやりたいんだって言うんだら、急いでやるのもいいんだけど、何も隠さないで言ったほうがいいんじゃないんですか、もう。そんなに急ぐ必要がないんだったら、この次じっくり審議してもらったほうが、選考委員会である程度の規定も詰めて、内容を詰めて、そして、本会議にかけるとというのが普通の筋だと思うんですが。

急いでいるようだね。先ほども言ったけど、やはり基金というのをつくってきちんとしておかないと、後から困ると思うんですよ。やはりできるだけ給付基金の奨学基金というの

は裏づけをつくってやっていただきたいと思います。私たちいなくなりますので、きちんとしたことについては議会に、やはり選考委員会のいろんな規定、それは今まだできていないようですから、だって、これからこれ委員を誰を選んでやるんだか知らないんですけれども、もう3月ですよ。4月からやるのには間に合わないんじゃないのかなと思うので、まだ時間があるとするんだったら、やはりきちんと規定をつくった中で諮ったほうが、私はいいんじゃないかと思うんです。そんなことで、ご意見だけ申し上げておきます。

○議長（服部 晃君） 答弁はいいですか。

○6番（揚妻一男君） いや、いいよ。後の人らがどういう風にするんだか知らないけれども、俺は意見だけ申し上げとくというだけ。そういうことやらなきゃならないんじゃないですかという意見だけ申し上げておく。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほどのようなご意見しっかりと受け止めさせていただきながら、ちょっと誤解をされて困るものですから、4月からそういう該当者がいるわけではございません。そういういない中で、村としてもこういう制度、こういう支援の制度もちゃんとしっかりやっぱり設けていくと、人材育成資金、そういった中での育成というのがすごくやっぱり重要な部分でございます。

今、この物価高騰、大変厳しい状況、生活困窮したり、突然なってきたりと、企業なんかの倒産も出てきたりというような状況もあります。そういった中で、せっかく進学した大学なり何なり、優秀なのにそれをまた途中で諦めると、そんなことがあってもならないというような思いもありまして、これは早急に制定をして、この新年度からこういったところの対応をしていきたいという思いでございますので、ここについてはご理解をいただきたいと思います。

村としても、ふるさと教育をしながら、今の子どもたち、これを立派な大人に成長させていく、支援をしていく、そうした中で、将来的には、ふるさと納税なり様々な部分で返ってきている部分もありますし、今後も、こういった育成資金をしっかり設けて育てていく、そういう村でなければならないと思います。

財源については、先ほど申し上げましたように、ふるさと納税、昨年度の1.5倍ぐらいまで伸びてきております。こういったところの活用をしながら、財政を圧迫するようなことがない中で育成をしっかりしていきたいという思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 説明資料の中で、給与の期間、学校の正規の修業期間以内というこ

とは、4年制大学だったら4年間ということなんでしょうけれども、やむなく病気とかけがなどで留年してしまった場合はどうなるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

第9条に奨学金の給与の停止又は廃止ということで、相当な理由があつて、病気で休むとか、そういうことであればその期間は停止するので、4年生までは一応対象となるというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 復学して、あと1年かかりますよと言われた場合は、一度審議会か何かに諮って、それを認めるかどうかという判断になるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

一応、その学生の毎年の年次報告的な報告はいただくように規則で定めておりますので、毎年、報告をいただきながら、議員おっしゃるように、やむを得ない理由で、病気等のために停止せざるを得ない状況であれば、そこはまた給付のほうは再開するというようなことで考えております。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時5分まで休みます。

(午前 10 時 47 分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 05 分)

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第 3、議案第 12 号 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 59ページをお願いいたします。

議案第 12 号 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和 5 年天栄村条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附則。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料 63 ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、引用している同法の条項にずれが生じたため、条文の整理をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第13号 天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第13号 天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料64ページをお願いいたします。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第4条第6号において、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、関係規定の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これちょっと布設管理者の議案なんですが、ちょっと聞きたいんですが、布設ということで、天栄村の石綿管、これは全部工事終わっているんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

石綿管工事につきましては、まだ残っている箇所がございます。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時12分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時17分）

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

○建設課長（櫻井幸治君） お時間をいただきありがとうございました。

石綿管に関しましては、現在、残りが約1キロ弱となっております。大体1年間で整備できるメーターが400メーターくらいなので、それを考えると、あと三、四年は更新が出てくるのではないかと推測されます。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第14号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第14号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例。

天栄村水道事業給水条例（昭和48年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条、第34条の2第2項ただし書及び第36条第1号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料65ページをお願いいたします。

こちらの改正につきましても、議案第13号と同様に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正が令和6年4月1日に改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第9条、第34条の2第2項ただし書及び第36条第1号において、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、関係規定の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第15号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第15号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

天栄村簡易水道事業給水条例（昭和53年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条、第35条第2項ただし書及び第38条第1号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改

める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料66ページをお願いいたします。

こちらの改正につきましても、議案第13号、議案第14号と同様に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第11条、第35条第2項ただし書及び第38条第1号において、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、関係規定の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第16号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 議案第16号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村デイサービスセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1 管理を行わせる公の施設の名称。

天栄村デイサービスセンター。

2 指定管理者となる団体の名称。

社会福祉法人岩瀬福社会 理事長 善方常敏。

3 指定期間。

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村デイサービスセンターの指定管理の指定期間が令和6年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から令和9年3月31日までの3年間の指定管理について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

指定管理者の応募につきましては、昨年の11月20日から12月19日まで1か月間行いましたところ、応募者は、社会福祉法人岩瀬福社会1社でした。さらに、1月18日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、本施設の指定管理者に社会福祉法人岩瀬福社会が選定されたことから、本案を上程するものです。

なお、本施設の指定管理料につきましては、介護保険事業等の事業収入で施設の運営を行うことから、村からの指定管理料の負担はありません。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この水道光熱費も岩瀬福社会のほうで出しているんですか。これは村で出しているんですか。どちらですか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

光熱費等の負担につきましては、岩瀬福社会のほうで負担しております。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第17号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第17号 村道の路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

1155、春日山3号線、天栄村大字飯豊字春日山16番43地先、天栄村大字飯豊字春日山16番45地先。

1156、春日山北小屋線、天栄村大字飯豊字北小屋19番15地先、天栄村大字飯豊字北小屋19番9地先。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料133ページをお願いいたします。

認定路線図に赤い色で表示しております路線が、今回認定していただきます路線でございます。本路線は、いずれも起点及び終点が村道に接続し、複数戸の住宅を連絡する路線であり、一般交通の用に供され、公共性の高い道路であることから、路線認定をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今回、村道になるこの路線というのの土地、地主というのは、村なんですか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

土地については、村所有でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ここは団地の開発で行われたところだと思うんですけども、これ開発のときにも道路というのは、もう必然的に公共のものであるということで、もう村の所有の土地ということになるんですか、その辺よく分からないので。村で開発した団地だったら、もちろん村の土地だということは分かるんですけども、これ私というか、普通の業者が開発した団地だとは思うんですけども、その辺のところはどういうふうなことになっているんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時31分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時32分）

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も以前は郡山とか須賀川で一応工事とかに関わってきたものですから、そういったものを一つの例にして、この住宅団地とか開発した中で、この道路については、分譲が終わりましたらば、そこの市町村に譲渡しますよと、寄附採納しますということで、その規格にのった、道路の規格にのったもので整備をするようになっています。ここの春日山地区

についても、そのような道路の規格にのったものとして寄附採納をいただいて、その後、村としては今度は村道認定というような形を取ってきておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） 基本的に村のほうに寄附採納されたということで、ということは、基本的に村道に認定する場合は、借地というのはいり得ないということで理解してよろしいのでしょうか。基本的に村所有の土地が村道になるということが基本なんではないでしょうか。確認です。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

借地では村道認定はできませんので、そこは分けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

6 番、揚妻一男君。

○6 番（揚妻一男君） せっかくだから聞いておきたいんですが、赤道はあそこになかったのかな。赤道のやつはどういうふうにするの、あれ開発したときに。今まであった赤道、それはどういうふう処理しているのかなと思って、せっかくだから聞いておきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前 11 時 34 分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 37 分）

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

○建設課長（櫻井幸治君） お時間をいただきありがとうございます。

今ほどの件につきましては、調べてからお答えするような形でご了承いただきたいと思います。

〔発言する声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第 9、議案第 18 号 村道の路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第 18 号 村道の路線の変更について。

次のとおり村道を変更することについて、道路法第 10 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

2 の 11、前、原ノ下河内線、天栄村大字湯本字関場 26 番 1 地先、天栄村大字湯本字下河内 54 番地先。

2 の 11、後、原ノ下河内線、天栄村大字湯本字関場 26 番 3 地先、天栄村大字湯本字下河内 54 番地先。

提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案説明資料 134 ページをお願いいたします。

変更路線図に青色で表示しております路線が変更前の路線であり、次のページに赤い色で表示しております路線が変更後の路線となります。

路線番号 2 の 11、原ノ下河内線は、県営事業により国道 118 号野仲工区の道路改良工事に伴いまして、村道の付け替えが行われたため、起点の位置を変更するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中であります。昼食のため、1時30分まで休議いたします。

（午前 11時41分）

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第19号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 70ページをお願いいたします。

議案第19号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,313万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,866万5,000円とする。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

77ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。これらの事業を翌年度に繰り越すこととするものであります。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業1,758万9,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応生活支援商品券発行事業2,400万円、同じ款項で物価高騰対応重点支援給付金給付事業2,090万円、2項児童福祉費、保育所移転整備事業1,417万円。

6款農林水産業費、1項農業費、道の駅「季の里天栄」施設改修事業3,913万1,000円、糯田地区水路改修事業500万円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業3,950万円。

10款教育費、1項教育総務費、公立学校等暖房機更新事業330万円、2項小学校費、公立小学校空調設備整備事業1,180万円、3項中学校費、公立中学校空調設備整備事業190万円、6項保健体育費、天栄村体育館照明改修事業490万円。

繰越明許費については以上でございます。

続きまして、第3表 債務負担行為補正でございます。

こちらにつきましては、本年度分における中小企業制度資金利子補給事業及び東日本大震災対策利子補給事業につきまして、貸付けがなかったことから廃止するものであります。

債務負担行為の補正につきましては以上でございます。

続きまして、第4表 地方債補正でございます。

今回の変更につきましては、借入額の確定に伴い、限度額を変更するものであります。

起債の目的及び限度額の補正前、補正後の順に申し上げます。

- 1、耐震性防火水槽整備事業、2,750万円から2,250万円。
- 2、てんえいふるさと公園駐車場ソーラーカーポート整備事業、2,750万円から2,810万円。
- 3、旧羽鳥小学校施設除却事業、2,660万円から2,490万円。
- 4、南1号線道路改良事業、2,480万円から3,700万円。
- 5、芝草鎌房線整備事業、1,500万円から1,350万円。
- 6、飯豊芹沢線外整備事業、6,000万円から5,860万円。
- 7、大山1号線外整備事業、3,000万円から1,740万円。
- 8、大里橋橋梁補修事業、240万円から130万円。

次のページをお願いいたします。

- 9、橋梁長寿命化修繕計画策定事業、280万円からゼロ。
- 10、児渡安養寺線落石対策事業、600万円から540万円。
- 11、健康保健センター修繕事業、3,060万円から2,750万円。
- 12、飯豊地区排水路改修事業、2,000万円から1,530万円。
- 13、横内池堤体改修事業、1,300万円から1,320万円。
- 14、女神地区水路改修事業、1,500万円から1,020万円。
- 15、四十檀地区防災調整池改修事業、500万円から490万円。
- 16、保育所移転整備事業、3,330万円から3,270万円。

起債の方法、利率及び償還の方法については、変更はございません。

地方債の補正につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、補正額123万4,000円の増。2 目法人分、補正額48万円の減。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額2,405万7,000円の増。こちらにつきましては、1 節現年課税分は、主に新築家屋及び償却資産の増加、2 節滞納繰越分は、滞納者による納付額の増加によるものでございます。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、補正額34万円の減。

2 目種別割、補正額35万円の減。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、補正額110万円の減。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、補正額277万1,000円の減。

続きまして、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、補正額127万8,000円の増。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、補正額23万7,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、補正額24万8,000円の減。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、補正額294万9,000円の増。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、補正額228万5,000円の増。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、補正額177万4,000円の増。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額6万6,000円の減。

続きまして、12 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額5,235万5,000円の増。こちらにつきましては、国の補正予算による財政措置に伴う普通交付税の増及び特別交付税の増によるものでございます。

13 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、補正額16万8,000円の減。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目衛生費分担金、補正額20万1,000円の増。

5 目消防費分担金、補正額3万9,000円の増。1 目、5 目につきましては、須賀川地方保健環境組合、公立岩瀬病院及び須賀川地方広域消防組合に係る普通交付税の確定による増でございます。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、補正額1万9,000円の減。

2 目民生使用料、補正額3万円の減。

4 目土木使用料、補正額19万8,000円の増。

5 目教育使用料、補正額12万1,000円の増。

続きまして、6 目衛生使用料、補正額42万9,000円の増。

2 項手数料、1 目総務手数料、補正額3万3,000円の減。

3 目衛生手数料、補正額1万2,000円の増。

6 目土木手数料、補正額1万4,000円の減。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額178万7,000円の増。

続きまして、2 目衛生費国庫負担金、補正額377万9,000円の増。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額134万9,000円の減。

2 目民生費国庫補助金、補正額149万9,000円の減。

3 目衛生費国庫補助金、補正額200万6,000円の減。

5 目土木費国庫補助金、補正額1,427万9,000円の減。

続きまして、6目教育費国庫補助金、補正額3万9,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額1,000円の増。

2目民生費委託金、補正額7,000円の増。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額342万1,000円の増。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額90万円の減。

2目民生費県補助金、112万3,000円の増。

続きまして、3目衛生費県補助金、補正額92万3,000円の減。

4目農林水産業費県補助金、補正額2,931万6,000円の減。

続きまして、7目教育費県補助金、補正額143万1,000円の減。

10目土木費県補助金、補正額42万2,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額358万5,000円の減。

2目農林水産業費委託金、補正額104万5,000円の増。

3目土木費委託金、補正額12万8,000円の増。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額6,000円の増。

続きまして、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額1,700万円の増。こちらにつきましては、旧学生寮跡地の売払いによる増でございます。

2目物品売払収入、補正額129万8,000円の増。こちらにつきましては、除雪車やスノーモービルなどの売払いによる増でございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額304万円の増。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4,200万円の減。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額3,400万円の減。

6目こども未来基金繰入金、補正額1,010万円の減。

8目公共施設整備基金繰入金、補正額6,150万円の減。

9目森林環境譲与税基金繰入金、補正額10万1,000円の減。各基金の繰入金につきましては、それぞれの基金に係る充当事業の確定減によるものでございます。

続きまして、22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額32万4,000円の減。

続きまして、4項雑入、1目弁償金、補正額83万3,000円の増。こちらにつきましては、東日本大震災に係る原子力損害賠償金の増でございます。

続きまして、2目雑入、補正額35万7,000円の増。

3目過年度収入、補正額273万8,000円の増。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額610万円の減。

2目土木債、補正額780万円の減。

3目衛生債、補正額310万円の減。

4目農林水産業債、補正額940万円の減。

5目民生債、補正額60万円の減。

続きまして、次のページ、92ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

なお、今回の歳出の補正予算につきましては、事業等の確定に伴う不用減の目につきましては、説明を割愛させていただきます。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額61万8,000円の減。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,020万5,000円の減。

続きまして、94ページをお願いいたします。

2目文書広報費、補正額14万7,000円の減。

3目財政管理費、補正額1,399万2,000円の増。こちらにつきましては、須賀川地方保健環境組合最終処分場建設事業の事業費確定に伴い、過年度に交付された震災復興特別交付税の精算返納金が生じたため増額としたものでございます。

5目財産管理費、補正額1,249万1,000円の増。こちらにつきましては、主に24節の減債基金積立金1,168万4,000円の増でございます。

6目企画費、補正額39万2,000円の増。こちらにつきましては、主に地方バス路線対策事業補助金の確定による増でございます。

7目支所及び出張所費、補正額109万8,000円の減。

続きまして、8目交通安全対策費、補正額25万8,000円の減。

9目地方創生費、補正額11万7,000円の増。こちらにつきましては、18節において、新生活・住まいづくり応援助成金の増によるものでございます。

10目ふるさと納税費、補正額20万円の減。

続きまして、2項徴税費、1目税務総務費、補正額129万7,000円の減。

2目賦課徴収費、補正額20万1,000円の減。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額153万9,000円の増。こちらにつきましては、主に12節、社会保障・税番号制度システム整備委託料226万1,000円の増によるものでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額2万2,000円の減。

2目福島県議会議員一般選挙費、補正額323万9,000円の減。

続きまして、3目天栄村長選挙費、補正額484万4,000円の減。2目、3目とも選挙執行経費の確定に伴う減でございます。

続きまして、99ページをお願いいたします。

4目天栄村議会議員選挙費、補正額211万8,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金に係る選挙運動公費負担金の増によるものでございます。

6項監査委員費、1目監査委員費、補正額1万4,000円の減。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額200万3,000円の減。

2目老人福祉費、補正額1,204万円の減。こちらにつきましては、主に、次のページでございますが、100ページの介護保険特別会計繰出金783万7,000円の減のほか、各種事業の確定による減でございます。

3目老人福祉施設費、補正額34万5,000円の減。

4目福祉医療費、補正額64万4,000円の減。

続きまして、5目障害対策費、補正額255万7,000円の増。こちらにつきましては、19節の障害者自立支援給付費720万円の増によるものでございます。

6目放射能対策費、補正額36万3,000円の減。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額250万円の増。こちらにつきましては、102ページの19節、すくすく家庭保育応援金の増によるものでございます。

2目児童措置費、補正額290万9,000円の減。

3目保育所施設費、補正額240万2,000円の減。

続きまして、4目放射能対策費、補正額5万円の減。

5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、補正額10万円の減。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額15万1,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額177万3,000円の減。

続きまして、2目予防費、補正額106万4,000円の減。こちらにつきましては、主に105ページの新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る27節、国保（診療施設勘定）特別会計繰出金の634万円を増額する一方、ワクチン接種に係る医師等への報償費や予防接種事業の委託料が減額することによるものでございます。

続きまして、3目環境衛生費、補正額282万6,000円の増。こちらにつきましては、主に27節の国保特別会計の繰出金が315万3,000円増額となったことによるものでございます。

4目健康増進事業費、補正額305万7,000円の減。

5目保健センター施設費、補正額282万4,000円の減。

続きまして、6目墓地公園施設費、補正額83万3,000円の増。こちらにつきましては、墓地公園内の案内看板等の修繕のために需用費を増額するものでございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額72万6,000円の減。

続きまして、3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額17万7,000円の減。

3 項上水道費、1 目上水道施設費、補正額585万7,000円の増。こちらにつきましては、水道事業会計の繰出金の増によるものでございます。

続きまして、5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、補正額4,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、補正額101万4,000円の増。こちらにつきましては、主に1 節において、農地利用最適化推進委員の能率給の増額によるものでございます。

3 目農業振興費、補正額31万円の増。こちらにつきましては、各節において、事業費の確定に伴い減額となる一方、108ページの14節、「季の里天栄」風除室整備工事請負費として1,760万円を計上したため、合わせて増額となったものでございます。

5 目農業施設費、補正額1,633万4,000円の減。

6 目水利施設管理費、補正額78万6,000円の減。

7 目国土調査費、補正額550万6,000円の減。

8 目水田農業構造改革対策費、補正額166万1,000円の減。

9 目地域農政特別対策推進活動費、補正額284万9,000円の減でございます。

続きまして、11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額20万円の減。

2 項林業費、1 目林業総務費、補正額3,279万2,000円の減。こちらにつきましては、森林環境整備委託料の事業確定に伴う減及び18節において、電気柵購入補助金の減によるものでございます。

2 目林業振興費、補正額301万6,000円の減。

続きまして、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費、補正額88万1,000円の減。

3 目観光費、補正額11万8,000円の減。

4 目地域開発費、補正額285万5,000円の減。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正額31万3,000円の減。

続きまして、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、補正額297万7,000円の減。

2 目道路新設改良費、補正額1,894万8,000円の減。

続きまして、3 項河川費、1 目河川費、補正額26万8,000円の減。

4 項住宅費、1 目住宅費、補正額346万8,000円の減。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、補正額369万8,000円の減。

続きまして、3 目消防施設費、補正額16万1,000円の減。こちらにつきましては、14節において、耐震性防火水槽設置工事の事業費確定に伴う不用減、18節におきましては、消火栓3基の更新工事を行うために、水道事業会計負担金を増額したことによるものでございます。

4 目水防費、補正額6,000円の減。

5 目防災行政無線管理費、補正額16万2,000円の減。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額16万円の減。

2目事務局費、補正額227万4,000円の減。こちらにつきましては、職員手当や共済費の減によるほか、各事業の確定による不用減によるものでございますが、一方、村内小中学校内の空調設備未設置教室へ空調設備を設置するため、115ページになりますが、14節工事請負費330万円を新規計上するものであります。なお、第2表でご説明いたしましたとおり、本事業につきましては、明許繰越しとするものでございます。

続きまして、116ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額240万8,000円の減。

続きまして、117ページをお願いいたします。

2目教育振興費、補正額117万4,000円の減。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額6,000円の増。こちらにつきましては、中学校の施設維持費の不用減によるものでございます。また、118ページの14節に、特別支援教室の改修のため50万円を計上しております。

続きまして、2目教育振興費、補正額187万8,000円の減。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額112万1,000円の減。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額208万6,000円の減。

2目生涯学習費、補正額125万4,000円の減。

続きまして、3目湯本公民館費、補正額49万7,000円の減。

続きまして、121ページになりますが、4目文化財保護費、補正額7万9,000円の減。

5目伝統文化施設費、補正額4万4,000円の減。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額78万4,000円の減。

2目湯本保健体育費、補正額12万円の減。

3目学校給食センター費、補正額10万円の減。

続きまして、4目天栄体育施設費、補正額403万7,000円の増。こちらにつきましては、天栄村体育館ステージ用、スポットライト照明を設置するため、14節工事請負費に490万円を新規計上するものでございます。なお、第2表でご説明しましたとおり、本事業につきましては、明許繰越しとするものでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額40万円の減。こちらにつきましては、災害による復旧事業がなかったことに伴う皆減によるものでございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額9万2,000円の増。

2目利子、補正額157万6,000円の増。これらにつきましては、村債の借入額の確定による増でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額156万1,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 77ページの繰越明許費の6款農林水産業費の農業費かい、道の駅「季の里天栄」の施設改修工事費3,913万1,000円、これの内容をちょっと教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

3,913万1,000円の内訳でございますが、今、発注済みでございます季の里の空調設備増設工事、それから受電設備の改修、旧季の里の受電設備の修繕、それと今回、補正予算として計上しております季の里の風除室の整備工事について繰越しを行うものでございます。

〔「明細教えてください」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） はい。季の里の空調設備増設工事につきましては1,474万円、受電設備の改修で473万円、それから旧季の里の受電設備の附帯工事としまして120万円、今回提案しております季の里風除室の整備工事で1,846万1,000円となっております。

〔発言する声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） はい。

〔発言する声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） 工事請負費と委託料合わせまして1,846万1,000円となっております……

〔発言する声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） 1,846万1,000円となっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） このエアコン設置は既に決まって、早く入れないと困るというふうなことで、大分前に決議したんですが、これはどうなっちゃっているの。これ早くやらないと駄目だというものを繰越明許費に上げてもらって、既に入札は終わっているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

空調設備の増設、それから受電設備につきましては、昨年発注はしておりますが、電気設備がケーブル等が受注を停止になっている状況でございまして、1月まで受注できないとい

う状況が続いておりましたので、今回、繰越予算としまして引き続き整備をしまして、夏前には整備を終わらせたいということで考えてございます。

〔「いやいや、入札終わっていないの」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） 入札終わっております。

〔「終わっているの」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） はい。

〔「これ、その金額なの」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） はい。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、エアコンの場合には、当初と同じ金額だったの、これ。最初に決めた1,800じゃなかったんじゃないのかい。これ、何て言うんだっけ、あのエアコンと、あと……

○議長（服部 晃君） キュービクル。

○6番（揚妻一男君） キュービクルと、キュービクルの関連でこれだけなんだと。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。説明がちょっと足らなくて大変申し訳ございませんでした。

空調設備増設が1,474万円、それから受電設備が473万円となっております、分割して発注したものですから、合わせまして大体そのぐらいの金額になるかと思われます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 風除室の、これあれかい、設置は決議していたんだっけか。この前説明して初めてじゃなかったんだ。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

既に議決いただいている分につきましては、エアコンの設置か風除室の設置ということで検討をするということでございましたので、そのほかの部分について工事を発注しております、今回、3月の補正予算として、別に工事請負費としまして1,760万円をご提案させていただいております、併せて繰越事業として実施できればということで考えてございます。

〔「これどこに載っているの」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） 108ページの14節工事請負費のほうに1,760万円を計上してございます。

○議長（服部 晃君） 6 番、揚妻一男君。

○6 番（揚妻一男君） これ村長に聞きたいんですが、あれです、風除室2つ、自動ドアだと思うんだけど、たった2つで1,760万というのは、ちょっと高過ぎるんじゃないですか、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この風除室について、私もいろいろ設計の中のものも精査して、いろいろ協議をさせていただきました。

確かに、議員がこう見て、じゃ、どうなのというふうな話になりますが、アルミ製の柱を立てて、天井に、今ある現行の軒天のところに、そこに接続すると。ガラスを3面囲いながら、正面に当たる部分は手動式で開放するドアがつけます。側面に自動のタッチ式の自動ドアというふうなことになります。それが両方つくというふうなことで、ご指摘のとおり、これは予算的に工事費としてどうなんだというお話をいただいておりますが、今の時世、物がやっぱり高騰してきているというような中で、私も精査をしてきましたが、どうしてもその費用的なものが、物価の高騰とともにかかってきているんだというふうなこともいただいております。

その中で、この精査をして、そして、あとは設計事務所とも協議をしてきた中で、設計事務所としても、最低限そこはかかる部分で、消防法に、今までの面積だと消防法に触れない部分で、それ以上面積が増えてくると、屋内消火設備もそこに設置しなければならないというふうなことで、消火器の大型のものとご理解いただければいいんですが、そういったものもそこに附属としてつく。

それと、協議を重ねてきた結果で、設計事務所もいろいろ努力をさせていただきますというふうなことで、最低限、確認申請に使う最低限の費用負担で、あとは管理等も行っていきますというふうな中で、当初、全員協議会でご説明をさせていただいた中からすれば、若干ではございますが、そこから金額が約100万程度落とした形で施工のほうまで、工事のほうまでできるというふうなお話もいただいておりますので、今後は、そこは入札をかけて、精査をした中で、工事のほうを進めていきたいというふうなことで、屋内消火栓設備、そういったものも含まれているというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6 番、揚妻一男君。

○6 番（揚妻一男君） 道の駅季の里天栄については、さきのエアコン室、エアコンをつけるときに、もうこれ以上は村で出さないんだからねということを村長に言っていたわけなんですよね。村長は言われても返事しなかったんだけど。またやる気しているのかなと思っ

ていたの、案の定やりましたね。いや、それはいいけれども、やるのはいいですよ、それは仕方がない。

でも、これは道の駅になぜ村で出すの。道の駅に資本金あるでしょう。道の駅のお金使ってやればいいんじゃないですか、それ。村の金、使わないで。新たに予算取らないで、資本金残っているでしょう。何のために残しておくんですか、あのお金。あれ使ったらいいんじゃないですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

資本金につきましては、議員ご指摘のとおり、そのまま資本金として、今現在は残っております。

ただ、しかしながら、この道の駅季の里天栄のこの建物につきましては、私も当初は見ていて、山の中に囲まれているところだというふうなことで、当初そんなに風もないだろうというような予測もしておりました。1年たってみないと、なかなかこれは分からない状況もありますというふうなことでお話はさせていただいたんですが。

その中で、去年のあの本当に沸騰するぐらい、地球が沸騰するという言葉が出るぐらい猛暑、そして、この冬場の寒さで、高温とこの冷氣がこう入るのと、それと、そんなに風が当てないだろうという、この予測でおりましたが、やっぱり1年通じまして、あそこの部分には風がどうしても舞ってきてしまうんですね。雪が降ったときには、雪が入る、ほこりも入る。どうしても食べ物も入っておりますので、飲食もする場所なので、そこを防ぐのには風除室というような中で最終的な結果が出ましたし、結論的にこれをご提案させていただくんですが、長い目でこう見ていけば、施設の一部で、これは村が設置したものなので、村が風除室までは設置すると。

あとは、振興公社、今現在、私が今、社長には就いておりますが、振興公社とのやり取りの中では、中の一部を改修とか、そういったものについては振興公社で、そこは修繕等はやりやすよというふうなことで協定も交わしておりますので、建物に付随するものについては、これは村で設置をしていくと。それ以外、修繕等、そういったものが発生した場合、あとは振興公社に関わるもので、そこで必要なものは、それは当然、議員がご指摘のとおり、振興公社で購入したり設置したりというふうな流れで、これは進めなければなりません、建物に附属する、この金額も金額でございまして、そういったものとしてご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 風除室の必要性は認めます。だけれども、もうこれ以上は手かけられ

ないよと。

やはり振興公社、道の駅だって資本金もあるわけだから、3,000万もあるわけだから、どうぞそれを使ってくださいと。それで足りなきゃ、自分たちで今度はやらなきゃならないと。借入れでも起こして、何でもいいからやるべきじゃないんですか。いつまでもいつまでも、ここ、この1年以内の中で、あっちも駄目だ、こっちも駄目だと、こんなやり方はどこにもないですよ。だから、何も振興公社のほうで自己資金使ってやればいいわけですから。何も3,000万、これからどんなふうにするのだからまだ決まってもいないし、それこそこういうとき使うのが筋でしょう、これ。

そして、この風除室だって、実質的に風除室だけでは大した金じゃないんじゃないんですか。ほかの申請だとか、今、言った消火設備だとか、そういった細々した消耗備品がいっぱいとか、そういうお金が相当かかっているんじゃないですか、風除室だけだったら、どのくらいなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

この1,760万円の内訳でございますが、先ほど村長申し上げました消防設備に関しましてが275万円ほどになりまして、残りの1,425万円ほどが風除室の設置のほうになってございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） だから、振興公社の道の駅のほうの出資というのは、そのために3,000万も村で渡しておくんだから、そういうときも使うのが筋じゃないですか。そこでなくなれば、また増資するとも別として。

やはり自分らのところがもう指定管理者ということで一回渡しているんだから、この場合のエアコンまでは認めたんだけど、その後は、やっぱり自分で資本金取崩しなり借入れ起こしなりしてやるべきじゃないんですか。私はそう思うんですが、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

振興公社への資本金につきましては、運営費の中で活用していただくというようなことで、新たな商品の開発であるとか、そういったものを取り崩してやっていくと。あとはまた、この社会情勢、このコロナ禍で大変厳しい状況もありました。その中で赤字になったため資本金を取り崩して運営をしたりということもございました。今回の風除室につきましては、これは建物の一部でございます。

あと、1年通してみないと分からないというお話もさせていただきましたので、ここで、それほどあとは不具合が出るような箇所は、今のところ、ないと思います。村でやれる部分というのは、ここは、これは村でやらなければならないものと私は認識しておりますので、何とかこの議会議員の皆様方にご理解をいただいて、今回、風除室を設置をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やっぱり村長は甘い考えしているんですよ。これはこれで、そのほか、に900万の運営資金を渡しているのではないですか、指定管理料として900万渡しているでしょう。それなのに、それもあって、またこっちまで村で認めなきゃならないということはないと思うんですよ。やっぱり思い切って切り離して、ただ一番困るのが、社長が村長だから一番困るんですよ。これ第三者だったら、こんなにならないのかなと思っているんだけど。

それにしても、村長がやってもいいんですが。やはりちゃんと900万のあの運営資金はくれているんだから、それだって活用するし、これ1,000万くらい借入れしたって、何も備品として、消耗備品として落としていけば、何も20年もやれば、知ったものでしょう、こんなの、20年でもあったら。そういうふうな話、損金算入で費用として落としていけるんだから、そういうやり方もあるんですよ。だから、900万くれているんだから、その900万だって、本来だったら自動車買ったり事業を増やすとかという、村長が言って900万取った、頂いたわけだから、契約したわけだから、それだってどんな風に使っちゃっているんだか、さっぱり分からない。ただ、井勘定で入れているんだか。

大体、もうかっているんだか、損しているんだかも、これも全然報告ないんですよ。人の入ったのは聞いているんですけども。一回も議会のほうには、すばらしい人は入っても、今までにない人数が入っているというような説明は聞いていますが、肝腎要の収入に関しては一言も教えていないんですよ。やっぱりそういうところはっきりして、出すべきものは出さなきゃならないと。900万くれて、また足りないから出してくれと。やっぱりあるものはいいから、やっぱり資本金使って一回やってみたらどうですか、自分たちで。もう、一回これで請け負っているんだから、やってみるというようなこと、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅季の里天栄、振興公社の業績につきましては、これまでも25万人の利用者がありましたというご報告はさせていただきました。

それで、3月末が決算期なものですから、私も立場上、今の予測はどうなんだというふうなことで、当然この冬場は雪が降ったり、天候が悪いとお客さんも減ります。減ってきた中で、

振興公社自体、その道の駅自体が、単月であればマイナス計上になってきておりまして、このままの予測であって見ていきますと、この3月末で見れば、1億6,300万から1億7,000万ぐらいまでの売上げの予測、7,000万まではいかないか、1億6,700万か6,800万ぐらいの予測では見えています。ただ、もう、もう今日みたく雪が降る、次の日も多分、もう入り込みは減る。1日の売上げが2万5,000円ということもありますし、冬場であっても、天気がよければ100万円というふうなときもありました。

そういう中で、指定管理として900万円からの指定管理料を頂いて進めてきております。こちらにつきましても、契約、一番は電気料が上がった、上がってきた時期なので、その変動制の契約をしました。ちょうど5月末というのが、一番下がった時期の契約だったので、一年間それで行けましたので、安い電気料できました。そして、私が途中から社長として就任をして、無報酬で行っておりますので、今の見方でいくと、収益が300万から400万ぐらいの予測でございます。

こういったところについては、精査をしまして、きっちり議会のほうにもご説明を申し上げますし、あと今月半ばぐらいまでなれば、先の天候なんかの見通しもできます。彼岸以降、多分、入り込みが出てくるんじゃないかというような予測もしていますので、ただ、もう今日みたく雪が降れば、もう完全に売上げが1万、2万というような状況になってしまいますので、その辺の予測がなかなかちょっと取りにくいところは実際あります。

そういう中でありますので、この風除室については、冷蔵庫とか、そういう備品であれば、減価償却とか何か振興公社で、そこは振興公社の出資金、それを活用させていただいて使うことはやぶさかではございませんが、今回は建物の一部でございますので、そこは村で進めていくというようなことで、村が設置するというようなことで、議員にはご理解をいただきたいと思います。

今後、そういったものの備品関係いろいろ出た場合には、その中で協議もしながら対応をしていくというようなご理解をしていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、風除室の必要性は、これは認めますということなの。けれども、その出し方。

だから、やはりもうこれだけの25万人も入っているということは、もう今までの人数からして、どうなんですか、何倍くらいになったんですか。それに対しての売上げというかは、あれなんですか、その入り込み人数によっては、相当同じくらいに上がっているのですか、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この4月、5月という時期が、ちょっと去年は5月末だったものですから、そういったものも加味すると、これまで約1億2,000万ぐらいだったのが、3月末で1億6,500万ぐらいの予測、そこに行くと、約倍ぐらいの売上げにはなってくるのかとの予測をしております。

そうした中で、今度はそこに費用負担かかるのが、当然多くの来客があれば、あとは利用者があれば、誘導もしなければならない。去年も、オープン以来、大変なにぎわいがあったものですから、危険性もあるというふうなことで、一番多いときには警備員4人を置いて、それ以外の週末は2人の設置をしながら、案内、誘導なんかをしながら、安全第一に進めてきました。

それだけ来場者、利用者が多いということは、トイレの水の使用、電気、当然トイレトペーパー等、そういったものの消耗品の使用も当然増えてきておりますので、そういった中での利益を見れば、指定管理料が入ってとんとんぐらいかなと、今のところは、そんな状況なものですから、今後そういったところの販売促進なり、道の駅季の里へのPRなどをしながら、売上げにつながるような仕組みづくりなどを行って、今後、可能性を秘めたものがございまして、そういったところを進めていければ、大分利益も上がってくるだろうというふうな思いでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ただ、私もこれすんなり認めるのはどうかと思うんですよ、村でやるのに。

ただ、去年まで、古いところだって1億あったんですよ。去年までは、道の駅は一銭も村から管理料もらわなくてやっていけたわけです。ただ、あまりにも費用を少し使い過ぎるんじゃないんですか。村長は給料もらわないでやっているわけだから、その分だって浮かなきゃならないわけなのに、それでも出てこないというのは、どこかにロスがあるんでしょう、これ中身見ると。人も増えている、物も売っていると言った割に、利益上がっていないということは、費用がかかり過ぎているんだか、ロスがあるんだか。

その辺やっぱりあれ、村長は、こっちの大事な仕事持っているんで、社長なんてやっていないで、早くあの道の駅を引っ張ってくれる社長を探してください。今の従業員で、あれだけの重荷のことをできないじゃないですか、みんな人頼みじゃないですか。やっぱり早く独り立ちさせなきゃならないかと私は思うんですが、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございます。私も、社長を好きでやっているわけでもないし、ここ

に執着するわけでもございませんので、そういう適任者がいれば、そういう方が常駐してやっていくことが、道の駅季の里天栄のこの運営、そして利益にもつながる部分は当然出てきますので、そういったところは視野に入れて、なるべく早い段階で、そういう適任者がいれば、見つけて進めていきたいという思いは持っていますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） もうとにかく早く、一日も早く、やっぱり指導できるような社長を置いて進めてください。それでなくたって、ただ大きくなっただけではね。全然、引っ張っていく人がいない、村長も毎日行っているわけにいかないわけですから、だから、きちんとした人を置いて、今の従業員では、ただ言われたことをやっているだけの従業員じゃないんですから。やっぱりこれはやらなきゃならないと、リーダーをやっぱりつくってください、早く。

そして、一日も早く収益の出るような道の駅にしてください。もう人は来ているんだから。あと売り方ひとつだと思うんです。結構、私も見ると、車は来ているわけだから、人も入っているわけだから、土日あたりはかなり来ているわけだから、だから売り方ひとつだと思うんです。

だから、何というのかな、俺、たまたま1回行ったら、品物何もないんですよ、大根とあれで、ミカンが2袋で、それくらいで。これでどうしたんだもうって、日曜日はどうなるのかなと思ったら、それなりの仕入れしてはあったようですが、あれだけの人が来ているんだから、やはり売り方ですよ。売り方をきちんとやらないで、体制は整っているといっても、トップがいないんだから、村長がトップとしてはって行っているわけじゃないんですから。

それをやることと、やはり何か天栄村の入札というか、何というのですか、設計管理料、いつも頼むけれども、高いんじゃないですか、あまりいいもの造り過ぎじゃないんですか。どうなんですか。今回これ、あれ設計者、誰が行ったんですか、ここの風除室の設計は。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

季の里の本体を造った設計会社さんにご相談をさせていただきまして、現在、正式な設計をしたわけではございませんので、村の職員のほうで頂いたこの数量を基に金額をはじいてございます。

〔「幾らで」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） はい。

〔「幾らだ。幾らで設計を」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） あの、相談して、頂いたものを基に、村のほうではじいてございます。

〔「じゃ、設計は幾らだって」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） 設計料はかかっておりません。

○議長（服部 晃君） 6 番、揚妻一男君。

○6 番（揚妻一男君） これ、前にも言っているんだけど、こんな設計、設計会社のミスじゃないかって前にも言ったでしょう。これだけのやつで86万1,000円も設計委託料を払うんですか、これ。こんなのは、もうまけてもらってください、こんなのは払わないで。どうですか、村長。まけてもらってください、こんなの、何回も何回も、設計委託料を払っている。とんでもないですよ。86万1,000円払うんですか、これ。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

こちらについては、設計事務所と協議をした中で、設計事務所側も確認申請に必要な最低限のもので対応していきますと、建物本体の設計をした中で、当初は風も何も、あまりあそこは出ないというふうなことでありましたので、私もそれは納得した中で進めています。設計事務所としての努力で、そこは全くゼロというわけにはいきませんので、最低限かかるもので対応をしていただけるよう、今後も交渉してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6 番、揚妻一男君。

○6 番（揚妻一男君） 全額まけろと言ったって、ちょっと苦しいかもしれないですけども、こんなのまともに払うものじゃないと思うんです。とにかく安く交渉してください。

これ、この事業は、別に補助事業でないわけですよ。これから入札して、どこにそのまま施工業者が決まるか分からないけれども。やはりこの見積金額、ここからやっぱり幾らでも交渉して、安くしろと、補助事業じゃないんですから、安くしても悪くはないんですから、幾らでも安く収まるようにしていただきたいんですが、村長、大丈夫で、できますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ここはしっかりと精査しながら、村の単独予算でございますので、そういったところもやっぱり含めながら、幾らでも金額が落ちるような対応をさせていただいて、努力はさせていただきますと思います。

○議長（服部 晃君） 6 番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君）　そういうことなのですが、まだエアコンつけていないよね、先に設置する。あれ風除室とエアコン、何台かなくても大丈夫だという話ちょこっと聞いたんだか、そういうことあるんですか。

○議長（服部　晃君）　産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長　芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君）　お答えいたします。

昨年、最初に検討しました室内に設けるエアコン3台というのを取りやめまして、現在、それ以外の分の空調を整備しておりまして、その中に3台を設置するか風除室どちらがいいかというところで、今回、風除室という形でご提案をさせていただいております。

○議長（服部　晃君）　6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君）　すると、エアコンは減るということですよ。減るんだけど、これはこれ、さっきの聞いたら、もう契約したというんだけど、大丈夫なんですか。抜いて計算したんですか、この繰越明許費の。

○議長（服部　晃君）　産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長　芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君）　お答えいたします。

既に発注しました空調設備につきましては、その分、抜いて発注はしてございます。風除室のみということで、今回、進めてございます。

○議長（服部　晃君）　6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君）　やはりあれですね。何回も言うんですが、やっぱり道の駅は、とにかく来て、お客様が入っているんだから、とにかく売上げ伸びるような努力をしていただきたいと思います。

何か最近、村長、余剰金が村にできてきたせいか、もう金に糸目もつけないように、ぼんぼんぼんと何千万もの金がぼんぼんと簡単に出すような感じなんだけれども、その辺が心配なんです。

だから、実は私が入ったときから、天栄村は金がないということはずっときたんです。村長に「金があるのか」と言うと「金がない」と言う、村長、一回だって「ある」といつて言ったことないんです。いつもないないって。そんなことでありますから、そう思っていたら、じゃ、こういう風にあるのかななんて思って、大丈夫なのかなと思っているんです。

大丈夫だからって、やはり今までこれ私ら20年間、切り詰めなきゃならないって、前も村長に言われて切り詰めてきたわけなんですから、そこまでやってきて、ずっと昔の私の20年前から戻ると本当に、合併はしないでやっていくというようなことで、それから切り詰めてくれということなんです。皆さん、その頃のこと分からないから、ちょっと話させてもらい

ましたが、議員も4人も減らしたわけです。議員報酬も減らしました。それでずっときているわけです。

挙げ句の果てに、私らはあれですよ、議員年金までなくなっちゃったんです、途中で。自分の積んだ金、戻してくれと言ったって、そのまま6割しか戻らないんです。ところが、昔の議員の方たちは、いまだに議員年金もらっているわけです。本人が亡くなれば、配偶者までもらってられる、そういう状況なんです。この中で、ずっと私らも、こらえているわけですよ、ずっと、きているわけですから。

そんなに金があるんだったら、まあ、議員ばかりじゃない、皆さんそうですけれども、村長、副村長、教育長もそうだけれども、特別職の金上げてくれと言われて、前の副村長が5,000円上げますからなんて、どうですかなんて言い出して、そんなばかな話ないと言って、うち来たわけですが、もうかったら上げてもらいましょうという話で、副村長から村長のほうに話は行っていると思うんです。そういう状況だったんです。ですから、やっぱり大事に、村の血税ですから、やっぱり大事に使っていただきたいと思います。

だから、村長さんだって、あれですよ。最初に村長選挙にでたとき、私は金がないと言って、裸一貫でやりますと言って選挙やって、あなた天栄村の鑑ですよ。もう4期もやっていて、もうその後、3期、この前の選挙は別としても、選挙をやらないってきているわけですよ。村民は皆、村民の皆さんが、あなたのこと、やはり若くて、清廉な村長だとみんな思っているわけです。やっぱりその負託に応えて、これからも頑張っていただきたいと思います。頑張ってください。

以上です。終わります。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

3時まで休みます。

（午後 2時46分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 115ページの14節、小学校等暖房機更新工事請負費330万、これについて詳しく内容を教えてください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらは、広戸小、牧本小、あと幼稚園に設置しておりますF F暖房機が、今回の冬で故障してしまいまして、全部で9台故障して動かなくなってしまうております。

それで、今回の補正で計上させていただいたのは、やはり先ほども話出ましたけれども、いろいろ資機材がなかなか調達しにくい状況ということもありまして、今のうちに発注させていただいて、これも繰越しして、次の年度内には整備をしたいということで計上させていただいております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 暖房機なので、何で今、急に予算に上げて、それでいて繰越しするのかなというふうに思っただけなんですけれども、というと、そのほかの空調機も同じような理由で繰越しということで、ああ、そうですか。そのぐらい今、物資というのは少ないんですか。来年度中にできるかできないぐらいの話なんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

以前と比べますと、すぐに手配できるというふうな状況ではないのは確かでございます。

ただ、先ほどのケーブルみたいな、特殊に受注すらできないという状況ではないので、少しちょっと時間がかかるということで、間違いなく新年度に入れば年度内には、寒さ対策、暑さ対策には間に合うように設置はできるのかなということで、今、計上させていただいているところでございます。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 108ページの委託料で農業生産性向上官学連携事業、これの内容をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

農業生産性向上官学連携事業委託料でございますが、当初予算としてご提案申し上げたところでございましたが、福島大学との農業の関係の連携ということで実施を見送りましたので、今回、皆減とさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） もうやらないということでよろしいのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

現段階では、内容まとまっておりませんので、実施をしないということで考えておりますが、今後、何かいい方策があれば、またその際は検討していきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9 番、大須賀溪仁君。

○9 番（大須賀溪仁君） 今回、その見送ったというか、やめになった理由というのは何かあるんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3 時 0 5 分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3 時 0 6 分）

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

当初予定しておりました福島大学との連携の事業でございますが、費用の面ですとか、その内容について、なかなか調整ができなかったというところで取りやめをしたところでございます。

○議長（服部 晃君） 9 番、大須賀溪仁君。

○9 番（大須賀溪仁君） やめになった理由、いろいろ話は聞いておりますが、やめるでも、きちんと説明があってもよかったのかなと思っていまして、やるときだけ説明を受けたんですけれども、中止になった場合は、やめました、中止になりましたって話があってもよかったのかなと思っております。そういう説明も、今後はよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、廣瀬和吉君。

○5 番（廣瀬和吉君） また、季の里に戻るんですけれども、エアコンは繰越明許になったというのは、ああ、薄々は分かっていたんですけれども、まさかここに出てくとは思わなかったんです。

それはというのは、あれ9月の補正だったっけか、多分。それで、村長があの暑い中、野

菜が腐ってしまうということで、どうしてもエアコンが欲しいということで、村長、何回も頭下げて、汗かいて、やっと議会で「うん」となったやつを、いまだにエアコンがついていないというのがどういうことなんだか、もう一度聞かせてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、9月の補正予算で可決いただきまして、空調設備のほうを入札を行いました。なかなか、当初入札を行ったんですが、合算で発注する中で、なかなか落札できないという状況になりまして、分割の発注を12月に行ったところでございます。

その中で、また資機材がどうしてもなかなか調達できないという状況がございまして、ケーブルに関しては1月末まで、どのメーカーからも調達できないという状況が続いておりますが、それがだんだん少しずつ受注できるような状況になってきたとは伺っておりますが、まだこの部分に関しまして、物が用意できていないというところございまして、繰越しになったところでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、今なかなか入札できなくて、分割にして入札したということはどういうことなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

当初、空調設備の増設と受電設備の合算で発注をしようと思ひまして、入札までしたところでございましたが、応札者がなくて、それも部品がないとなかなか受けられないというところで、実施が困難だということで応札者がおりませんでしたので、その設計を分けまして、2つの工事として発注して進めておるところでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、入札に受け入れないということで分割したということなんですが、それは全部入札、今は全部入札できたんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

空調設備に関しましては、まだ進んでおりませんが、受電設備に関しましては、おおむね8割方はできるような状況になってきまして、空調設備に関しては、今、資材の調達を行っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 5 番、廣瀬和吉君。

○5 番（廣瀬和吉君） あと確認なんですが、村長が言っていたように、暑くて野菜が腐るといことで、まずそれには間に合うと思うんですが、それが絶対に間に合うような状態にしていだかないと、1 年たっても、議会でやっとオーケーしたのが、1 年たっても、もう全部そろわないというような状態では困りますから、そのところは、村長はじめぎっちりやってください。

それと、もう一度確認します。あのときの話は、やっぱり風除室の話も出ました。それと、あと売場のほうですか、売場のほうにもエアコン何台かつけるということで、それはあれで最終的にはエントランスですか、下屋の部分、あそこにエアコンをつけるということで皆さん納得して、それは了解になったわけなんですが、そのときトイレにもエアコンの話、出なかったですか。たしか、トイレにもつけるような話はあったですね。そっちのほうも、まだ入札にはなっていないのですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

季の里の空調設備に関しましては、下屋の部分、議員おっしゃるように下屋の部分、それからトイレにつくように考えております。トイレと下屋の部分について、既に発注済みでございます。

○議長（服部 晃君） 5 番、廣瀬和吉君。

○5 番（廣瀬和吉君） じゃ、まあ、今年も多分暑くなると思います。普通であつたら、7 月、8 月が一番熱いんですが、異常気象ということで、もしかすると4 月、5 月から暑くなるかもしれませんが、その辺に間に合うように努力してください。

それと、もう一つ、初めに監査で、監査の指摘ということ、いつも監査では指摘しているんですが、議場で監査を出すのは初めてなんですが、何でも今のエアコンの話じゃないんですが、補正でやっとりましてって言って、補正でやっとり取ったのが、何か月も過ぎてから発注したり、工事、今やっているんですって、何でもそれは決まったらすぐやるような状態にすると、それは指摘しているんですが、これからも、今、道の駅の話で言うわけじゃないんですけれども、それは皆さんに共通する話ですから、もう私はこれで終わりですが、最後のこの一言だけ言っていきます。

それはなぜかという、もう少し課長、職員もそうなんですが、一つ一つ仕事やる時点で、緊張感、緊張感を持ってやってくれということを常に言っていますが、それを今度、課長が我が部下のほう、皆さんに話を、そういったことで緊張してやるようにしてください。

なぜそれ言うかという、村民からの苦情で、私のところで止めておくやつがいっぱいあ

るんです。すると、いや、それは間違いだろうとか、どうだかというのあるんですが、そういった間違いが起きるということは、緊張感のないことですから、もう少し緊張してやってもらうようお願いいたします。

終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日の本会議は午前10時から開催します。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 3時17分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和6年3月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年3月7日（木曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第20号 | 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第21号 | 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 3 | 議案第22号 | 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第 4 | 議案第23号 | 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について |
| 日程第 5 | 議案第24号 | 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 日程第 6 | 議案第25号 | 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第26号 | 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第27号 | 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第28号 | 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算について |
| 日程第10 | 議案第29号 | 令和6年度天栄村一般会計予算について |
| 日程第11 | 議案第30号 | 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第31号 | 令和6年度牧本財産区特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第32号 | 令和6年度大里財産区特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第33号 | 令和6年度湯本財産区特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第34号 | 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第35号 | 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第36号 | 令和6年度天栄村介護保険特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第37号 | 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第19 | 議案第38号 | 令和6年度天栄村水道事業会計予算について |
| 日程第20 | 議案第39号 | 令和6年度天栄村下水道事業会計予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	北	畠	正	君	2 番	円	谷	要	君
3 番	大	浦	トキ子	君	4 番	小	山	克彦	君
5 番	廣	瀬	和吉	君	6 番	揚	妻	一男	君
7 番	渡	部	勉	君	8 番	熊	田	喜八	君
9 番	大須賀	溪	仁	君	10 番	服	部	晃	君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添	田	勝	幸	君	副 村 長	揚	妻	浩	之	君
教 育 長	長	場	壮	夫	君	参 事 兼 総務課長	小	山	富美夫		君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊	田	典	子	君	税 務 課 長	塚	目	弘	昭	君
参 事 兼 住民課長	内	山	晴	路	君	健 康 福 祉 課 長	森		和	昭	君
産 業 課 長	芳	賀	信	弘	君	建 設 課 長	櫻	井	幸	治	君
湯 本 支 所 長	星		裕	治	君	教 育 課 長	関	根	文	則	君
生 涯 学 習 課 長	黒	澤	伸	一	君						

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局 長	北	畠	さつき		書 記	石	井	大	輔
書 記	渡	邊	久美						

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第20号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） おはようございます。

123ページをお願いいたします。

議案第20号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,563万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,038万1,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,726万円とする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

128ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額211万8,000円の減。こちらは1節から6節までの現年課税分、滞納繰越分の見込額の減によ

るものでございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額3,444万8,000円の増。こちらは、保険給付に対する普通交付金と村の財政状況や事業に応じた特別交付金とがござい
ますが、まず、1 節の普通交付金におきましては、保険給付費の支出見込額の増に伴う交付
金4,316万8,000円の増によるものです。また、2 節の調整交付金におきましては、それぞ
れの額の確定に伴い、872万円の減でございします。

2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、補正額5万円の増。補助金
の額の確定による増でございします。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額325万3,000円の増。こちら
は、まず、1 節の一般会計繰入金の減につきましては、主に出産育児一時金の減によるもの
でございします。また、2 節の保険基盤安定繰入金につきましては、額の確定による増でござ
いします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額32万8,000円の減。こちら
につきましては、主に、12節委託料において電算委託料の額の確定による減及び医療費のお
知らせ等の作成委託料の確定による減でございします。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、補正額1万2,000円の減。こちらにつきましては、8 節旅
費において不要となったため減額としたものでございします。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、補正額6万円の減。こちらにつきましては、1 節
報酬及び8 節の旅費が不要となったものでございします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額3,638万3,000円の
増。こちらは一般の国保被保険者の方が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費でござ
いしますが、給付費の給付見込額の増によるものでございします。2 目退職被保険者等療養給付
費、補正額7万円の減。3 目一般被保険者療養費、補正額95万円の減。4 目退職被保険者等
療養費、補正額2万円の減。1 目から4 目につきましては、いずれも給付費の給付見込額の
減によるものでございします。

5 目審査支払手数料、補正額15万円の減。こちらは各医療機関の請求を審査していただく
ための手数料でございしますが、手数料の支払見込額の減によるものでございします。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額950万円の増。こちらは国保の高
額療養費として支払う項目でございしますが、その給付見込額が増額となる見込みであるため
増額計上でございします。

2 目退職被保険者等高額療養費、補正額29万円の減。こちらは退職被保険者の高額療養費
分でございしますが、こちらは給付見込額が少ないため減額としたものでございします。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額18万6,000円の減。こちらにつきましても、

給付見込みが少ないため減額としたものでございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正額199万9,000円の減。こちらは国保被保険者が出産した場合に支給される一時金でございますが、本年度は対象者がいないため減額としたものでございます。

6 項傷病手当金、1 目傷病手当金、補正額19万9,000円の減。こちらは、傷病等により仕事に従事できなかった場合、支給される手当金でございますが、該当者がいないため減額としたものでございます。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額373万6,000円の減。こちらは、国保の被保険者のうち、特定健康診査の対象者に対しての健診等に要する経費を計上しております。人件費のほか、健診のための郵便料や特定健康診査委託料など、事業の確定に伴い減額としたものでございます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、補正額99万1,000円の減。こちらは、10節の印刷製本費不足のための増額と、11節役務費の郵便料などの医療のお知らせ、12節国保ヘルスアップ事業業務委託料の不用減でございます。

2 目疾病予防費、補正額194万円の減。こちらは国保被保険者の人間ドックに要する経費でございますが、受診予定者数が減少の見込みのために委託料も減額としたものでございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、7 目保険給付費等交付金償還金、補正額167万4,000円の増でございます。こちらは、令和4年度特別交付金のうち、特定健康診査等分の返還金でございます。令和4年度での概算での交付を受けた分から実績に応じた返還金が発生したため、その分を返還するものでございます。

3 項繰出金、2 目診療施設勘定繰出金、補正額52万9,000円の減。こちらは事業勘定から診療施設勘定への繰出金でございますが、歳入、4 款の特別交付金の特別調整交付金分の中に僻地診療所運営費がございますが、その額が52万9,000円減額となったため、その分を減額するものでございます。

9 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額46万4,000円の減。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定。

歳入、1 款診療収入、1 項外来収入、2 目社会保険診療報酬収入、補正額10万円の増。3 目後期高齢者診療報酬収入、補正額87万円の減。2 目と3 目につきましては、いずれも診療所における外来診療収入でございますが、それぞれ増収及び減収となるため計上したものでございます。

4 目一部負担金収入、補正額17万円の減。診療に係る自己負担分を計上したものでござい

ますが、受診者が減少見込みのための減収でございます。

2 項その他の診療収入、1 目その他の診療収入、補正額29万円の減。こちらは、主に保険適用しなかった方々の自費診療代や各種健診の受託費を減額としたものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目手数料、補正額 8 万円の減。こちらは、診断書等の発行手数料が見込み減となるため減額したものでございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額652万4,000円の増。こちらは、主に新型コロナウイルスワクチン接種の診療所分の接種費を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金、補正額52万9,000円の減。こちらは、事業勘定でも説明をさせていただきましたが、特別交付金の特別調整交付金の中の僻地診療所運営費分の減額分52万9,000円を計上しております。

3 項介護保険特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金、補正額 5 万1,000円の減。こちらは、介護保険での認定調査を診療所に委託しておりますが、その調査実績がなかったため減額としたものでございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、補正額12万円の減。こちらにつきましては医薬品等の容器代の減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額 5 万7,000円の減。こちらは診療所の主に施設管理や運営に要する経費でございます。減額につきましては、人件費の減及び代診医師の謝礼の減のほか、灯油代、電気料、各種手数料などの不用減を計上しておりますが、診療所の玄関の階段などが老朽化などによって剝離、欠損、ひび割れなどが生じているため、安全を考慮し、施設修繕費としまして70万円を計上しております。また、診療所の待合所の椅子等につきましても生地などの劣化が著しいことから、安全対策のため備品購入費18万4,000円を計上し、減額及び増額により 5 万7,000円の減となっております。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、補正額10万円の減。こちらにつきましては、医師の研修が少なかったため減額としたものです。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、補正額30万円の減。こちらは診療所内の医療機器に要する経費でございますが、備品修繕及び機器借上料ともに不用額を減額するものでございます。

3 目医薬品衛生材料費、補正額185万円の減。こちらは薬剤等を購入する経費でございますが、購入見込額の減によるものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額682万1,000円の増でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第21号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 138ページをお願いいたします。

議案第21号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度牧本財産区特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180万1,000円とする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

140ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款財産収入、2項財産売払収入、1目生産物売払収入、補正額104万6,000円の増。

こちらにつきましては、ふくしま森林再生事業により本財産区所有林地内で伐採した林産物

を売却した際の収入でございます。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額128万2,000円の減。

続きまして、歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、2 目財産管理費、補正額23万6,000円の減。こちらにつきましては、12節委託料におきまして支障木の除去の委託を実施いたしました。額が確定によりまして不用額が生じたため減額とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第22号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 141ページをお願いいたします。

議案第22号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めると

ころによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額3,389万8,000円のうちで、歳出を補正する。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

143ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

1款総務費、1項総務管理費、事業名、進入路整備事業、金額680万円。ハイテク大山工業団地に建設される工場の設計がおおむねまとまりまして、5月頃から着工される見込みとなったため、これに合わせて、繰越事業として村が進入路を整備するものでございます。

144ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ。目内で予算を組み替えるものでございます。14節工事請負費におきまして、進入路整備工事請負費240万円の増額を計上しております。こちらは、5月からの工場建設に伴いまして、村で工場の進入路を整備するものでございまして、進入路部分において大型の水路の改修が必要となりますことから増額をしておるものでございます。12節委託料におきまして、地質調査委託料420万円の減額を計上しております。こちらは、工場の設計に当たりまして、企業側で地質調査を行うこととなったため減額をするものでございます。そのほか、8節旅費から12節委託料におきまして、実績及び見込みに伴う減額としております。27節繰出金におきましては、一般会計の繰出金304万円を増額しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第23号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 145ページをお願いいたします。

議案第23号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1,297万円のうちで、歳出を補正する。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額227万円の減。減額につきましては、10節需用費の電気料、12節委託料、24節積立金におきまして、見込みや額の確定によるものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額227万円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第24号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第24号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億563万5,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

149ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。今回の変更につきましては、借入額の確定に伴いました限度額を変更するものでございます。公営企業会計適用事業の限度額を1,430万円から1,200万円に減額変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額7万円の減。

7 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、補正額184万4,000円の増。令和4年度の消費税額確定による還付金によるものでございます。

8 款村債、1 項村債、1 目事業債、補正額230万円の減。公営企業会計適用債の借入額の確定によるものでございます。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額625万円の減。10節需用費におきましては電気料の見込みによる減、12節委託料におきましては各種委託料の請差により減額するもの、22節償還金利子及び割引料におきましては償還金利子額の確定により増額するものでございます。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目農業集落排水事業費、補正額219万8,000円の減。12節委託料におきましては、公営企業会計法適用化業務委託料の請差によるものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額792万2,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第25号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第25号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ213万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,310万3,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

154ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

今回の変更につきましては、借入額の確定に伴いまして限度額を変更するものでございます。公営企業会計適用事業の限度額を950万円から740万円に減額変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額3万8,000円の減。物件等補償費としまして、野仲橋の水道仮設管賃貸借料の確定によるものでございます。

7款村債、1項村債、1目事業債、補正額210万円の減。公営企業会計適用債の借入額の確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額3万7,000円の減。12節委託料におきましては請差により減額するもの、22節償還金利子及び割引料におきましては償還金利子額の確定により増額するものでございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額210万1,000円の減。12節委託料、13節使用料及び賃借料におきまして、事業確定により減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第26号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 156ページをお願いいたします。

議案第26号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,285万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,836万7,000円とする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

159ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額287万2,000円の増。こちらは第1号被保険者の保険料の見込み増によるものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、補正額1万4,000円の減。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額336万6,000円の減。こちらは給付費の見込み減による負担金の減であります。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額973万5,000円の減。給付費の見込み減による交付金の減であります。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額 1 万5,000円の減。
3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額 1 万7,000円の増。

次のページをお願いします。

4 目保険者機能強化推進交付金、補正額10万7,000円の減。5 目保険者努力支援交付金、補正額36万2,000円の増。各交付金の見込みによる減及び増であります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額2,888万円の減。2 目地域支援事業支援交付金、補正額149万8,000円の減。いずれも給付費の見込み減によるものでございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正額468万3,000円の減。給付費の見込みによるものでございます。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額 1 万円の減。2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額9,000円の増。いずれも各交付金の見込みによる減及び増でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額625万1,000円の減。給付費の見込み減に伴いまして、村負担分の減となっております。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額 1 万1,000円の減。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額9,000円の増。各事業の実績見込みによる繰入金の減及び増でございます。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、補正額 8 万9,000円の増。軽減対象者の見込み増によるものでございます。

5 目その他一般会計繰入金、補正額158万6,000円の減。事務費の減によるものでございます。

9 款諸収入、3 項雑入、4 目雑入、補正額 5 万8,000円の減。

続きまして、歳出、1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、補正額 157万9,000円の減。こちらにつきましては、鏡石町と共同で設置しております介護認定審査会におけるペーパーレス会議のシステム導入費が確定したことによる負担金の減であります。

2 目認定調査等費 5 万1,000円の減。こちらは、要介護認定に係る訪問調査の費用及び主治医意見書の国保診療所作成分の見込み減でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額1,000万円の減。5 目施設介護サービス給付費、補正額3,000万円の減。7 目特定入所者介護サービス費、補正額1,000万円の減。いずれも介護サービス給付費の見込み減に伴うものでございます。

5 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防費、補正額122万6,000 円の減。こちらにつきましては、新型コロナウイルスが5 類に移行したことにより、それまで少人数分散実施が解消されたものによりましての減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第27号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 議案第27号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,008万2,000円とする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

166ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、こちらは年金から徴収する保険料でございますが、再積算による見込額の減によるものでございます。

2目普通徴収保険料、補正額205万3,000円の増。こちらは納付書などにより納めていただく保険料でございます。現年度分につきましては再積算に伴う増によるものでございます。また、滞納繰越分につきましては見込額の減によるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額7,000円の減。

2目保険基盤安定繰入金、補正額70万4,000円の減。こちらは保険基盤安定分の一般会計からの負担分でございます。同じく再積算により減額としたものでございます。

3目広域連合分賦金、補正額6万7,000円の増。こちらは、一般会計が負担する後期高齢者医療特別会計が実施いたします保健事業での広域連合へ支出する分賦金でございますが、事業費の再積算に伴い納める分賦金が増となったため、繰入金も増額とするものでございます。

5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額7,000円の増。こちらは、広域連合から受託して実施しております保健事業等に関しまして、その経費を計上しておりますが、事業確定に伴い増額としたものでございます。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額2万円の減。こちらは、過年度に多く徴収しました保険料の還付を広域連合から還付金として納付されるものでございます。過年度還付金が確定したため、不用減としたものでございます。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、補正額1万円の減。不用による減でございます。

2目徴収費、補正額3,000円の増。こちらは賦課決定通知書の郵送料の不足分としまして増額計上しております。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額75万9,000円の増。こちらは広域連合に納める納付金でございますが、徴収する保険料と保険基盤安定繰入金の精算に伴う見込額の増によるものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額7万4,000円の増。こちらは後期高齢者を対象とした各種健診事業に要する経費でございますが、施設健診受診者の増加に伴い分賦金を増額としたものでございます。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額2万円の減。こちらは保険料の過年度還付金でございますが、還付額が確定したため減額としたものでござい

ます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第28号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第28号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和5年度天栄村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額57万8,000円の減。

第2項営業外収益、補正予算額612万2,000円の増。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額182万8,000円の増。

第2項営業外費用、補正予算額371万6,000円の増。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,920万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,850万円」に、「過年度損益勘定留保資金6,515万1,000円」を「過年度損益勘定留保資金6,482万3,000円」に、「消費税資本的収支調整額405万円」を「消費税資本的収支調整額367万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額71万5,000円の減。

第2項企業債償還金、補正予算額1万4,000円の増。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

172ページをお願いいたします。

令和5年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、第1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額357万8,000円の減。水道使用料の見込みによる減及び水道加入金の確定による減でございます。

2目受託工事収益、補正予算額300万円の増。消火栓交換工事の増でございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額585万7,000円の増。一般会計繰入金の確定によるものでございます。

5目長期前受金戻入、補正予算額26万5,000円の増。令和4年度取得分の減価償却費分でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額97万2,000円の減。4節委託料、7節動力費、10節賃借料における額の確定及び見込みによる減額でございます。

2目配水及び給水費、補正予算額17万3,000円の減。2節備消耗品におきまして量水器購入等の請差による減、4節委託料におきましては額の確定により増額するものでございます。

3目受託工事費、補正予算額300万円の増。消火栓交換工事の増でございます。

4目総係費、補正予算額132万9,000円の減。1節給料から11節委託料につきましては、額の確定及び見込みによる減額でございます。

5目減価償却費、補正予算額128万6,000円の増。こちらは、令和4年度取得分の構築物等減価償却費の増によるものでございます。

6目資産減耗費、補正予算額1万6,000円の増。構築物資産除却費の増によるものでござ

います。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額51万6,000円の増。借入利息の増によるものでございます。

2 目雑支出、補正予算額90万円の増。受託工事分の仮払消費税の増によるものでございます。

3 目消費税、補正予算額230万円の増。消費税の確定によるものでございます。

資本的収入及び支出。

支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水設備工事費、補正予算額71万5,000円の減。3 節委託料におきまして、事業確定により減額するものでございます。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金、補正予算額 1 万4,000円の増。借入元金償還金の額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。11時10分まで休議いたします。

（午前 1 0 時 5 2 分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 1 1 時 1 0 分）

◎議案第29号の上程、説明、質疑

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第29号 令和6年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 令和6年度天栄村一般会計予算書1ページをお願いいたします。

議案第29号 令和6年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億1,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業（令和6年度貸付分）。令和7年度から令和8年度まで。

20万円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組合資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業（令和6年度貸付分）。令和7年度から令和8年度まで。20万円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

債務負担行為につきましては、以上でございます。

続きまして、第3表 地方債でございます。

起債の目的、限度額の順に申し上げます。

1、臨時財政対策600万円。2、耐震性防火水槽整備事業3,200万円。3、Jアラート専用アンテナ整備事業170万円。4、旧白子テニスコート施設除却事業3,640万円。5、南1号線道路改良事業3,470万円。6、芝草鎌房線整備事業1,000万円。7、除雪車整備事業5,520万円。8、矢中前橋等橋梁補修事業830万円。9、西河原橋橋梁補修事業520万円。10、児渡滝田線外整備事業3,000万円。11、戸ノ内丸山線外整備事業6,000万円。12、飯豊地区排水路改修事業1,300万円。13、関場地区水路改修事業720万円。14、戸ノ内地区ため池改修事業500万円。15、山村開発センター修繕事業5,000万円。16、農業促進ハウス施設除却等事業1,150万円。17、てんえいふるさと公園広場施設等整備事業4,170万円。18、保育所移転整備事業2億4,750万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

地方債につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、本年度1億8,630万4,000円、比較235万3,000円の減。主に個人所得等の減額の見込みによるものでございます。

2 目法人分、本年度3,258万1,000円、比較78万7,000円の増。均等割額27万円、法人税割額51万7,000円の増額を見込んでおります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、本年度4億983万円、比較80万円の減。土地で75万

6,000円の減、家屋で220万6,000円の増、償却資産で230万8,000円の減、滞納繰越分で5万8,000円の増額を見込んでおります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,677万6,000円、比較2,000円の増。

3項軽自動車税、1目環境性能割、本年度133万8,000円、比較13万1,000円の減。

2目種別割、本年度2,256万2,000円、比較29万2,000円の増。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、本年度4,790万7,000円、比較109万2,000円の増。

5項入湯税、1目入湯税、本年度1,433万9,000円、比較163万1,000円の増。こちらにつきましては、利用者の増加により入湯税の増額を見込んでおります。

続きまして、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度1,996万円、比較149万9,000円の減。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度6,189万円、比較271万1,000円の増。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、本年度826万9,000円、比較229万3,000円の増。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度32万円、比較5万8,000円の減。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度170万9,000円、比較2万1,000円の増。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度163万6,000円、比較12万6,000円の増でございます。

続きまして、6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、本年度1,077万8,000円、比較383万6,000円の増。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度1億2,869万3,000円、比較1,041万8,000円の増。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,335万3,000円、比較230万7,000円の増。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、本年度616万7,000円、比較73万9,000円の増。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度768万9,000円、比較6万6,000円の減。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度302万8,000円、比較52万2,000円の減。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度19億4,812万6,000円、比較1億6,651万7,000円の増。こちらにつきましては、普通交付税が1億1,430万8,000円、特別交

付税が5,000万円の増額を見込んでおります。

続きまして、13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度55万7,000円、比較13万7,000円の減。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度205万5,000円、比較36万9,000円の増。こちらは須賀川地方保健環境組合交付税按分金の増でございます。

2目農業費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目総務費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4目教育費分担金、本年度6万1,000円、比較6万円の増。

5目消防費分担金、本年度1,000円、比較241万5,000円の減。こちらは須賀川地方広域消防組合交付税按分金の皆減でございます。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目民生費負担金、本年度42万4,000円、比較3万6,000円の減。

3目教育費負担金、本年度58万1,000円、比較14万2,000円の減。こちらは主に幼稚園広域入園負担金の減額によるものでございますが、対象予定園児がいないため減額となるものでございます。

続きまして、4目農業費負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目衛生費負担金、本年度10万4,000円、比較ゼロ。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度223万円、比較1万9,000円の減。

2目民生使用料、本年度4万4,000円、比較ゼロ。

3目農林水産使用料、本年度89万9,000円、比較4万8,000円の増。

4目土木使用料、本年度1,065万7,000円、比較18万3,000円の増。こちらは、2節におきまして電柱等の道路使用料の増額を見込んでおるところでございます。

続きまして、5目教育使用料、本年度100万4,000円、比較19万3,000円の減。こちらは、1節において、屋内スポーツ運動場使用料の改定によりまして村内の子どもたちを無料としたため減額を見込んでおります。

続きまして、6目衛生使用料、本年度26万4,000円、比較ゼロ。

2項手数料、1目総務手数料、本年度312万円、比較2万7,000円の減。

続きまして、2目民生手数料、本年度7万7,000円、比較ゼロ。

3目衛生手数料、本年度41万5,000円、比較4万4,000円の減。

4目農林水産手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目商工手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

6目土木手数料、本年度5万1,000円、比較4,000円の増。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額1億3,084万2,000円、比較1,116万9,000円の増。増額の要因につきましては、まず、2節において障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金、4節において子どものための教育・保育給付費国庫負担金が、昨年度と比較しまして増額の見込みによるものでございます。

続きまして、2目衛生費国庫負担金、本年度9万7,000円、比較ゼロ。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3,746万2,000円、比較438万4,000円の増。増額の要因につきましては、主に2節において社会保障・税番号制度システム整備費補助金及びデジタル田園都市国家構想交付金の皆増によるものでございます。

2目民生費国庫補助金、本年度1,767万1,000円、比較63万6,000円の増。増額の要因につきましては、主に1節において子ども・子育て支援交付金が増額の見込みによるものでございます。

3目衛生費国庫補助金、本年度88万3,000円、比較62万4,000円の減。減額の要因につきましては、主に1節において母子保健衛生費国庫補助金が減額の見込みによるものでございます。

続きまして、4目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目土木費国庫補助金、本年度5,417万円、比較1,802万2,000円の増。増額の要因につきましては、社会資本整備総合交付金が増額の見込みによるものでございます。

6目教育費国庫補助金、本年度19万1,000円、比較20万6,000円の減。減額の要因につきましては、特別支援教育就学奨励費補助金及び理科設備整備等補助金の減額の見込みによるものでございます。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

8目労働費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度22万6,000円、比較ゼロ。

2目民生費委託金、本年度154万3,000円、比較11万1,000円の増。増額の要因につきましては、2節において基礎年金等事務委託金の増額の見込みによるものでございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度8,124万4,000円、比較735万4,000円の増。増額の要因につきましては、まず、1節において保険基盤安定負担金が、2節において障害者自立支援給付費県費負担金が、4節におきましては子どものための教育・保育給付費県費負担金が増額の見込みによるものでございます。

続きまして、2目衛生費県負担金、本年度4万8,000円、比較ゼロ。

3目土木費県負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4目消防費県負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度679万2,000円、比較509万1,000円の増。増額の要因につきましては、5節の福島県ICT推進市町村支援事業費補助金を新たに計上したことによるものでございます。

続きまして、2目民生費県補助金、本年度2,985万3,000円、比較16万7,000円の減。減額の要因につきましては、4節の子ども・子育て支援交付金が増額となる一方、2節の重度心身障害者医療費補助金の減、前年度までの福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金が皆減となったことにより、合わせて16万7,000円の減額となったものでございます。

3目衛生費県補助金、本年度342万4,000円、比較98万6,000円の減。減額の要因につきましては、2節の地域自殺対策強化交付金の減額の見込みによるものでございます。

4目農林水産業費県補助金、本年度3億1,716万6,000円、比較1億1,396万8,000円の増。増額の要因につきましては、主に2節に産地生産基盤パワーアップ事業補助金を新規で計上したことによるものでございます。

続きまして、5目商工費県補助金、本年度602万7,000円、比較464万3,000円の増。増額の要因につきましては、福島県地域創生総合支援事業補助金の増額見込みによるものでございます。

6目消防費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

7目教育費県補助金、本年度730万円、比較13万1,000円の減。減額の要因につきましては、地域学校協働活動補助事業補助金の減額見込みによるものでございます。

8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

9目労働費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

10目土木費県補助金、本年度80万8,000円、比較447万7,000円の減。減額の要因につきましては、福島県空き家対策総合支援事業補助金を新たに計上した一方、前年度までの電源立地地域対策交付金が皆減となったことによりまして、合わせて447万7,000円の減額となるものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度1,206万8,000円、比較943万9,000円の減。減額の要因につきましては、主に昨年実施いたしました福島県議会議員選挙委託金が皆減となったことによるものでございます。

続きまして、2目農林水産業費委託金、本年度479万2,000円、比較104万5,000円の増。増額の要因につきましては、広戸川防災ダム維持管理委託金の増額によるものでございます。

3目土木費委託金、本年度685万5,000円、比較19万6,000円の増。増額の要因につきましては、2節に河川浄化委託金の増額見込みによるものでございます。

4目教育費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目衛生費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

6目消防費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

7目民生費委託金、本年度1,000円、比較ゼロでございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度75万8,000円、比較35万4,000円の減。減額の要因につきましては、須賀川市に所有しておりました旧学生寮の土地貸付料の減額によるものでございます。

2目利子及び配当金、本年度6万3,000円、比較1万4,000円の増。

続きまして、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目物品売払収入、本年度1,000円、比較299万9,000円の減。減額の要因につきましては、昨年度は除雪車売払収入を見込んでおりましたが、本年度は存目計上したことによるものでございます。

3目生産物売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度1億円、比較5,000万円の増。増額の要因につきましては、がんばれ天栄応援寄附金の増額見込みによるものでございます。

2目教育費寄附金、本年度1,000円、比較ゼロ。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度1,562万1,000円、比較214万2,000円の減。

2目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度22万円、比較4万3,000円の増。

3目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円、比較ゼロ。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度2億円、比較1億4,000万円の増。

続きまして、2目人材育成基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目減債基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度2,200万円、比較2,200万円の減。

6目こども未来基金繰入金、本年度950万円、比較150万円の減。

次の天栄村除雪車整備基金繰入金と公共施設整備基金繰入金に関しましては、本年度当初に予算を措置していないため、ゼロでございます。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度8,000万円、比較ゼロ。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円、比較ゼロ。

2目加算金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度8,000円、比較1,000円の減。

3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、本年度 3 万 5,000 円、比較 2 万 2,000 円の減。

4 項雑入、1 目弁償金、本年度 1,000 円、比較ゼロ。

2 目雑入、本年度 4,070 万 1,000 円、比較 2,916 万 9,000 円の増。増額の要因につきましては、地方公共団体情報システム標準化委託事業の実施に伴いまして、地方公共団体情報システム機構からの補助として、デジタル基盤改革支援補助金 1,689 万 9,000 円の増、学校教職員の給食費の実費代として 531 万円、保健事業の受託の収入として後期高齢者広域連合から保健事業受託事業収入としまして 630 万円が増額の見込みによるものでございます。

3 目過年度収入、本年度 1,000 円、比較ゼロ。

23 款村債、1 項村債、1 目総務債、本年度 7,610 万円、比較 860 万円の減。

続きまして、2 目土木債、本年度 2 億 340 万円、比較 2,090 万円の増。

3 目農林水産業費、本年度 1 億 2,840 万円、比較 8,040 万円の増。

4 目民生債、本年度 2 億 4,750 万円、比較 2 億 1,420 万円の増。

次の衛生債と教育債に関しましては、本年度当初に予算を措置していないため、ゼロでございます。

○議長（服部 晃君） ただいま議案説明の途中でありますが、昼食のため 1 時 30 分まで休みます。

（午前 1 時 3 6 分）

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 21 ページをお願いいたします。

当初予算、歳出からご説明を申し上げたいと思います。

歳出予算につきましては、本年度の新規事業並びに前年度との比較で増減の大きいものなどを中心に、順次、所管課長よりご説明申し上げます。

それでは、説明に移らせていただきます。

歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、本年度 7,111 万円、比較 167 万 9,000 円の減。増額の主な要因につきましては、職員の人件費分、10 節の広報印刷費で減となる一方、次のページの 17 節備品購入費におきまして、被服代として 53 万 9,000 円を新規計上したところによるものでございます。

続きまして、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度 2 億 7,473 万 8,000 円、比較 1,293 万 2,000 円の増。増額の主な要因につきましては、1 節におきまして 347 万 3,000 円、

7節におきまして145万、12節455万5,000円、18節において244万5,000円の増額となったことによるものでございます。

また、新規でございますが、7節でございますが、7節に地域づくり総合アドバイザー報酬145万円を新たに計上しております。こちらは、村や行政区等が行う地域づくり活動に対しまして、専門的な知識を有する方に助言をいただくための経費でございます。

なお、一つの取組といたしまして、先ほど申しました総合アドバイザーの指揮の下に、自主防災組織を主体とした地区防災計画の作成の取組を推進していく予定でございます。

また次に、12節に天栄本製作委託料414万5,000円、記念式典映像製作委託料60万円を計上しておりますが、これは、令和7年度に予定しております村制施行70周年を迎えるに当たりまして、本村の現在までの歩みや魅力を織り込んだ仮称天栄本を製作するための委託料としての経費、また村の歩みや魅力を見ていただくためのコンテンツ製作づくりの経費でございます。

次に、18節に行政区協働の里づくり交付金（地域課題解決支援）として300万円を計上しております。こちらは、現在実施している協働の里づくり交付金の事業対象ではございませんが、各行政区におきまして解決したい様々な課題に対応するために、新たに実施する事業でございます。交付金対象者は各行政区、交付率は事業費の90%、上限90万円を予定しております。

なお、交付対象の中身に関しましては、各区長からのご相談等に応じましてそれぞれ検討してまいります。行政区の総意が原則となります。今後、議決をいただければ、各区長に説明をしたいというふうに思っております。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 2目文書広報費、本年度545万円、比較9万3,000円の増。こちらは、毎月1回発行しております村広報紙の経費でございます。物価高騰による分の経費が増額となっております。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 3目財産管理費、本年度929万7,000円、比較50万2,000円の減。こちらは、本村の財政を管理しているシステムの維持管理経費でございます。減額の要因といたしましては、財務会計システムを新たなものにしたことによりまして減額となったものでございます。

続きまして、4目会計管理費、本年度266万6,000円、比較ゼロ。同額でございます。

5目財産管理費、本年度1億6,623万5,000円、比較2,163万4,000円の増。増額の主な要因につきましては、12節、次のページでございますが、12節において368万5,000円、14節におきまして1,482万1,000円増額となったことによるものでございます。

また、14節の工事請負費におきまして、本年度は旧白子テニスコート管理棟外解体工事請負費3,649万2,000円を計上しております。こちらは、白子のテニスコートの管理棟及び駐車場のアスファルトを解体いたしまして原形復旧いたしまして、貸主に土地を返還するものでございます。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 6目企画費、本年度1億6,988万7,000円、比較2,135万2,000円の増。増の主な要因ですが、次のページをお願いいたします。

12節委託料の中ほどのホームページ運用委託料が361万9,000円で、昨年度よりも157万3,000円増額となっております。こちらは、サーバーのオペレーションシステムが保守終了のため、バージョンアップ業務分が増額となっております。

次に、自治体システム標準化作業委託料ですが、国の基本方針に基づき、基幹系業務システムを令和7年度までに全市町村計画的に標準化していくもので、今年度作業委託分が1,883万5,000円となります。こちらは全額補助対象となります。

次に、使用料及び賃借料の一番下ですが、イントラネットサーバー賃借料1,038万6,000円、昨年度よりも356万4,000円増額となります。こちらもサーバー機器がメーカーサポートの終了を迎えることから、更新しまして業務の円滑な遂行を図るものです。

次に、14節工事請負費ですが、L G W A N回線無線化整備工事請負費1,100万円を新規で計上しております。こちらは、庁内のネットワークL G W A N環境の更改を行いまして、ペーパーレス化による印刷物の削減を推進し、業務効率化と行政サービスのさらなる向上を図るものです。県のI C T推進市町村支援事業補助金を活用して実施します。

次に、負担金、補助及び交付金の中ほどにあります社会保障・税番号制度システム利用負担金ですが、471万5,000円で、昨年度よりも261万9,000円増額となります。こちらは、システム更新による自治体サーバー・プラットフォーム利用負担金が増額となります。こちらのシステム更新につきましても全額国庫補助となります。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同額の計上になっております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 7目支所及び出張所費、本年度予算額2,841万6,000円、比較91万7,000円の増。主な理由としましては、人件費で55万7,000円の増。

次のページをご覧ください。

12節委託料の電気工作物保守委託料の中で、非常用電源設備分の2年に1回の設備点検で35万1,000円の増、17節の備品でA E Dパッドの購入増であります。そのほかにつきましては、例年どおりの予算計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 33ページ下でございます。

8目交通安全対策費、本年度226万8,000円、比較11万円の減。こちらは交通安全対策に要する経費でございますが、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 9目地方創生費、本年度2,362万2,000円、比較850万4,000円の増。12節委託料で地方創生総合戦略策定委託料700万円を新規で計上しております。こちらは、第2期まち・ひと・しごと総合戦略の計画期間が令和6年度までとなっているため、国が策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、また人口ビジョンの見直しを行い、令和7年度からの新しい総合戦略を策定するものです。

次に、18節負担金、補助及び交付金ですが、新生活・住まいづくり応援助成金410万円で、70万円増額となります。奨学金返還支援補助金につきましては、昨年と同様に153万6,000円計上しております。現在、6名の方が補助を受けております。

10目ふるさと納税費、本年度1億4,836万5,000円、比較7,247万1,000円の増。増額につきましては、寄附金収入の増に伴い、各節ともに増額となっております。7節報償費で1,535万円、11節役務費で242万1,000円、12節委託料で400万円、24節積立金で5,000万円ほど昨年度より増額しております。令和5年度の寄附額は、2月末現在で約9,500万円となっております。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 2項徴税費、1目税務総務費、本年度6,921万7,000円、比較132万8,000円の減。主な理由としましては、12節委託料につきまして、令和6年度の固定資産評価替え業務委託料100万7,000円の減になります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

2目賦課徴収費、本年度781万1,000円、比較75万6,000円の増。主な理由としましては、滞納者の金融機関への預貯金照会の効率化を図るため、11節役務費につきまして、預貯金照会電子化サービス利用料17万2,000円の増、12節委託料につきまして、預貯金照会電子化サービス導入費用33万円の増であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額4,486万2,000円、比較1,311万4,000円の増。こちらは、主に窓口業務に係る経費でございます。増減の要因につきましては、2節から4節までの人件費に係る部分でございます。こちらは、職員の増により増額となったほか、次のページ、12節委託料でございますが、戸籍事務内連携システム保守委託料66万円を計上したほか、新たに書かない窓口導入業務委

託料としまして330万円を計上したことなどによるものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ昨年と同様の計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 続きまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度45万1,000円、比較ゼロ。

なお、前年度執行の福島県議会議員一般選挙、天栄村長選挙費、天栄村議会選挙費につきましては、今年度はございませんので廃目でございます。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度4,000円、比較ゼロ。

2目総務統計費、本年度158万円、比較139万4,000円の増。今年度は農林業センサスの統計調査が行われます。それらの必要経費を計上しております。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 6項監査委員費、1目監査委員費、本年度64万7,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度6,832万円、比較542万9,000円の増。こちらは社会福祉全般に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、18節村社会福祉協議会補助金での人件費分の増額によるものでございます。

2目老人福祉費、本年度1億3,688万9,000円、比較733万4,000円の減。こちらは老人の福祉に要する経費でございます。減額の主な理由といたしましては、令和5年度において策定いたしました高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定業務委託の皆減及び27節の介護保険特別会計繰出金の減によるものでございます。

次に、3目老人福祉施設費、本年度471万7,000円、比較16万6,000円の増。こちらにつきましては、老人福祉センター及び高齢者コミュニティセンターの費用になります。内容につきましては、12節の各種委託料の物価高騰による増額の積み上げによるものでございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 4目福祉医療費、本年度予算額8,232万1,000円、比較211万3,000円の増。こちらは後期高齢者医療に要する経費でございます。増減の要因につきましては、18節の負担金、補助及び交付金におきまして後期高齢者医療広域連合負担金が増額となったこと、また、27節繰出金において、同じく後期高齢者特別会計において村の負担する経費が増額となったため、繰出金も同様に増額としたことが要因でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 5目障害対策費、本年度1億5,677万9,000円、比較839万円の増。こちらは障害福祉に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、障害者及び障害児の福祉サービスの利用者が増えたことによる障害者自立支援給付費、障害児施設措置費（給付費）の増によるものでございます。また、新規事業といたしまして、障害者の理解促進を図るための費用といたしまして、13節に映像記録媒体借上料20万円を計上しております。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 6目放射能対策費、本年度予算額338万4,000円、比較12万円の減。こちらは、食品の安全管理のため放射能の簡易分析装置を設置し、その運用に要する経費でございます。減額の要因につきましては、11節の役務費において分析装置の校正費用が4万円増額になりましたが、震災から13年を迎えることから検査件数も年々減少傾向にあるため、前年と比較して16万円ほど減額となったことが要因でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度3億3,620万2,000円、比較2億5,031万6,000円の増。こちらにつきましては児童福祉全般に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、天栄保育所の移転整備に係る費用として、11節に建築確認申請手数料として100万円、12節に地質調査委託料として700万円、14節に保育所施設敷地造成工事請負費として1億9,989万2,000円、16節に土地購入費として1,511万1,000円。こちらにつきましては、令和5年度に保育所用敷地の購入費用として土地開発基金から支出した分を基金に積み戻しをするものでございます。18節に、敷地までの水道管の布設費用として、水道事業会計負担金2,450万円を計上しております。また、12節にこども計画策定業務委託料として500万円を計上しているものでございます。

2目児童措置費、本年度6,208万8,000円、比較270万1,000円の減。こちらは児童手当支給に要する経費でございます。減額の主な理由につきましては、19節児童手当の減によるものでございます。

次に、3目保育所施設費、本年度7,471万8,000円、比較86万9,000円の減。こちらは保育所の運営に要する経費でございます。減額の主な理由といたしましては、職員の配置替え等による人件費の減によるものでございます。

4目放射能対策費、本年度42万7,000円、比較2万円の増。こちらにつきましては保育所の提供する食の安全を確保するための経費でございます。ほぼ前年度と同額計上でございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 3 項国民年金費、1 目国民年金費、本年度予算額632万1,000円、比較38万9,000円の増。こちらは国民年金事務に要する経費でございます。増額の要因につきましては、2 節から4 節までの人件費の増に係るものでございます。そのほかに関しましては、前年と同様でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 4 項災害救助費、1 目災害救助費、本年度1,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、こちらにつきましては保健衛生全般に要する経費でございます。本年度6,206万5,000円、比較1,066万1,000円の増。増額の主な理由といたしましては、職員の配置替えによる人件費等の増及び12節におきまして、天栄村こころ・からだ・食の計画策定委託料として350万円を計上しているところでございます。

2 目予防費、本年度2,710万1,000円、比較156万7,000円の減。こちらにつきましては予防接種等に要する経費でございます。減額の主な理由といたしましては、令和5年度に購入いたしました乳幼児健診検査備品の皆減によるものでございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 3 目環境衛生費、本年度予算額7,521万4,000円、比較869万8,000円の増。こちらは、主に村内の環境保全や狂犬病対策等に要する経費でございます。増減の主な要因につきましては、54ページの27節繰出金におきまして、国保（事業勘定）特別会計繰出金で106万9,000円の増、国保（診療施設勘定）で458万5,000円の増額となっております。

また、簡易水道事業繰出金としまして1,530万6,000円を計上しておりますが、これは、公営企業会計に移行するため、減価償却費などを計上しているためでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年同様でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 4 目健康増進事業費、本年度2,325万4,000円、比較664万7,000円の増。こちらにつきましては健康増進に要する経費でございます。増額の主な理由といたしまして、12節に健康づくり事業委託料623万3,000円を計上しております。この事業につきましては、県の補助を活用しまして、民間企業のノウハウを生かし、既存の健康チャレンジポイント事業の電子化により若い世代から健康づくりを推進することで、将来的に健康寿命の延命や医療費の削減につなげていくものでございます。

5 目保健センター施設費、本年度2,143万7,000円、比較3,378万7,000円の減。減額の主な理由といたしましては、令和5年度に実施しました健康保健センターの改修工事の皆減によるものでございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 6目墓地公園施設費、本年度予算額88万8,000円、比較5万5,000円の増。こちらは墓地公園の施設管理に要する経費でございます。増減の要因につきましては、10節需用費におきまして管理用資材などの消耗品費用を増額したことが要因となっております。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 7目放射能対策費、本年度3万3,000円、比較ゼロ。昨年と同額でございます。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度予算額6,805万1,000円、比較669万6,000円の増でございます。こちらは村内の一般廃棄物等に要する経費でございます。増減の主な理由としましては、14節工事請負費において、リサイクルハウス更新工事請負費としまして260万円を増額しております。

また、18節負担金、補助及び交付金の須賀川地方保健環境組合負担金で最終処分場建設事業費254万円を計上したほか、ごみ処理費用など、149万7,000円の増となったことが要因でございます。

2目し尿処理費、本年度予算額1,971万6,000円、比較317万7,000円の増。こちらは村のし尿処理に要する経費でございます。増額につきましては、18節負担金、補助及び交付金のし尿処理経費に要する増でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度63万円、比較ゼロ。合併処理浄化槽の推進に係る経費でございます。前年度と同様の予算計上でございます。

4目大山排水処理施設事業費、本年度325万6,000円、比較325万6,000円の増。大山排水処理施設事業会計への繰出金でありまして、今年度より公営企業会計へ移行するため、新たに計上するものでございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度2,325万8,000円、比較472万3,000円の増。水道事業会計への繰出金の増でございます。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度1万3,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度1,070万9,000円、比較56万5,000円の増。農業委員会運営に係る予算でございます。増額の主な要因といたしましては、12節委託料におきまして、農業委員会サポートシステムデータ作成委託料61万円を計上して

おります。こちらは、農業者の高齢化や人口減少に伴い、農地が適正に利用されない状況とならないよう、地域農業者等の意見を踏まえた地域計画を策定することが法定化され、国の農業委員会サポートシステムにおいて全国データベースが構築されたため、令和6年度に計画を策定するに当たり必要となるデータ作成を委託するものでございます。それ以外につきましては、おおむね例年どおりの計上でございます。

2目農業総務費、本年度5,661万2,000円、比較174万5,000円の増。こちらにつきましては、職員8名の人件費及び生産組合長30名の報酬に係る予算でございます。増額の要因は、人件費の積み上げによるものでございます。

3目農業振興費、本年度3億8,410万9,000円、比較1億7,329万6,000円の増。増額の主な要因といたしましては、14節工事請負費におきまして、てんえいふるさと公園広場施設等整備工事請負費7,000万円、農業促進ハウス解体工事請負費890万円、地中熱利用井戸閉塞工事請負費260万円、18節負担金、補助及び交付金におきまして、産地生産基盤パワーアップ事業補助金1億5,758万3,000円を計上しております。

ふるさと公園広場施設等整備工事におきましては、道の駅季の里天栄の裏側広場において、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び過疎対策事業債を活用いたしまして遊具や休憩施設を整備するものでございます。

農業促進ハウス解体工事及び地中熱利用井戸閉塞工事につきましては、国の委託事業により平成20年度に設置されました地中熱利用の農業促進ハウスにつきまして、ビニールの劣化が見られるほか、器具の耐用年数も経過していることから、解体を行いまして、併せまして地中熱の利用の井戸につきましても閉塞を行うものでございます。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金につきましては、花卉栽培用ハウス導入に係ります国庫補助、2分の1の補助金でございまして、事業者へ村を通して補助金を交付するものでございます。

1節報酬におきましては、営農指導員1名の報酬を計上しておりまして、営農指導の回数を月2回増やして指導する計画としております。

7節報償費におきましては、農林産物品評会の報償金10万円を計上しております。

10節需用費におきましては、旧季の里天栄が村の管理となるため、電気料等を増額計上しております。また、修繕費といたしまして、旧道の駅季の里への浄化槽ブローア修繕費210万円を計上しており、環境省が進める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用しまして、老朽化した浄化槽の改修を行うものでございます。

60ページをお願いいたします。

12節委託料におきましては、両道の駅の保守点検や警備等に係る費用のほか、羽鳥湖畔オートキャンプ場指定管理委託料300万円、農林水産物直売施設道の駅季の里天栄指定管理委

託料990万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、水利施設等保全高度化事業補助金としまして、鏡石町が中心として行います釈迦堂川の久来石堰更新事業の受益面積に応じた負担金47万9,000円。こちらは、令和6年度に実施計画を策定しまして、複数年かけて改修工事を行うこととなっております。

また、緊急病害虫防除対策事業補助金としまして、キュウリのネコブセンチュウ、ホモイブシス、根腐れ病等の防除に対する補助金97万1,000円、畑作暗渠排水整備事業補助金50万円、土地改良施設維持管理適正化事業補助金としまして、広戸川沿岸防災ため池土地改良区が行います沖内地区の揚水機場改修の補助金160万円、天栄ブランド化推進事業補助金234万円、環境保全型農業直接支払交付金としまして、取組予定者63名に対し742万8,000円、多面的機能支払交付金としまして、17地区の取組に3,922万9,000円、中山間地域等直接支払交付金としまして、19組織の取組に6,355万3,000円をそれぞれ計上しております。

天栄ブランド化推進事業の補助金の内訳につきましては、米食味コンクール村大会及び国際大会の経費としまして160万円、ブランド農産物の販売促進や販路拡大のためのPR経費30万円のほか、令和6年度より国のみどりの食料システム戦略で目標とする有機農業の拡大に沿った堆肥利用の拡大、化学肥料の低減に向けまして、実証圃場において土壌分析や堆肥の成分分析を行いまして、堆肥の性能の効果、堆肥散布量の目安や圃場に適した米の栽培方法などについて、須賀川農業普及所、農業総合センター、JAなどの協力をいただきながら検証を行うための事業費44万円となっております。

62ページをお願いいたします。

4目畜産業費、本年度44万9,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。こちらにつきましては、天栄村畜産振興組合補助金43万円のほか、畜産関係の予算となっております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 5目農業施設費、本年度2億4,556万6,000円、比較2,502万円の増。農業施設の維持管理等に要する経費でございます。

12節委託料におきましては、沖内地区の幹線用水路の沖内第1揚水機場について、現在、管理運営上には支障は生じておりませんが、突発事故等により機能が喪失・低下した際の復旧には、事前に機能保全計画の策定が必要なことから、国庫10分の10である補助金を活用し、機能保全計画策定業務委託料420万円。鈴ヶ崎・飯白用水路は、県営事業で整備され、約45年が経過し、全体的な経年劣化が著しいことから、長寿命化を図るために効率的な施設整備を行うための実施計画を策定する費用として、新たに1,200万円を計上。緊急自然災害防止対策事業債を活用した事業として、関場地区水路改修実施設計業務委託料720万円。戸ノ内

地区ため池浚渫実施設計業務委託料500万円。

14節工事請負費におきましては、今年度で完了予定の飯豊地区排水路改修3期工事請負費1,300万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、行政区が主体となり、行政区内の道路や側溝、農業用施設等の整備事業が100万円以下であれば、事業費の90%を補助する協働の里づくり交付金を前年度と同じく11行政区分、990万円を計上しております。

また、27節繰出金におきましては、今年度より農業集落排水事業及び簡易排水処理事業において公営企業会計へ移行するため、新たに減価償却費の計上により増額となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 6目水利施設管理費、本年度2,179万5,000円、比較234万5,000円の増。こちらは、龍生ダムの管理に係る経費でございます。増額の主な要因といたしましては、防災ダム事業において整備された電気機械設備が増加したことに伴い、10節需用費において電気料、11節役務費において浄化槽管理費用、12節委託料において電気工作物保守委託料、それぞれの増。64ページの18節負担金、補助及び交付金において、防災ダム事業負担金が増になったことによるものでございます。

防災ダム事業負担金372万円につきましては、令和6年度が最終年度の予定でございます。管理道路の改良やダムの排砂工が予定されております。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 7目国土調査費、本年度2,632万円、比較515万3,000円の減。減額の理由としましては、地籍調査面積の減少により、12節委託料におきまして、地籍図根三角測量委託料等481万2,000円の減でございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

事業内容につきましては、大里第30地区、安養寺地区の一筆地測量や地籍図作成等の後期工程分、新規地区の湯本第31地区、湯本地区の一筆地調査や長狭物調査等の前期工程分を予定しております。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 8目水田農業構造改革対策費、本年度815万円、比較145万円の減。18節負担金、補助及び交付金において水田利活用推進助成金565万円。こちらは飼料米の作付面積10アール当たり5,000円の助成でございまして、令和5年度の実績に基づき減額計上としております。経営所得安定対策等推進事業補助金につきましては、村地域農業再生協議会の運営補助として250万円を計上しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、本年度1,405万9,000円、比較865万円の減。減額の主

な要因といたしましては、令和5年度に行いました新規就農者育成総合対策事業における設備投資補助金の減によるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金において、天栄村新規就農者支援センター補助金112万4,000円。こちらは新規就農に向けた研修受入れ農家への補助などを行うものでございます。

農業次世代人材投資事業補助金480万円及び新規就農者育成総合対策事業補助金150万円。こちらは新規就農した4経営体への経営開始資金の補助、全額国費でございます。

農業経営規模拡大事業補助金500万円。こちらは、農地等を集積する農業担い手の機械導入費用の3分の1、最大100万円を補助するものでございます。

農業収入保険加入促進対策事業補助金23万5,000円。こちらは、作物の価格下落や自然災害などによる農業収入の減少に備えまして、農業者が自ら農業収入保険に加入することを促進するため、その保険料の一部を補助するものでございます。

園芸作物拡大支援事業補助金100万円。こちらは新規計上でございまして、収益を高めることなどを目的に園芸作物を栽培するハウスを整備する農業者に対しまして、整備費用の3分の1、最大50万の補助を行ってまいりたいと考えておりまして、村内で栽培が継続される見込みのある作物を選定いたしまして、その作物のハウスを一定年数以上継続される方を対象としたいと考えております。

10目開発センター費、本年度5,058万2,000円、比較5,000万円の増。山村開発センターの管理費でございます。増額の要因といたしましては、14節工事請負費におきまして、山村開発センター修繕工事請負費5,000万円を新規計上しております。こちらは、平成11年度に整備した空調設備が老朽化し、故障箇所が見られること、電気設備においても老朽化が見られ、漏電箇所も確認されていることから、緊急防災・減災事業債を活用しまして、避難所でもある開発センターの空調設備及び電気設備の改修を行うものでございます。その他につきましては、前年度と同様の計上でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度729万7,000円、189万8,000円の減。羽鳥湖高原交流促進センターの管理費でございます。減額の主な要因といたしましては、施設改修設計業務の皆減によるものでございます。その他につきましては、前年度並みの計上でございます。

12目放射能対策費、本年度36万9,000円、比較2万8,000円の増。放射能測定装置2台分の校正手数料を計上しております。価格上昇のため、前年度より増額となっております。

2項林業費、1目林業総務費、本年度5,968万2,000円、比較3,902万9,000円の減。減額の主な要因といたしましては、ふくしま森林再生事業に係る委託費の減少及び緩衝帯実証事業の減によるものでございます。1節報酬におきましては、村鳥獣被害対策実施隊15名分の報酬21万4,000円を計上しております。7節報償費におきましては、鳥獣被害防止のためのパ

トロールの報酬として15万円を計上しております。

12節委託料におきましては、森林環境整備委託料として、松くい虫被害木等の伐倒費用218万4,000円、森林整備事業委託料としまして、ふくしま森林再生事業における牧之内字大徳坊地区の森林整備費用4,657万5,000円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、天栄村鳥獣被害対策実態隊活動支援事業補助金としまして、実施隊の訓練等に係る経費の補助金40万円、天栄村鳥獣被害防止対策協議会補助金としまして、わな購入や研修に要する費用30万円、電気柵購入補助金としまして、鳥獣被害防止対策のため設置する電気柵等の補助として210万円、イノシシ捕獲管理事業補助金として、狩猟期の捕獲に115万円、天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金としまして、有害期の捕獲に210万円、天栄村新規狩猟者育成事業補助金としまして、銃猟免許新規取得者への補助20万円、ニホンジカ捕獲管理事業補助金として、狩猟期の捕獲に115万円、特定外来生物対策事業補助金としまして、アライグマ及びアメリカミンクの捕獲に10万円を計上しております。

○議長（服部 晃君） 一般会計予算の説明の途中でございますが、暫時休議いたします。2時半まで休みます。

（午後 2時15分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 68ページをお願いいたします。

2目林業振興費、本年度1,161万3,000円、比較400万円の減。林道の管理及び治山事業に要する経費でございます。14節工事請負費におきましては、前年度に引き続き、児渡地区小規模治山第3期工事費300万円を計上しております。減額の主な要因といたしましては、14節工事請負費におきまして、林道の維持工事費の減が要因となっております。そのほかにつきましては、前年度と同様の予算計上でございます。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 3項水産業費、1目水産業総務費、本年度7万7,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。こちらは南会東部漁業協同組合湯本支部の稚魚放流活動等への補助でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

2目商工業振興費、本年度1,218万8,000円、比較430万円の増。増額の要因といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、プレミアム商品券発行事業補助金450万円を計上しております。こちらは、物価高騰に伴う村民、事業者への支援としまして、昨年度に引き続き支援をしてまいるものでございます。内容につきましては、昨年と同様を予定しております。

そのほか、商工会の指導活動補助金として商工会の運営補助447万円、商工祭補助金としまして、昨年に引き続き開催を計画しております商工祭の開催経費の補助としまして150万円、創業等支援補助金としまして、村内での新規創業事業者に対する補助82万円、小規模事業者持続化補助金としまして、国の補助金の対象者への村の上乗せ補助40万円を計上しております。

3目観光費、本年度2,490万2,000円、比較1,039万5,000円の増。増額の主な要因といたしましては、12節委託料におきまして、インバウンド拡大情報発信事業1,049万2,000円を計上しております。こちらは、コロナ禍が落ち着き、インバウンドの高まりが見られる中、海外、特に台湾からの観光入り込み増加を図るため、インフルエンサーによるSNSでのPRや海外でのセールス活動などを行うものであり、県のサポート事業の補助を受けて実施するものでございます。

また、70ページの18節負担金、補助及び交付金につきましては、泊まってエールキャンペーンの補助金320万円を計上しております。こちらは、燃料や物価の高騰を受けている宿泊業者への支援を行い、観光入り込み客の増加と地域経済の活性化を図るため、昨年度に引き続き補助をしてまいりたいと考えております。

8節旅費におきましては、海外でのPR、セールスを行う費用として、前年度より増額の計上しております。

10節需用費におきましては、消耗器材として62万6,000円を計上しております。こちらは、観光PR資材の購入を行うものでございます。また、パンフレット等印刷費としまして92万8,000円を計上しております。観光パンフレットへの台湾の言語追加、海外向けのチラシ作成などを行うため、前年度より増額の計上としております。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、羽鳥湖高原ウオーク負担金として200万円、観光協会補助金として運営補助100万円、サポーター事業補助金としまして、600名を対象に募集する会員、そういった補助につきまして180万円、教育旅行補助金として80万円を計上しております。

4目地域開発費、本年度640万2,000円、比較358万1,000円の減。こちらは主に地域おこし協力隊に係る経費でございます。減額の主な要因につきましては、地域おこし協力隊1名分の経費が減少したものでございます。有害鳥獣対策の協力隊1名を見込み、それぞれ各節に

において経費を計上しております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,056万5,000円、比較24万5,000円の増。職員の給与及び各種協議会や同盟会に要する経費でございます。増の主な要因といたしましては、次のページになりますが、18節負担金、補助及び交付金におきまして、国道118号道路改良促進期成同盟会負担金について、国道沿いの看板の更新を予定していることから20万円の増額となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度2億351万8,000円、比較222万1,000円の増。村道の維持管理及び除雪に要する経費でございます。10節需用費におきましては、修繕費で除雪車両の車検整備等で500万円の増となっております。12節委託料におきましては、線形不良かつ狭隘で車両のすれ違いが困難な道路調査のため、村道後藤大暗見線ほか道路調査委託料300万円を新たに計上しております。

次のページの17節備品購入費におきましては、前年度からの債務負担行為により、2か年でロータリー除雪車1台を整備しており、その予算計上として5,522万円を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の予算計上でございます。

2目道路新設改良費、本年度2億1,292万8,000円、比較1,530万円の増。道路新設改良に要する経費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費で515万4,000円の増となっております。社会資本整備総合交付金事業におきましては、12節委託料において、矢中前橋及び藤沢橋の橋梁補修設計業務委託1,800万円、南1号線道路改良工事に伴い、新たに西河原橋の橋梁補強実施設計業務委託900万円。14節工事請負費におきましては、南1号線道路改良2期工事費として6,000万円を計上しております。

また、工事請負費におきましては、辺地対策事業債を活用し整備予定の芝草鎌房線舗装補修工事として1,000万円、大型車等の交通量が多い路線の予防保全のため、緊急自然防止対策事業債を活用し整備予定の児渡滝田線外舗装補修工事費3,000万円。表層のひび割れが著しい路線の車両交通の安全性を確保するため、緊急防災・減災事業債を活用し整備予定の戸ノ内丸山線外舗装補修工事費6,000万円を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

3項河川費、1目河川費、本年度429万2,000円、比較48万5,000円の増。河川管理に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、14節工事請負費におきまして、県委託事業である河川除草工事請負費によるものでございます。そのほかにつきましては、前年と同様の予算計上でございます。

4項住宅費、1目住宅費、本年度785万7,000円、比較21万5,000円の増。村営住宅、定住

促進村営住宅の管理及び住宅関連施策に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、12節委託料におきまして、空き家バンクの運営に伴う委託料によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 続きまして、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億5,559万7,000円、比較322万9,000円の増。こちらは須賀川地方広域消防組合に要する経費で、構成市町村で負担する分担金の増によるものでございます。

2目非常備消防費、本年度3,438万8,000円、比較220万2,000円の増。増額の主な要因につきましては、1節、7節、10節、13節において増額としたことによります。これは、主にコロナの影響によりまして中止をしておりましたポンプ操法大会が再開されるに当たりまして、その経費を見込んだことによるものでございます。

続きまして、78ページをお願いいたします。

3目消防施設費、本年度4,333万3,000円、比較1,741万円の増。こちらは村内の消防施設に要する経費でございます。増額の要因でございますが、まず、14節におきまして1,600万円の増としております。これは耐震性防火水槽の設置工事を4基行うために増額としたものでございます。また、18節におきまして900万円を計上しておりますが、これは老朽化した消火栓の改修工事を10か所行うための負担金でございます。

4目水防費、本年度6,000円、比較ゼロ。

5目防災行政無線管理費、本年度904万円、比較169万円の増。こちらは防災行政無線の維持管理に要する経費でございます。増額の要因につきましては、14節におきまして、Jアラート専用アンテナ整備工事請負費170万円の増額によるものでございます。これは、全国瞬時警報システム、通称Jアラートと申しますが、全国では誤作動が発生する事例があります。幸い、本村におきましては現時点ではそのようなことはございませんが、その不具合を要因としまして、受信装置、つまりアンテナが考えられるとのことでございます。現在、アンテナは、防災行政無線のアンテナを使って受信しておりますが、このJアラート専用のアンテナを設置するよう国から求められておまして、そのため、緊急防災・減災事業債を財源といたしまして専用アンテナを設置して、より万全の体制を図るものでございます。そのほかに関しましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度133万円、比較4万円の減でございます。昨年並みの計上となっております。

2目事務局費、本年度1億8,330万5,000円、比較4,379万8,000円の増でございます。増額の要因と主な事業内容でございますが、1節報酬におきまして、教育アドバイザー報酬305

万7,000円及び教育支援員報酬167万3,000円を計上しており、これは、学校と家庭のつながりを強化するとともに、不登校対策や各種教育施策の充実を図るため、1名ずつ配置するものでございます。

次のページ、7節報償費におきまして、講師謝礼を昨年度比で200万円増額計上しております。これは小中学生のふるさと夢未来応援事業を実施するものであり、ふるさと天栄村を見詰め直す機会を提供するとともに、小中学生に夢を持ってもらい、その実現に向かう力を養うために、学校に地元有志や著名人を招いて貴重な体験や活動をしてもらうための講師謝礼であります。

そのほか、また適応指導教室の講師謝礼を前年度の実績に合わせて増額しております。

次に、12節委託料におきまして、学習支援業務委託料でございますが、昨年までは中学3年生を対象に実施していたものを、実施時数を増やすとともに充実を図り、中学2年生までに拡大して学力向上につなげたく、250万円を増額計上しております。

また、次のページ、遠距離通学タクシー委託料につきましては、湯本中学校が閉校したため、湯本学区から天栄中学校へ通学するために無償で通学車両を運行するものであり、1,212万円を計上しております。

続いて、13節使用料及び賃借料におきまして、機器借上料でございますが、小中学校の教職員が使用する校務用パソコンが更新時期となるため、令和6年度は全職員の約半数に当たる台数のリースを行いまして、次年度に残りの台数を実施したく、今年度は267万3,000円を計上しております。

次に、14節工事請負費におきまして、広戸小学校、牧本小学校、湯本小学校、天栄中学校、それぞれの校舎棟の改修工事を計上しております。広戸小学校においては、高圧ケーブル及びキュービクルの老朽化による改修、牧本小学校においては雨漏り対策工事及び雨漏りによる壁の塗り替え工事、湯本小学校においては、プールろ過機の改修、それから国道から校舎前までの進入路の整備工事、天栄中学校においては、校舎南側のネットフェンス改修及び体育館のどんちょうの改修を実施するため、それぞれ計上させていただいております。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、給付型奨学金でございますが、子育て世代への経済負担軽減対策として、大学などへ就学するに当たり、学業やスポーツに秀でており、経済的に困難な方を対象に月額5万円を給付する奨学金制度を設け、180万円を新設計上いたしました。

続いて、2項小学校費、1目学校管理費、本年度5,754万3,000円、比較767万5,000円の増でございます。増額の主な理由は、1節及び3節におきまして人件費の増、それから10節需用費におきまして、灯油代と電気料が価格高騰のため、昨年度より増額計上しております。

また、次のページ、13節使用料及び賃借料におきまして、自動車借上料を75万円、昨年度

より増額しております。これは、バスなどの運賃改定により単価が値上がりしたことと、各小学校の交流学习を充実するために増額したものであります。

次のページになりますが、2目教育振興費、本年度2,405万4,000円、比較1,096万8,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、17節備品購入費におきまして、教科書改訂に伴う教師用の教科書と指導書の購入費が1,340万円を増額計上しております。

また、18節負担金、補助及び交付金におきまして、通学費補助金でございますが、路線バスを利用して通学する児童の定期券購入を全額補助するため、昨年度より約110万円増額計上しております。

次のページ、3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,502万7,000円、比較492万2,000円の増でございます。増額の主な理由は、10節需用費におきまして、電気料が価格高騰のため、昨年度より増額計上しております。

88ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度888万円、比較24万1,000円の増でございます。増額の主な理由は、18節負担金、補助及び交付金におきまして、通学費補助金でございますが、路線バスを利用して通学する生徒の定期券購入を全額補助するため、昨年度より約28万円増額計上しております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度1億1,768万2,000円、比較1,365万7,000円の増でございます。増額の主な理由は、90ページになりますが、12節委託料におきまして、通園バス委託料を昨年より約335万円増額計上しております。

また、14節工事請負費におきまして、テラスの床が劣化しているため、張り替え工事をするための改修工事費を200万円計上しております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一君） 続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度1,785万8,000円、比較332万1,000円の増。増額の主な理由といたしましては、1節報酬、3節職員手当において、会計年度任用職員として社会教育主事1名を新たに雇用し、生涯学習の充実を図るものでございます。

それ以外につきましては、放課後子ども教室や地域学校協働活動事業、20歳の集いなどに係る経費をほぼ前年同様で計上しております。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、本年度614万2,000円、比較47万8,000円の減。こちらは文化祭の開催経費や各種講座等の講師等謝礼を計上しております。減額の理由としては、昨年度計上しておった文化祭の会場設備の賃借料の減によるもので、それ以外はほぼ例年どおりの予算計上と

しております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3 目湯本公民館費、本年度予算額183万7,000円、比較43万2,000円の減。主な理由としましては車検代の減で、23万7,000円であります。そのほかにつきましては、ほぼ前年どおりの予算計上でございます。予算につきましては、文化祭、各種講座、公民館運営に関する経費でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一君） 続きまして、4 目文化財保護費、本年度75万1,000円、比較4万6,000円の増。17節備品購入費において、来年度改選になる文化財保護審議委員の作業服の購入費用を計上しております。ほぼ昨年同様の計上としております。

続きまして、5 目伝統文化施設費、本年度555万1,000円、比較109万4,000円の減。文化伝承館の運営経費でございます。減額の主な理由は、昨年度の施設改修工事が終わったため、今年度は大きな工事がないための減額でございます。おおむね、それ以外は昨年同様の計上としております。

6 目生涯学習センター費、本年度995万8,000円、比較548万2,000円の減。生涯学習センターの運営経費でございます。減額の主な要因は、昨年計上しておりました生涯学習センターのLED改修工事が終了したためでございます。それ以外は、おおむね昨年同様の計上としております。

続きまして、次のページ、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、本年度590万4,000円、比較42万2,000円の増。増加の主な要因といたしましては、18節負担金、補助及び交付金において、今年度は補正予算で計上したスポーツ雪合戦実行委員会への補助金40万円を当初予算に計上したものでございます。それ以外は、おおむね昨年同様の計上といたしております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2 目湯本保健体育費、本年度予算額129万2,000円、比較2万2,000円の増。こちらは、湯本体育館、運動会、バレー大会に要する経費でございます。ほぼ前年同様の予算計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3 目学校給食センター費、本年度7,496万8,000円、比較3,581万9,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、10節需用費におきまして、学校給食食材費として、幼稚園、小学校、中学校の給食費を無償化するため、2,949万2,000円を計上しております。

また、12節委託料におきまして、給食配送業務委託料でございますが、給食センターで作りました給食を本庁管内の学校及び湯本に配送するための業務を委託するため、584万8,000

円を新規計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一君） 100ページをお願いいたします。

4目天栄体育施設費、本年度940万6,000円、比較797万4,000円の減。減額の主な要因といたしましては、昨年、各施設で行った修繕工事が終了し、今年度は大きな支出がないことが要因でございます。それ以外は、おおむね昨年同様の計上としております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 11款災害復旧費、1項農業水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度40万円、比較ゼロ。農地等災害復旧事業補助金といたしまして計上しております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一君） 2目社会教育施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億2,818万9,000円、比較354万7,000円の減。こちらは地方債の元金の償還分でございます。

2目利子、本年度1,879万2,000円、比較327万9,000円の増。こちらは地方債の利息の償還分でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目建物取得費、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度500万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部勉君。

〔7番 渡部 勉君登壇〕

○7番（渡部 勉君） 1つ目、25ページ、総務管理費の中の12節委託料、この下から2行目

の天栄本製作委託料、これはどんなことなのでしょう。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

25ページ、12節委託料の天栄本製作委託料414万5,000円でございますが、こちらにつきましては、来年度、天栄村制施行70周年を予定しております。来年度というか、令和7年度、予定しております、そのときに、記念本といたしまして仮称天栄本を製作するための委託料でございます。約140ページ分の本を作りまして、地域、今までの村の歩みや魅力を折り込んだ、そういった本を作りまして、村内の皆様方にお配りをしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。

それからもう1点、これは38ページ、これも総務ですね。戸籍住民基本台帳費のやはりこれも委託料の一番下、書かない窓口導入業務委託料というのがありますが、これはどんなことなのでしょう。

○議長（服部 晃君） 住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちらの書かない窓口導入業務委託料でございますが、窓口での申請の際に、届出書等を手書きで皆さんはお書きになるかと思うんですが、その申請書の用紙の記入を簡単にするために、本人確認証としましてマイナンバーカードや免許証、そういったものを利用して、それを機械で読み取りまして、申請書のほうに、住所、名前、生年月日など、そういった部分を記載して、それが印刷して出てくるというふうなものでございます。なので、そういった申請書の作成の支援システムというふうなことでご理解いただければと思います。

大変失礼しました。申請書のほうに住所、名前、生年月日等が転記されるので、そういった部分は記入しなくていいというふうなシステムでございます。あとは必要なものにチェックしていただくというふうな形になりますので、高齢者とか、そういった方には大変便利になるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっといまいち分からないんですが、今言っているのは、マイナンバーとか免許証を提示すると、今までは、住所、名前なんか、いろいろなものを書いていたけれども、それによって、では、戸籍抄本が欲しいんだと、それだけでも書類がもらえると、こういうふうに考えていいんですか。

○議長（服部 晃君） 住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、そういった形でのシステムでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 61ページのちょっと聞き逃しなんだか、ちょっと理解が分からなかったものですから、この産地生産基盤パワーアップ事業、この1億5,700万何がしは、全部、県の補助100%で行う事業ですよ。その中身、もう少しちょっと分かりやすく、詳しく説明してもらいたいんですよ。産地生産基盤パワーアップ事業補助金、この中身。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

61ページの18節負担金、補助及び交付金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金1億5,758万3,000円でございますが、こちらは、花卉を生産する事業者が花卉を栽培するハウス設備を導入しまして、収益を上げるということに対して補助されるもので、国の補助100%で、2分の1の補助がいただけるというもので、村を経由して申請、交付になるものですから、村の予算に計上させていただいております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、これは花卉栽培者のための県の補助金ということで、それでよろしいんですよね。分かりました。

では次に、その下の天栄ブランド化推進事業補助金234万円で、平成6年度は間に合うんですか、これは。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

天栄ブランド化推進事業補助金でございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明をさせていただいたように、米食味コンクール村大会と国際大会に係る経費としまして160万円。それから、ブランド農産物の販売促進、販路拡大のPR経費、広告掲載料等、それで30万円。6年度におきましては、堆肥の実証実験を行うための土壌分析費用等を計上しております。44万円ということで積算をしております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） あくまでも、この予算の中身は、もう何十年もこれは続いていますけ

れども、なかなか、一応、天栄ブランド化推進だから、何品目があるかと思うんですけども、一番経費、費用がかかるのは水稻かな。水稻に対して費用が一番かかろうかと思うんですけども、その水稻に係る経費もそうなんですけれども、水稻をやはり作る段階の事業計画をやはりしないとならないのではないかと。ただ一部の人間が金賞をもらって喜んでいるような状態では駄目だと。やはり村全体が、最終的には半分でもいいから特産米の作付ができるような計画性を持って予算をどんとあげて、もうちょっと意欲を持たせるような取組ができないのか。

だから、この234万で足りるのかなと思ったら、あくまでも、もう売ることとか何か、そういうことにしか係るような経費としか見ていないですもんね。昨年度は補正で100万も減額しているんだから。だから、どういう事業をやっているか分からない、予算を組んでいて。昨年度は、だから、やらなかった事業はあるんですか、これは。補正予算で三角になっている部分は。分かったら教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えをいたします。

これまでブランド化実証事業におきましては、先ほど申し上げました米食味のコンクールの費用ですとか新規作物の栽培実証、そういったものを行ってまいりました。

令和5年度におきましては、マカの栽培が実証5年目ということで、最終年度になるということでございまして、マカに関しましては、今、需要があまりないということで、購入先のほうでその供給量の調整がありまして、昨年度まで3名でやっておりましたが、令和5年度におきましては1名の栽培ということで、経費がかからなかったということで補正予算で100万円ほど減額をしたところでございます。

マカの栽培に関しましては令和5年で一応終了ということで、新たに、米の栽培に関しまして、幅広く村内の畜産農家、そういった堆肥を有効利用できないかというところで、まず分析から始めるということで40万円ほどの計上をさせていただいておりまして、その効果を見て村内に広げてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） そのマカの補助がもう終わったということで、減額100万があったと。令和6年度に対しましては、その堆肥関係とか土壌改良型に対しての実験的なことをやってみたいと。それもいいかもしれません。ただ、一番は、村長もいろいろなところに出かけてPR活動をやっていますから、天栄村の米はおいしいんだよ、お酒はおいしいんだよと一生懸命やっています、基幹産業は農業ですから。だから、そのためにも、やはりもう少し農家の皆さんにそういう米を作付してもらおう意欲を持たせるような取組をしてもらいたい。最終

的には、皆さんは本人の判断ですと言われちゃうと終わっちゃうんですけれども、そういう答弁はなしにしてください、今度はね。

だから、いかに計画をして、やってみせて、お願いして、意欲を持たせるか。だから、予算は、幾らでも予算を組んでもらっても結構ですから、農家を守るためなら。そういう考えで、当初はこれは234万で一応実験的にやるということですから、その実験の結果も後で、秋口終わり頃には分かるんだろうと思いますけれども、そういう作付、今、意欲がないから、ゆうだいもそうでしょう。特裁も作付面積が増えていないですから。実際、減っている状態です。特裁、面倒くさいことをやっていられない。だから、そういうことじゃなくて、それに組みんでもらう施策を考えていただいて、執行部のほうに。そして組みんで、それで村長が外へ行ったとき、大手を広げて言えるような状態にしてやればいいことですから、そういうことも考えやってもらわないと困りますので、そういうことでひとつよろしくお願いします。

じゃ、次のやつ。これも前に私、一般質問でやったんですけれども、65ページ、農業収入保険加入促進対策事業補助金。これは村単独の補助でしょう。県からその分、補助をもらっているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

収入保険でございますが、こちらは村単独の補助ということになってございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村単独の事業というのは分かっているんですけれども、前任の黒澤課長のときからもうこれはやりましたから。

それで、収入保険、これは村単独の補助ということは、村民の税金を与えるということですから、個人個人に。村長は前に、いずれは共済で一本になるんですから、すぐにとったけれども、なかなかありませんよ、これは。催促、支払ってくださいよという通知が来ますし。だから、その金額は微々たるものだからいいだろうという考えじゃなくて、やはり公平公正にやはり扱ってもらいたいと前に言ったでしょう、私は。いつまでやるんですか。お答えをお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この収入保険につきましては、掛け捨て分の部分でございますので、そちらを今後もやはり推進をしていく。高温障害、この価格の、今は米の買取り価格も上がりましたが、

これが急な下落があったり、そういった場合に対応できるというようなことで、これも、村側で私のところに、農業委員会、当時の会長、職務代理者も多分、議員がいたと思うんですけども、そのときに要望を受けたもので、それでぜひ村でも継続、やっていただきたいというようなことでございましたので、そういう皆様方のご意向を酌みながら、今後、農業が継続して経営安定できるような体制づくりをしていただきたいというようなことで、村はその掛け捨て分の部分を単独で出していきたいと思います。県も出していますし、今、各市町村の中でもこれは徐々に増えてきていますので、そういったところも今後見ながら、そこはいつまでというようなところは、そういう状況を見ながら決めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村長が言う掛け捨ての部分だからいいですという問題じゃないんですよ。村の税金を個人に与えて、個人に収益を上げさせる。人数なんか知ったものですよ、こんなの。申請者。なぜ申請者が少ないかというのは、青色申告ができないからですよ。申告していないから。面倒くさくて、みんなやらないんですよ、青色申告。これは、農業共済のこれに入るのに、青色申告でないと入れないんですから、やらないと。だから、そういう一部だけに限ってやるんじゃないくて、県だって最初は出しましたよ。県は1年間ですから。前、福島民報で出ましたよ、こういう補助金を出しますと。1年間は県で補助します。1年間とちゃんと書いてあったんですよ。村は延々とやるんですか。個人に対して村の税金を与えるということを延々とやるんですかと確認したいです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その動向を見ながらということで、私は永遠にやるとは言っていないので、そこについては、まだこの気候変動、米の価格のやはり変動とか、様々な要因もあります。そして、この農業の生産者についても、今、経営感覚を持っていただくというようなことで、青色申告、それをやはり推奨していく。今後はやはりそういうものを取り入れながらやっていく。いつまでも井勘定でやっていたのでは、いつまでもなかなか分かってこないというのもありますので、そういった取組をやって、この安定的な経営ができるような取組も必要だと思っていますので、その中で、今後の動向を見ながら、そこは方向づけを決めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、これは金額が小さいから、みんな、分からないと思うんですけども、これは村民全部にアンケートとかをやって、こうやってよろしいですかと1回やってみたらいいじゃないですか、村民の反応はどうか。そのくらい言いたいくらいですよ、

本当に。差別化しているのと同じなんですから、内容的に。だから、県内の各自治体、全市町村自治体、1回確認を取ってくださいよ。どこでやっている、どこでやっている、やらない市町村はどうしてやらないのか、そういう集約もしてもらいたいと思います。それをお願いしたい。

あと、次、82ページの14節の工事請負費、これは学校関係、小学校関係の工事費ですよ。これは、いつまで工事費はこうやって、毎年毎年、建物というのは老朽化しますから、工事費は毎年毎年出てきます。統合問題はどうなっているのか。統合問題、校舎ができなきゃ統合できないのか。仮校舎を造って統合をすぐにできる場合もあるんですよ。何でもかんで校舎ができなければ統合できないという問題じゃないですよ。一つの校舎をこれだけの金をかけるなら、1か所にかけて、スクールバスもやって、もう仮校舎として再出発したらどうなんですかね。そういう考えはないんですか、村長としては。お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員のご指摘のとおり、確かにそういったご意見、そういう考え方もあろうかと思います。今後の統合の学校の進捗状況、そういったところも見ながら、一案として、方向性、そういう決め方。ただ、今、物価高騰の中で仮校舎を造っていったら、あまりにも金額も張る可能性も高いですし、総合的にその辺はいろいろ判断をしてみたい。今は、統合に向けた中で、これまでも一般質問の中でも回答させていただきましたが、なかなかコロナ禍で統合した学校の視察というようなことも、なかなか遠巻きに見たり、中を見られなかったというようなことがありましたので、新年度からそういったところを見ながら、方向性を早めに見いだしてまいりたいというようなところでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村長ね、仮校舎を造るというわけじゃないですよ。今ある小学校の一番建物の状況のいいところに補修をかけて、そこを仮校舎としてやったら経費はかからないだろうという話なんです、私の話は。村長は仮校舎を建てるのどうのこうのと言われちゃったから、あれ、何考えているのかなと思ったんだけど、そういうのがやはり一番手っ取り早いんじゃないかと思うんです。そうすると経費もかからないし。今ある建物ですよ。今ある建物ならば、体育館もあるし、グラウンドもあるし、教室も空いていますし、広さ。だから、そこにスクールバスを入れて、取りあえず早めに統合させると。そうでないと、いつまでたっても。生徒数なんかだんだんいなくなっちゃうんですよ。今度は少なくなっちゃう。それを早くやってやらないと、何だかんだ、土地を買収して、造成して建物を建ててから、じゃ統合しましょうでは、もうあと何年先か分らないです。そのほかにもいろいろ

ろあるんですから、負の遺産を取り壊す予算とか、そういうのが出てくるんですから。だから、それは、やはりこれはもう1回、これは今年はこれで予算を組んだから、補正はすると思うんですけれども、それを念頭に、今度は予算を組むとき、ちょっと考えてみてくださいね。教育課長も困っているみたいだから。

以上です。終わります。

○議長（服部 晃君） 議案審議の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。

（午後 3時22分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時35分）

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） では、47ページ、19節のすくすく家庭保育応援金というんですか。これは新規なんだと思うんですけれども、内容はどのような内容なんですか、これは。お聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

すくすく家庭保育応援金でございますが、新規事業ではなくて、今年度も同様の事業を実施しております。こちらの事業の内容につきましては、保育所等に預けずに、家庭で保育されている保護者の方に対して、応援金を支給しているものでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 次は、51ページ、12節の天栄村ころ・からだ・食の計画策定委託料ですか。これはどのような内容だか、お願いいたします。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

天栄村ころ・からだ・食の計画でございますが、内容につきましては、この計画の中に自殺対策の推進計画、健康増進の計画、食育計画、こちらの計画を一まとめにした計画の名称として、この計画を来年度策定するということで計上してございます。

こちらのころ・からだ・食の計画ですが、まず、自殺対策の部分につきましては、やはり自殺の予防、そういったものを明記している計画になってございます。

次に、健康増進計画ですが、健康増進計画については、村の健康、名前のとおり、健康を増進していく、そういった取組を明記している計画でございます。

あとは、食育推進計画につきましては、食育を推進するための内容を明記した計画でございまして、現在のところ、同計画が策定してありまして、来年度、新たに改定ということで、来年度以降の計画を策定するという内容でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 82ページ、これは12節かな。12節の遠距離通学タクシー委託料、これは1,200万なんですか。1,212万円。これは詳しく内容を教えてください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの遠距離通学タクシー委託料でございますが、湯本中学校が閉校したために、湯本学区から、次年度、天栄中学校へ通学する生徒が2名おります。その2名の通学の運行に要するタクシー委託でございまして、ほぼ毎日、湯本から天栄中学校まで通うと。あと、帰りももちろん送迎するようになりますので、年間を通してこのぐらいの、1,200万を超える金額の予算で見積もっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これはあまりにも金額が多過ぎるのでびっくりしているんですけども、あれでしょう。今の幼稚園のマイクロ、あれは3台で1,800万何ぼしたけれども、2名に対して1,200万というのはあまりにも大きいので、別な方法とか、例えばバスの通学とか、それは不可能ということなんですか。その辺を詳しく教えてください。

あと、何か別な方法は考えなかったんですか、これは。1,200万というと、これは1年間の収入1,200万もらうなんていう人はそういないと思うんですけども、いろいろなまだ考え方があろうと思うんですけども、こういうこととかこういうことも考えてみたんですけども、駄目だったとかと、そういうのももしあったら教えてください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

2人に対しての金額としては確かに大きいと。それだけで申しますと大きな金額には感じるところでございますが、実際にやはり湯本から毎日通うとなると、実際、やはりこのぐらいの金額はかかってしまうというのが現状でございます。

そして、これ以外の検討も、バス、例えば路線バスの検討もしたんですが、実際、湯本から路線バスで来るとすると、学校までの開始までの時間に間に合わないというようなことに

なってしまいまして、路線バスでの登校はちょっと難しいという判断で、これは湯本中学校が閉校するときの地元説明会での条件でもありましたが、必ず、もちろん子どもの通学に関してはしっかり村で責任を持ってやっていただきたいという地区と保護者、それから学校、それぞれからの要望もございましたので、こちらは様々な角度で検討もしました。

国のほうにも行ってきまして、国のほうの交付金、交付税で対象となる事業となっておりますから、これは、もともとバスで通学しないと、タクシーではなくて、バスで通学しないと補助の対象にならないということで、それではちょっとあまりにも、2人に対してバスでは、バスでしか対象にならないのではおかしいんじゃないかということで、ちょっと国に村長と教育長と要望に行ってみまして、その中で様々相談した結果、タクシーでも交付税の対象にしていただけるといような回答もいただきましたので、それで今回、交付税の対象にもなりますので、タクシー委託ということで計画させていただきました。交付税も、半額程度、交付税措置されるような話でお聞きしております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、1,200万ですけれども、実質、村は600万負担ということですか。それでよろしいですか。例えば、600万というと、普通の天栄村の収入の方で、600万、年収もらっている人は、そうはいないと思うよね。そうすると、例えば、家族が自分の働いている仕事を辞めちゃって、600万の収入があるんだったらば2人、そういうことも当時の内容には入っていなかったんですか。例えば、600万もかかるんだったら、うち、例えば私が送迎しますよというような父兄は出てこなかったんですか。その辺の話も聞かせてください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

保護者個人が送迎するというような話はもちろん出なかったということと、もちろん、そうではなくて、保護者としても、それは村がきちんと責任を持って通学に関する措置は対応は取っていただきたいと。これは地区を挙げて要望をいただいたものでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、統合するときにそういうふうな約束事があったということではよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、そういった要望がありましたので、それに対しては村としては

真摯に検討してまいりますということでお答えさせていただいておりました。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） では、村長に伺います。そのときに村との約束を湯本地区の方々ができることで、結局は村の責任でやるということです。ということは、そのときには、もう路線バスでは時間が間に合わないから、村が責任取ってやる。そしてそのときに、金額というのは、タクシーでやるとか、そういう説明はしたんですか、その当時は。どのぐらいの金額がかかって、このぐらいの金額がかかりますよというのは、父兄の方々にはそういう説明はしたんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員の質問については、私が現地に行ってそのやり取りをしたわけじゃないので、それにつきましては、教育課長がその保護者の方々との意見交換、調整というようなことでお話ししましたので、その経過について教育課長から答弁をさせます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、そのときの地域の方々の相談ですか、その懇談会みたいなので合併に対してのお話合いのときに、村長は出席していなくて、そのときには担当課長が、教育課長が出てそういう話をして、そのときには、村が責任持ってタクシー、路線バスが使えないからタクシーで送迎するようになりますということは、その当時、部落の住民の方々にはそのように説明したんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

当時に、タクシーで送迎するとか、具体的にバスで送迎するとか、そこまで具体的な話までは直接はしておりません。ただ、路線バスでは間に合わないということは保護者の方々も分かっておりましたので、それは村のほうで恐らくバスでも出すんだろうというような捉え方はしていたのかなというふうには感じております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、例えば、路線バスというのが走っていますよね、湯本からその路線バスというのは。そうすると、時間はどのぐらいのずれがあったんですか。ずれが、湯本から天栄中学校に通うのには、時間ですよね。どのぐらいが結局間に合わなかったんですか、時間が。そのときに、例えば福島交通と話し合って、もう少し早く始発をしてもらうとかと、そういう対応をするとか、そういう内容の話は出てこなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

路線バスの時間でございますが、今運行している時間で計算すると、ちょっときっちりした時間は覚えていないんですが、大体30分以上は学校を遅れて到着するような形になっていたものと思います。

そして、時間も、出発時間でございますが、中学生が出発するに当たって、今、タクシーで送迎することを考えていても、やはり7時前には出発しなければならない。路線バスでしたら、もし間に合うように運行してもらうにしても、もっと、6時とか6時、もう6時ぐらいには出発しないと間に合わない。冬場であれば、もしかすると帰りなんかはかなり遅くまでかかってしまうということもあって、やはり生徒への負担ということも考えて、路線バスでの送迎は、私どもも、時間に間に合ったとしても、恐らく、その負担を考えれば、路線バスでの通学はちょっと子どもたちにはかわいそうなのではないかというような判断はさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ちょっとくどいようですが、路線バスというのは、須賀川から行ったバスが戻ってくるんですか。それとも、湯本にバスが行って、その湯本のバスが、始発で湯本を出発してくるんですか。それとも、須賀川から行ったバスが始発のバスで今度来るんですか。これはどちらなんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

湯本の二岐から朝出発するバスがございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞いているのは、須賀川から行ったバスが湯本とか二岐に着いて、それが始発のバスで出てくるんですかと聞いているのと、もう湯本にバスがいて、それが第1便として、二岐でもいいです、湯本でもいいですが、それが第1便として出てくるんですかと、そこを聞いているんですよ。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃるように、二岐に待機していたバスが、朝、始発で出てくるという形になっております。

○議長（服部 晃君） 8 番、熊田喜八君。

○8 番（熊田喜八君） そうすると、バスは湯本にある。だけれども、運転手は湯本にいないから、須賀川の方が行って第1便として出発してくると。そうすると、例えば、その運転手さんに1時間早く出勤してもらって残業手当を出してもらおう。残業というんですか、朝出を出してもらって、30分でも早く出てもらおうような方法とか、そういう方法もあったんじゃないですか。だって、あまりにも、1,200万なんて、べらぼうな値段ですよ、これは。世の中で一番高いのはタクシーなんですよ、運賃で。

だから、そのときに、例えば、須賀川の交通の運転手さんに、もともとは湯本に運転手さんが何人もいたみたいですが、今は湯本にいないから、須賀川の方が自分の車で行くわけでしょう、二岐まで。二岐からその第1便として来るというわけでしょう。そうすると、早出手当を出すからということで福島交通と交渉すれば、こんなに金額がかからなくても交渉はできたと思うんですけれども、その辺の交渉はしたんですか。それとも、その辺はどのようなになっているんですか。説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、子どもの負担が一番大きいと考えましたので、バスで早く出発しても、子どもが早く家を出発しなければならない。そして帰りも遅くなってしまうという子どもの負担もありましたので、その辺の交渉まではこちらではしておりません。子どもの負担を一番考えて、今回、タクシーと、それからバスとの兼ね合い、いろいろ総合的に判断しまして、一番安い方法、安いというか、村に負担がかからない方法ということで、タクシー委託ということで考えております。

○議長（服部 晃君） 8 番、熊田喜八君。

○8 番（熊田喜八君） これは1人の場合ということも出てくるんですよ。何人か休んで、またそういうことがまたこれが例になって、ずっと出てくるんですよ。そうでしょう。もしこれが1人の場合も、今は2人だから1,200万でも納得できないけれども、1人でも1,200万で運ぶようになるんですよ。そうすれば、また、これは道路交通法でどうなんだか、よく分かりませんが、例えば、湯本に職員の方がいますよね。そういう方をお願いするとか、克彦さんには失礼ですが、克彦さんみたく、毎日、市場に行っている方に、年間これだけの報酬をあげますからやってくださいとかと、そういういろいろな方法があるんじゃないのかね。ただ、1,200万というのはあまりにも多額なので、私も、結局、最終的にはこれは反対はしませんが、その辺の煮詰めでどういう方法があるかということ、本当に村民が納得できるような方法を取ってもらいたかったから、今質問しているんですけれども、

何か私的には納得できないです。でも、その地域の方々の責任持って送迎します、あと子どもに負担のかからないようにしますといいますけれども、それはあくまでも分かります。でもあまりにも予算が大き過ぎるので、ちょっとこれは一般の村民に対しては説明のしようがないと思ったから、私は今質問しているんですけれども、だから、そういう方法とか、こういう方法もやってみました、こういう方法も考えました、こういうことも考えましたということが幾つかあったらば、一応、参考のために聞かせてください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、幾つかやはり案を考えまして、結果的に、一番、村の負担が少ない形にはしたんですが、そのほか、どういうのがあったかと申しますと、例えば、村で車両を購入なりリースをして、誰か運転手を雇ってということで考えると、やはり少なくとも七、八百万はしてしまいます。

今回、タクシーというのも、これは国の制度で、こういう遠距離、統合したために遠距離で通学をしなければならない子どものために、こういった交付税措置というのが設けられて、1人だからといって通学をさせないわけにもいかないんですね、やはり教育的な見地から見まして。少ない、多いではなくて、やはりこれは、通学、そういう近くにならない場合には遠距離通学というのをさせなくちゃならないということで、国のほうでも制度を設けております。その制度の中で、そういった委託をすれば半分ぐらい交付税措置されるということで措置されますから、一番有利な方向で、これは村長と教育長とも国に行って要望なり相談した結果、一番、村が得になる方法ということで、このタクシー委託料というのを計算しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） だから、私が言うのは、だから、1,200万なら、600万なら私がやってあげるとか、あと道路交通法でそういうことは白タク営業になるからできないとかと、いろいろあるかもしれないけれども、例えば、役場の職員が毎日役場に来るんですから、そういう方をお願いできるとか、そういう方法とか、それは道路交通法でどうなっているんですかと聞いているでしょう、さっきから。だから、そういうことも調べたんですかと、俺、聞いているでしょう。そういうことは調べてみたんですか。それは無理だから、本当にこれしかないんだって、方法はもう村のほうはこれしかないから、この方法しかないですから納得してくださいと言えば、分かりましたと言うほかないですけれども、だから、いろいろ考えたんですかと。だって、1,200万だったら、1年間1,200万出すなんていうんだったら、運転手をやる人はいっぱいいるんじゃないのか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 4時02分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時05分）

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その道路交通法そのものよりも、この保護者の方々と村側との交渉をしていく中で、公共交通機関、そういうものを利用していただきたいというようなことでお話をいただいて、当初はスクールバスと。国の補助金があるもの、村単独ではなかなか大変なので、スクールバス。今、湯本地区でも走っているマイクロバス、あの程度のものは国でも補助金を出せますよというお話をいただきました。今ほど言ったタクシー、小型のもの、人数が少ないので小型は駄目ですかという話で言ったんですが、県のほうに相談へ行っても、それは補助金はないよというようなことで、今度は国に、私と、先ほど言ったように、教育長、教育課長、担当者で行きまして、いろいろ折衝してきた中で、じゃ、遠距離というような中であれば、タクシー、小型のものでも認めますよというお話もいただきました。それで600万という半分近い国から特別交付税が措置されると。

それと、議員がおっしゃったように、個人、私もそれは考えました。ただ、個人で、じゃ、万が一、重大な事故が発生した場合、その責任が負えるのか、それができるのかというのと、1人で運行するというのは、バス会社もどこも、それはやらないんですよ。必ずそこに複数の人がいて、じゃ、インフルエンザにかかりました。体調を崩しました。そのとき、やはり代わっていくという状況の中で、じゃ、その600万という、先ほど担当課長からもご説明申し上げましたように、最低限、やはり700万、800万というような金額がかかるんだということで、私もそこで、そういうことであれば、その補助が出るスクールタクシーで、これで進める。これが保護者に対してもきちんと説明ができる公共の交通というようなことで、安心をしていただきたい。そして、子どもたちの安全面、そこもやはり考慮してやっていくというようなことで、プロの方をお願いをするというような経過で方向性を決めて、今回ご提案をさせていただきましたので、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） いろいろ考えて、努力に努力を重ねて、この結果になったということですね。反対はしません。ただ、金額的にあまりにも金額が多いので、びっくりして質問し

ましたけれども、納得はしませんけれども、この方法しかなかったということですよね。

あと1点だけ。ふるさと納税のことについて、金額が500万ですか、上がったと。どのように努力して、どのような方法でここまで上がったんだかもお聞かせください。

〔「熊田議員、何ページですか」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） 34ページのふるさと納税の。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、2月末現在で今年度の額が約9,500万円の寄附がありました。その寄附額を伸ばすに当たりまして、参加いただける事業所の数を増やしたり、返礼品の見直しなども行いまして、現在、返礼品の数が226というようになっております。そのほか、あとSNSとかを通しての情報発信と、あと村のホームページ、サイトとかの見直しも行いまして、寄附額が順調に集まってきている状況でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そのふるさと納税に対してここまで努力していることに対して、心から御礼を申します。

以上、終わります。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日午後1時半から開催しますので、よろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時10分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和6年3月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和6年3月8日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第29号 令和6年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第30号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第31号 令和6年度牧本財産区特別会計予算について
日程第 4 議案第32号 令和6年度大里財産区特別会計予算について
日程第 5 議案第33号 令和6年度湯本財産区特別会計予算について
日程第 6 議案第34号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 7 議案第35号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第 8 議案第36号 令和6年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第 9 議案第37号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第10 議案第38号 令和6年度天栄村水道事業会計予算について
日程第11 議案第39号 令和6年度天栄村下水道事業会計予算について
日程第12 陳情審査報告
日程第13 各委員会閉会中の継続審査申出
日程第14 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
日程第15 議案第40号 副村長の選任につき同意を求めることについて
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	長 場 壮 夫 君	参 事 兼 総務課長	小 山 富 美 夫 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田 典 子 君	税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君
参 事 兼 住民課長	内 山 晴 路 君	健 康 福 祉 部 長	森 和 昭 君
産 業 課 長	芳 賀 信 弘 君	建 設 課 長	櫻 井 幸 治 君
湯 支 所 本 長	星 裕 治 君	教 育 課 長	関 根 文 則 君
生 涯 学 習 課 長	黒 澤 伸 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局 長	北 畠 さ つ き	書 記	小 針 陽 平
書 記	渡 邊 久 美		

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第29号 令和6年度天栄村一般会計予算についてを、昨日に引き続き議題といたします。

ほかに質疑はありませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 68ページの商工業振興費なんですけれども、69ページの住宅用太陽光発電システム、額は24万なんですけれども、今まで天栄村で結構毎年毎年やっていますが、何戸くらい入っているのか。その実数があればお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金24万円でございますが、令和5年度におきましては、今のところ実績はございません。過去の資料につきましては、ちょっと持ち合わせておりませんでしたので、後ほどお調べしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、後で何戸導入したか教えてください。

それと、毎年これは補助金を出してやっているわけなんですけれども、その後の導入した家庭の成果というのかな、太陽光発電を入れたから電気代がこれだけ浮いたとか、そういうふうな実績的なやつはつかんではいるんですか。もうやりっ放しなのか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

設置した後の、例えば消費電力が下がったですとか料金が安くなったという実態までは、村では把握してございません。

○議長（服部 晃君） 1 番、北畠正君。

○1 番（北畠 正君） やっぱりこれから再生可能エネルギーは国も進めていますし、停電のときなんかは、うんと効果があると聞いているんですね。だから、どういうふうな実態だったかというのをやっぱり再調査してほしいと思います。

まず1 点目は、これで終わります。

2 点目ですけれども、同じ69ページ、インバウンド拡大云々というのがありますけれども、この金額が大きいんですが、委託先とその委託の内容について、ちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

インバウンド拡大情報発信業務委託料1,049万2,000円でございますが、内訳としますと、海外のインフルエンサーを起用する広告宣伝費が主に大きくなっておりまして、そのほかにチラシの作成ですとかガイドマップの作成、あと委託先の人件費とかを合わせまして約1,000万という積算をしております。

委託先につきましては、現在は過去にインバウンドの事業をやっていた夢学校などを今のところは考えております。

○議長（服部 晃君） 1 番、北畠正君。

○1 番（北畠 正君） そうしますと、別にコンサルとか何かを頼んでやるというあれではないんですね。

では、そのセールスに行くということもあるんですけれども、セールスに行くときには、場所はどこに行くんだか、旅費を計上されているようなんですけれども、ほかでは台湾に行ったりとか何かしているんですけれども、村ではどう考えているのかなと思ったのでお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

福島空港にチャーター便も就航したということもございますし、台湾から日本にいられている方が多いということもありますので、現在は台湾を考えてございます。

○議長（服部 晃君） 1 番、北畠正君。

○1 番（北畠 正君） 台湾が主だということですね。

確かに、日本にインバウンドで今来ているのは台湾が一番多くて、2番目に韓国だと聞いていますけれども、それで、最近、白河市で南湖とかいろいろ小峰城とかの絡みで会津に行く観光ルートとかを考えているんですね。昔も多分、村でもそんなことがあったと思うんですけども、今そういうふうな具体的に福島空港を結んで天栄村を通して会津に行くとか、そういうふうなモデルコースとかというのはつくっているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

現状では、ツアーの一部に組み込むということの行程は組んでおりませんので、本年度もエージェントとの商談会とかに参加をさせていただいておりますので、そういった中で、ツアーの一つに組み込んでいただけるよう今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北畠正君。

○1番（北畠 正君） ほかの例を言うわけでもないですけども、郡山なんかは安積疏水、あれの歴史を学んでどうのこうのということで組んでいるんですね。天栄村なんかはブリティッシュヒルズもあるし、羽鳥湖なんていうのはもう東洋一の土堰堤のダムだということで、そういうふうなやつと絡めて考えていくのもいいんじゃないかと思うんですけども、そういうふうな具体的なやつというのは考えているのでしょうか。そこまでいっていないのか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

具体的に、今ここというところは考えてございませんが、もちろん喜ばれる、求められるようなところを選定して、そういったところをツアーに組み込んでいきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北畠正君。

○1番（北畠 正君） そういうふうなやつを積極的に、こちらでも考えるなりしてトップセールスというんですか、村長なり観光協会を連れて昔は歩いたんですけども、やっぱりこれからそういうやつが必要だと思うので、併せてお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 46ページの12節、地質調査委託料、これをもう一度、説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

12節委託料の地質調査委託料でございますが、こちらにつきましては、天栄保育所の整備に当たりまして、その建物を建てる場所の地質調査を行うものでございます。ボーリング調査を行いまして標準ボーリングで1か所、建物を建てるポイントにそのほか14か所を予定しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 保育所を移転するのに一度地質調査はしたと思うんですけども、内容が違うんですか。ポイント、ポイントで、もうちょっときっちりやりたいのか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

先に地質調査のほうはしておりますが、あくまでもポイントを絞ってやったところではなくて、ある程度保育所を建てる、想定されるポイントにやっただけですので、今回きっちり建てる場所、そこを踏まえた上で地質調査のほうを行う予定でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） この700万の中で地質調査をしまして、万が一、保育所建設に適さなかった場合には、白紙撤回というのもあり得るんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えします。

当初、この地質調査をしたのは、その地形、形状がどうなっているかというようなことで、ピンポイントで調査をします。この場所であれば適地だというような報告をいただいて、ではここに建物も建てましょうと。今、建物を建てていく上で大まかな、この位置が基礎になるという部分を、今度はそこを狙って基礎となる部分、そこをボーリング調査をしていきます。

それによって、では、ここに支持ぐいを何メートルのものを入れるかと、ここにどれだけ入れないのかと。支持地盤はN値があるんですけども、それが確かに確認が取れる場所、取れなければもっと下げていくというようなことで、大山のハイテク工業団地も、そういう調査をした中で、そこに村も助成したというようなことでございます。

子どもたちが、建物が地震とか何かによって被害を受ける、そういうふうにならない、その基準を満たすところまでは、その調査をやった中で、新しく建てる建物の基礎にはそういう調査をして支持ぐいを打つ、どのぐらい必要かと、そういうものを調査するものでござい

ます。

○議長（服部 晃君） 9 番、大須賀溪仁君。

○9 番（大須賀溪仁君） 了解しました。

あと、44ページ、13節使用料及び賃借料、映像記録媒体借上料、金額は少ないですけども、もう一度説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

映像記録媒体借上料でございますが、こちらは来年度、障害者の理解促進のために映画上映のほうを予定しておりまして、そちらに係る映像の媒体、ブルーレイ、DVD、そういったものを借り上げる借上料として計上したものでございます。

○議長（服部 晃君） 9 番、大須賀溪仁君。

○9 番（大須賀溪仁君） これは一度の上映で終わりということですか。何か所か分けてやるんですか。

○議長（服部 晃君） 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） お答えいたします。

1 回の上映ということで予定しております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） 26ページ、行政区協働の里づくり交付金（地域課題解決支援）ということなんですけれども、これは具体的にどういうふうな内容を指しているのか、説明してください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

行政区協働の里づくり交付金（地域課題解決支援）の300万円の補助の件でございますが、こちらは、今ほど天栄村のほうでは協働の里づくり事業ということで、土木関係等を地域の方々と協働でというところで補助をしているところでございます。

今回の部分に関しましては、それとは別に総務課のほうで所管をさせていただくものでございまして、先ほど申しました地域の中では、先ほどの土木関係のほかにも、やはり地域で解決できない様々な問題があるかと思います。そういったところをこの補助を使って解決していこうというものでございます。

例えば地域の中で、具体的にこれから木が大きくなったりとかした場合に、なかなか伐採ができないだろうというときにご相談をいただいて、地域の中での総意があれば、こういった事業を使ってそういったものを解決していくと。そういった、例えば危険木等処理していくというようなものにも使っていただくというふうに考えているところでございます。

また、これはあくまで一例でございますので、説明の中にもありましたように、具体的な部分はそれぞれの地域の中でいろいろあると思いますので、区長さんのほうからそういったご相談をいただいて検討して、こちらのほうで対応できればというふうに考えているところでございます。

○議長（服部 晃君） 4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） ということは、土木、それから道路、そういうハード面以外のやつで、木の伐採とかはハードはハードなんですけれども、各行政区のいろんな課題に対してということでもいいんですか。ということは、例えばの話、共有地とかの裁判とか、そういう紛争系の、そういう系のやつはどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

私どもは、今この事業で考えておりますのは、地区のほうでいろいろ困っている、先ほど申しましたそういったところを主にこの事業でカバーできればというふうに思っているところでございまして、今のその具体的な裁判とかというのは今のところ想定しておりませんので、もし一度ご相談とか、内容も含めて考えられればと思うんですが、今のところは、そういったところには想定はしていないところでございます。

○議長（服部 晃君） 4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） ということは、その都度、行政区の区長さんのほうから相談があつて、その内容を吟味して、この交付金を使えるか使えないかというのは、役場のほうで検討するという考えでいいんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおりだと思いますが、説明にもありましたように、区のほうでのあくまで同意と申しますか、総意が必要だということは考えております。区の全体の中で、この事業をやろうということで固まれば、ご相談いただければというふうに考えているところでございます。

○議長（服部 晃君） 4 番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あと、例えば区のほうで区の農道とかがありますよね。それをある程度拡張すると。片方は、土木系の協働の里づくり交付金で工事をする。それを私有地があるから、例えば田んぼとか畑があるから、拡張のためにその土地を買った。その買う資金とかの利用というのはどうなんですか、例えばの話。区で買うということ。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどの区で買うという、土地を所有できるかどうか、その辺が私どもはちょっと勉強不足であれなんです、通常、土地を所有する、共有名義とか、そういったところはあるかと思いますが、区の財産として買うというのは、その辺はちょっと分からないんですが、今の時点では、その土地の購入とかそういったものということは、今の時点でも想定はしてないところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） なかなか浮かばないですけども、例えば地域で心臓のAEDを買うといった場合は、物はどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今ほどの部分ですと、多分区のほうで緊急を要するというようなところかと思います。具体的に今整備しているわけではございませんが、やはりそういった区のほうで大事なものは、対象の部分というふうに、これから検討しなくちゃならないなというふうに思ったところでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 本当に区のそういう課題解決というふうなことを出すと、いろんなことが多分想定されると思うんですけども、その辺よく検討してというか、アイデアはいいんですけども、区としては多分いろいろ助かると思うんですけども、どの辺の線引きをするかというのは、これはちゃんと公平というか、それをきちんとしてほしいなという、これは要望ですけども、これ自体はいいアイデアだと思いますけども、分かりました。

では、次に81ページ、今年度から400万円に拡充されました児童・生徒学習支援事業、これについて具体的に説明願います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

この学習支援業務委託料でございますが、令和5年までは、中学3年生を対象に受験に特化した、塾の講師を招いて塾のほうに委託をしまして、中学校に実際に講師にお越しいただいて、中学3年生の夏休み、あるいは冬休みに講義をしていたものでございます。

今回250万ほど増額計上させていただいたのは、来年度は、中学3年生の対象とする時間を、さらにもっと学力向上につながるように時数を増やすとともに、中学2年生も対象にして村全体の学力向上に努めたいということで計上させていただきました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） では、これは児童とあるのはどういうことなんですか。

○議長（服部 晃君） 小山議員、もう一回、まだ理解していないようだから。

○4番（小山克彦君） 全員協議会で、令和6年度当初予算案の概要ということで村長から説明を受けまして、その中で、令和6年度重点事業、子育て支援の中で児童・生徒学習支援事業、拡充400万円というふうになっています。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。大変失礼いたしました。

こちらの学習支援事業は、中学校の生徒を中心に考えてはおりますが、そのほか小学生の令和5年の春休み、これから中学校に進学する6年生を対象に、春休み期間に中学校に集めて6年生全体で学習をするというステップアップスクールという一つの学習機会の場をつかって、今年度はこれから春休みにやる予定なんですけれども、今年度は有償ボランティアということで、退職した校長先生等に講義をしていただいてやるような計画で今年度は考えていますが、来年度は、退職した校長先生といっても、なかなか指導方法とかが年々変わってくる部分もあるということで、次年度、令和6年度は小学生を対象にしている、そういったステップアップスクールも、可能であれば塾の講師に委託してやるのも一つの方法ではないかということで考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これは400万に拡充するということは、そもそも、この事業は始まったきっかけというのは、保護者からの要望なんですか、生徒からの要望なんですか、先生方からの要望なんですか。役場、教育委員会から自発的に始まった事業なんですか。ちょっとそこをもう一回、確認なんです。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

そもそも、この事業が始まったきっかけは3年前になりますが、コロナで学校が休校にな

る、そういった事象が発生しまして、中学生も学校に行く時間がなくて、当時の中学3年生なんかは受験に対するプレッシャーといいますか、不安を大分抱えていたというような意見をたくさんいただいていたしまして、それで村のほうでも何か支援はできないかということで、それと、あともう一点、教育格差の拡大ということで、各家庭の収入の格差によって教育の受けられる、塾に行ける行けないという格差が大分世の中でも話題になっておりますが、そういった部分も考慮しまして、当初始まったときは、コロナでの受験生に対する不安解消ということが目的でございました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 始まりはコロナということで、学校に行けない、リモートで授業とかということで、そういう不安があったから始まったというのはよく分かります。

ただ、後半の部分で、中学校、小学校で先生たちがきちっと授業をやって教えている。そのほかに、何で受験対策として塾の講師を呼んで、村のお金を出して、今、課長は収入の少ない家庭とそういう格差と、でも学習塾に行くというのは、私はそこまで村で支援してやる必要があるのかなと。そこは学校の先生たちがしっかりと日頃の授業をやって、高校受験に対しては、その子その子の能力に応じた学校に先生たちが進学指導してやると。そこで、何で村で400万円、小学校の児童もありますけれども、そこで受験対策として、受験のプロの学習塾の先生を呼んで受験対策しなくちゃいけないのか。その辺は私はすごく違和感があるんですよ。

これは多分、反対する親はいないと思うんです。親は絶対反対しないですよ、学習塾を村でやってくれるんだからということで。これはずっとやらなくちゃいけないと思うんですよ。今回、議会のほうで駄目だ、反対だ、ゼロになったら、もう保護者は怒りますよ。何でやめるんだと、うちの子のときにと。私はそういう意味で、これは何かちょっと過大な、村としてのやり方だなと思うんですけれども、そうは思わないですか。どうですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今年度でありますけれども、昨年11月だったと思うんですけれども、PTA連合会から村長に対して要望書が上がってまいりました。これは、やはり教育格差であつたりとか、あと最近の物価高騰での経済的な不安であつたりとか、そういったことで、各家庭での経済的な支援というのをぜひ村でお願いしたいというような要望もありましたので、その辺を考慮しまして検討させていただきました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） その要望というのは、ちょっと筋が違うんじゃないんですかね。筋が

違うというか、意味が違うんじゃないんですかね。

教育格差というのは、普通の学校の教育とかの中で、みんなが受けられる平等のやつを受けられないから、格差だよということなんですよね。でも、受験に対しての塾に行くかとか、そういうものというのは、格差とかそういうものじゃなくて、例えばこの地域の1番校がありますよね、高等学校のランク。その中で、多分先生たちは、その子に合った高校に進学指導すると思うんですよ。そういう中で、そこで塾に行けないから、これは格差だとかということはないと思うんですけれどもね。

塾に行く家庭と塾に行けない家庭というのは、それは格差なんですかね。別に塾に行けなくても成績のいい子は行けるし、私はそう思うんですよ。だから、塾に行く行かないというのは、格差ではなくて親の考え方とか、そういうことだと思うんですよ。

村の子全員が塾に行けるようにするというのは、ちょっと過剰じゃないかなと思うんですけれども、教育長、その辺どうですか。そういう考え方なんですけれども。

○議長（服部 晃君） 教育長、長場壮夫君。

〔教育長 長場壮夫君登壇〕

○教育長（長場壮夫君） お答えします。

私も天栄村の教育長になって、天栄村では、こういう子どもたちに学力をつけるために村のお金を使っているんだなというのを知りまして、手厚く子どもたちを育てているんだなというふうに思いました。

議員さんのお話を聞いて、格差はあるとは思いますが、そういうみんな平等に、天栄村には塾に行きたくても遠くてなかなか行きにくいというような不便さもあるかと思うので、そういうものを解消するためにやっているのかなというふうに私は理解しておりました。

以上です。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これは夏休みとか冬休みにやっているということなんですけれども、これは希望の生徒だけですか。全員ですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらは学校の休業中でありまして、もちろん強制ではありませんが、一応全員参加をしていただきたいということでお願いしております。各家庭で用事等があつて、どうしても参加できない場合には、そこはやむを得ないのかなというふうに認識しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あと、教育長は多分分かっているかと思うんですけども、今の高等学校の入試は、県立高校、私立高校でもそうですけれども、中学校時代の評価がありますよね、生活、いろんなもの。それと面接と、あと当日の受験の成績、この3点が入試の比較の材料になるかと思うんですけども、今は入試当日の点数はどのぐらいの割合で重要視されるんですか。多分、今はそんなに重要視されないと思うんですけども、大体どのぐらいですか。

○議長（服部 晃君） 教育長、長場壮夫君。

〔教育長 長場壮夫君登壇〕

○教育長（長場壮夫君） お答えします。

高校によって、その配点の具合は違います。私も小名浜高校の校長を2年ほどやりましたけれども、学力を重視する配分を多くする進学校などがありますし、内申書、いわゆる調査書のほう、あるいは特別活動の実績とか、そういうのを重視する学校もありますので、一概には言えないと思います。

以上でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、多分に内申書とか中学校でのいろんな活動、そういう内容が多分重視されて、当日の試験というのはそれほど、それは進学校、地域の1番校とか2番校だったらそういうのはありますけれども。

だから、この塾の講師を呼んでやるというのは、先ほど教育長さんも課長さんも学力の向上と言っていましたけれども、じゃなくて、これは受験テクニックでしょう、言わば。塾の講師の先生が来て、受験テクニックをやるのだと思うんですよ。今度それを小学校にも拡大すると、何かその辺もちょっと意味が分からないですけども。だから、受験テクニックのために、これだけの村の予算を投じてわざわざやっているというのは、私は格差を是正するとか、そういう意味とは違うんじゃないかなと思います。

それと、もう一つは、ちゃんと中学校の先生がいらっしゃるんだから、それは先生の仕事でしょうと。日頃の授業とか、そういうのをきちっと先生方がやってくれば、評価も上がるし、わざわざその日に向けて、村が塾の講師を呼んで受験のテクニックをやったところで学力の向上になるかと言ったら、私はそうは思いませんけれども、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

コロナ禍の中で、子どもたちが授業ができないというようなことで外部講師を呼んで授業をしたということで、私もそれを聞いて、その後、子どもたちもすごく学び方が変わったと、

全然先生の指導とは、確かにそれはあるんですけども、また違った側面からの指導の仕方をしてきて、それと、学校の先生と、またそれに併せて同時にやることによって、子どもたちが学ぶ力がついてきたというお話を私も聞いて、今後、こういうものというのはすごくやっぱり必要になってくるんだなと。

今ほど言ったように、高校進学をしていく中で、学校によってそれぞれ学力によるもの、これまでというようなことがあります、必要なものとして学んでいける。私は、それほど勉強もしなかったものですから、先ほど議員が言ったように、ランクを合わせて行ける学校というようなことで私も行きましたけれども、後から学ぶときには、いろいろ学びたかったなという思いもあります。そういう中で、親御さんは共稼ぎで、時間があれば塾に通わせたいという方々からのご要望もありました。ただただ、須賀川、郡山、白河のほうに勤めていて、帰ってきてから塾に送っていく、それがなかなかできないんだと。そういう部分であれば、これは、では鏡石のほうに引っ越したい、どこに引っ越したい、そういうお話もありました。

それであれば、村としてできる部分、これは今後も定住につながってくる、移住定住につながる。今、村の中は少子高齢化、人口減少で少子化に、拍車がかからない状況、私もいろいろ他の市町村、県外の市とかも、どんな子育て支援策をやっているのかなと。大学受験までやっている市もあるんですよ。こんなところまでやっているところがあるんだなと、それがよく移住しましたと。村もそういったところで、保護者の負担がなるべくかからない中で、子どもたちが、本当に学びたい子どもが学べない状況、自分から進んでやる、学校以外にもっと勉強していききたい、もっと上を目指したい、そういう子どもが何人か出てきて、塾の講師を呼んでこの事業をやった中で、学ぶ力が変わってきましたというお話を聞いてきました。

今後の少子化対策にもつながるというようなことで、私はこれは進めていくべきだ、そういう思いで、今回も、ぜひ小学生は大事な時期なので、中学生に上がるまで、サマースクール天栄、いろいろ皆さん工夫しながらやってきました。そういう中で、学校の先生も今度は働き方改革というのがあったり、その中の隙間をどうやっていくのか、そこをやれるような体制づくりは今だんだん変わってきています。

前と違ってきている部分もあるので、ここはそういう負担がないような形で、村も子どもたちの育成と学力向上に支援をしてやりたい、そんな願い、確実に教育は、すぐは結果は出ないんですけども、将来的に必ずこれは出てくるものと私は信じてやっておりますので、ここについてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） 村長の言われることも分かります。こういうことが村の少子化対策と

いうか子育て支援になっているというのは、それは分かります。でも、本当に子どもたちが学ぶ力等々と言いましたけれども、これに関しては、本当に多分、受験のテクニックだけだと思うんですよ。塾の先生は、学力向上のために普通の一般の先生たちがやられているのとは違うような教育はやられるんですか。もし、それをやられているんだったらば、私は今いる学校の先生方は何をやっているんだと言いたいんですよ。

塾の講師を呼んでいるということは、やっぱり受験に特化しているんだと思うんですよ。

違うんですか。塾の先生に普通の先生がやられているような教育をお願いしているんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

塾の講師も、実際に学校現場に一度事前に来ていただいて、今までですと3年生なんですけれども、3年生の担任と打合せをした上で、どのような方法でやれば効果的かと、学力向上も含めて、受験対策も含めてなんですけれども、どのような方向でやれば一番効率的かということ相談した上で、塾の講義のほうもお願いしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今回、今年度このほかに学校給食の無償化、それから給付型の大学、専門学校の給付、結構子育て支援はお金をかけていますよね。

学校給食の無償化というのは、これからずっとやらなくちゃいけないですよ、約3,000万近く。給付型のほうも180万、これも永遠にやらなくちゃいけない。この塾だって途中でやめることはできないので、もう永遠にやらなくちゃいけない。大変だと思いますよ、本当に。今後の村のこれに対する予算のかけ方というのは。

だから、子育て支援で大事だというのはもちろん分かりますし、それをやることによって天栄村に住んでくれる人もいるかも分からない。それも大事だと思いますけれども、でも、やっぱり何か、この400万の塾の拡充に関しましては、私は納得できないところがあります。

ただ、これはやらなくちゃいけないんだったらば、それはもう途中でやめることはできないんだから、やるんだったら、もうちょっと、本当に塾に特化して高校受験のテクニックだけ、そういうふうに変化してやればいいんじゃないですか、逆にもう開き直って。全部の生徒、多分、中にはやりたくない生徒だっていでしょう。そういう全部の生徒じゃなくて、もうちょっと予算は少なくてもいいから、本当に高校受験に特化して、もう精鋭でやりましょみたいな感じだっていんじゃないですか。こんな400万も金を使わなくて、私はそう思いますよ。ということで、反対はしませんけれども、その辺よく考えていただきたいなというふうに思います。

あと次に、令和6年度は、今まで4年度、5年度にやられていた事業で、やらなくなった事業があるんですよね。言わないですけれども。例えばヤギのとか。そういう今年度で終了した事業は分かりにくいので、あるかは、実はこれは今年度やめましたというようなことを報告してほしいです。何でやめたのかという、例えば前からも実証実験でやりますとかというのは、いろいろあったと思うんですけれども、私は前の年かその前の年にも言ったんですけれども、ドローンでイノシシとか何かを撮影してどうのこうのというときに、実証実験だから、その結果はどうなんだ、これから報告してくださいよと言ったと思うんですけれども、そういう意味で、今年度でやめて来年度やらない事業というのは、大きなものでいいですから、あったら各課長さん、手を挙げて言ってください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

産業課につきましては、先ほど議員おっしゃられましたヤギの緩衝帯の実証事業というものをやめてございます。そのほかに、ブランド化でお話ししましたが、マカの実証事業は5年目ということで終了をしてございます。

〔「内容も」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘君） まずヤギの実証事業に関しましては、広戸地区と牧本地区で2か所実施しまして、目に見える数字の効果はないんですが、付近で捕獲された鳥獣がいなかったり目撃情報がなくなったりということで、効果があるんだろうというところは何となく分かったんですが、実施を今後考えていくという段階になりましたので、令和5年度で終了してございます。

それから、マカの実証に関しましては、ブランド化の中でもちょっとお話ししたんですけれども、生産は順調に今はできておりますが、なかなか需要が少ないというところで、流通に乗らないというところで、加工品に関しては結構売れてはおりますが、なかなか生産に結びついていかないだろうというところで判断させていただきました。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時24分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私からお答えいたします。

先ほど産業課長からも答弁があったように、マカの実証につきましては、前にも全員協議会の中でご説明させていただきましたが、どうしても連作障害が発生したりというようなことで、ある程度の収穫高は、1年目はよくできるんですけども、2年目、3年目、土壌改良をやってもなかなかできてこないというのと、販売の促進にはなかなか、買取りはしていただけるんですが、うまくつながっていかない。ただ、六次化したものは売れますよというようなことで、マカの栽培の実証はやめて、そちらの販売のほうは進めていくということ、こちらはやめるようにいたしました。

それと、この緩衝帯というようなことで、耕作放棄地、遊休農地にヤギを離して、そこで緩衝帯を設けるというようなことで、広戸地区、あと牧本地区は緩衝帯を設けて、当然イノシシが周りにも来なくなったという結果も出ましたが、全体で見ると、イノシシの捕獲頭数も減ってきているんですよ。イノシシの捕獲頭数が減ってきている、それで被害も減ってきたというような状況があります。

それと、村内にはヤギを飼っている方がいないのかと思ったら、2人の方がヤギを4頭、5頭と飼っている方がいますので、もし、そういうイノシシの被害が出てきた遊休農地があるというような場合には、そちらから貸出しできるような、そういう方策でうまくつながっていける可能性を見いだしたので、実証としては、もうそれで終了とさせていただきます。

また、地域活性化事業補助金というようなことで、これは商工会で中心になりまして、天栄村に進出してくる企業さん、または、その工場長なり支店の方が替わるというようなことで、なかなかその交流を図る場が持てないんだと。できれば、ハイテク大山工業団地の進出している方々から、そういう場をいただきたいというようなことで、商工会への加入も含めて、ゴルフのコンペをしたり懇親の場を設けてきたんですが、こちらについては、もう自分たちの自主事業でできますよというようなことだったものですから、それでこれをもう終了とさせていただきます。

もう一つ、実証まではいかなかったんですが、産学官連携、これは福島大学の食農学類の教授、お米の品質を上げる担当の教授と、あとは土質を調査する助教授クラスの方との、いろいろ村もこれから米づくり、稲作というようなことで収穫も上げる、品質も上げていくと、そういった中で、堆肥の施用もこれから必要だというようなことで、いい連携ができるというようなことで詰めてお話をしていたんですが、当初は、大学のほうもすごく乗り気で、予算もこのぐらいだということで決めて、その後、詳細について詰めていった中で、大学にあるお米の品質を見る機械が、すごく日数がかかって、検体数をそれほど受け入れられないというような話になったんですね。それでは、我々村側、あとは農家の皆さんが望む、それが得られないと。

あとは、土壤調査、地質を見て、その分析をしていくという部分では、また村から、では福大まで持っていくそのやり取りをしたりというような中で、なかなかそういった負担も出てくると、大学側で言っているのとうちのほうで求めているもの、堆肥を入れた後と入れる前の調査、調整というようなことで、議員さんからのご提案をいただいて、そういったものは普及所であるとか農業試験所との協議の中でもできるんじゃないかというようなことでご提案をいただいて調整をしてきました。

土壤調査については、農業試験場、普及所、そこでもある程度は可能だというような中で、今後、高温障害、そして品質をよくしていくというようなことで、まずは小規模な中での実証というようなことで、今回はブランド化推進協議会の中で、こちらに移行して進めるというようなことで、そちらは実行をせず中止とさせていただきました。それ以外は、大なり小なり少し進めてきたのがあります。

以前から進めてきた羽鳥湖マラソンにつきましては、コロナ禍で、なかなか延期、延期としてきたんですが、羽鳥湖高原でマラソン大会を実施すると、あそこのリゾート地、リゾート施設の方々から、半日通行止めにするとう営業に相当影響が出るんだと。コロナ禍で中止した中で、大変私らは助かっていると。できればと、そういう要望もありました。

それと、熊の出没が結構、大会当日も出てきたり、花火で熊よけをやったりしているんですけども、熊が山を横切ったとか、あとは走路員の方、走るものを追いかけると。2年生、3年生の熊というのは、走るものを追いかける。マラソン大会は早い人がもう先に行ってしまうので、そこで被害があつたりすれば大変だというようなことで、体育協会、岩瀬陸協の方々との協議をした中で、場所を変えて実施をしていきたいというようなことで、そちらについては、もう廃止、中止と、完全に場所を変えて実施するような方向性を持ってきました。

それ以外については、小規模ながら実施しているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

やっぱりやめる事業に関しても、今、村長がおっしゃったように各課長さんも説明して、こういうわけでやめたんだというようなことを、今後説明していただきたいなというふうに思います。

緩衝帯に関しましては、ある程度効果はあったということなんですね。では、産業課なり役場の中で、もしこれをやりたい農家とか団体があればというような話はなかったんですか。村で補助するとか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今の現状では、うちのほうもイノシシがすごい数が出ていたんです。それが全く出なくなってきたんですよ。周りにもそういう声をかけておきました。ヤギは地元に2軒の方が飼っているものですから、そういうときにはいつでも貸し出しますよというお話もいただいています。

そういう事例が、イノシシがこのまま減っていくこともないので、今後また増えてきて、そういう被害が出るようなときには、そういったことも進めていきたいとは思っておりますが、今の時点では、そういう被害の情報等が少ないというか、あまり聞かない状況なものですから、経過を見ながら判断をしていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 予算書を見てもちょっと見つからなかったんですが、1点だけ聞いて大丈夫ですか。

役場の東の小規模団地、あのやつは予算書を見ても見つからなかったんですが、その後どうなっているのか、その1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

今現在、造成設計中で金額のほうを積算してもらっておりますので、それが確定した後に、新年度補正予算で造成工事費を補正予算のほうで計上して進めていく予定でいます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 補正で取るということなんですが、内容等をもう一度、計で4棟というのは分かって、1棟は村のほうでお試し住宅とか何かと言ったんだけど、あと、3つのほうはどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私が以前説明申し上げたときには、今ほど言ったように4区画できるということで報告させていただきました。その後、もう少し、宅地は少なくとも、面積が少なくとも、かえって若い人には好まれるというお話があって、5区画できるというような中で、その中の1区画

にお試し住宅を建てて、今後はそういったものも整備しながら、なるべく若い方々が移住、また定住ができるような、村でそれほど、別にそこでもうける必要ないので、来ていただけるような中で、造成して販売をして、この移住・定住につなげてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 5 番、廣瀬和吉君。

○5 番（廣瀬和吉君） 1 棟増えたということを初めて聞きました。

そうすると、その4棟のほうは、土地を整備して土地で売買するということなんですか。

それとも、また村で住宅を建ててなのか、その辺をもう少し。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

建て売りではなくて、造成した後に分譲地として売買する予定で考えております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の日程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第30号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 1 ページをお願いいたします。

議案第30号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和6年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,764万6,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,221万2,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の総額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額1億2,809万8,000円、比較350万8,000円の減。こちらにつきましては、1節から3節まで国保連合会への納付金の予定額を基に算出しております。前年度と比較し377万円の減の予定でございます。また、4節から6節までの滞納繰越分につきましては、暫定金額で前年度と比較し、26万9,000円ほど増の予定でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額6,000円、比較ゼロ。1節から6節まで存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額5万円、比較ゼロ。昨年度と同額計上です。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、本年度予算額4億9,042万1,000円、比較772万5,000円の増。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、本年度予算額107万7,000円、比較6万3,000円の増。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額2,000円、比較ゼロ。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額4,387万7,000円、比

較106万9,000円の増。

次のページをお願いいたします。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目その他繰越金、本年度予算額400万円、比較ゼロ。同額計上でございます。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度予算額10万円、比較ゼロ。同額計上でございます。

2 目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 目一般被保険者加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 目退職被保険者等加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5 目過料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2 目から 5 目まで、いずれも存目計上でございます。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2 目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 目一般被保険者返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5 目退職被保険者等返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

6 目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

1 目から 6 目につきましては、いずれも存目計上でございます。

9 款市町村債、1 項財政安定化基金貸付金、1 目財政安定化基金貸付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いします。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額404万円、比較 1 万4,000円の増。こちらは、国保事業運営の国保特会会計の一般管理に要する費用でございます。12節におきまして、おおむね昨年と同様に予算計上をしており、そのほかにつきましても、ほぼ昨年同様の予算計上でございます。

2 目連合会負担金、本年度予算額82万8,000円、比較 2 万2,000円の減。国保連合会への負担金に要する経費で、昨年同様の計上でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、本年度予算額284万5,000円、比較 1 万6,000円の増。収納率向上特別対策事業に要する経費でございます。昨年同様の計上でございます。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額16万5,000円、比較ゼロ。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度予算額10万3,000円、比較ゼロ。前年と同様の計上でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額 4 億690万円、比較1,752万3,000円の増。前年度より給付費の増を見込んでおります。

2 目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額10万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3 目一般被保険者療養費、本年度予算額230万円、比較46万1,000円の減でございます。

4 目退職被保険者等療養費、本年度予算額 3 万円、比較ゼロ。昨年度と同様の計上でございます。

5 目審査支払手数料、本年度予算額162万円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度予算額5,215万円、比較305万円の増。こちらは一部負担金のうち限度額を超えた部分の医療費でございます。前年度より増を見込んでおります。

2 目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額30万円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額 1 万円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

2 目退職被保険者等移送費、本年度予算額 1 万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額200万円、比較ゼロ。

2 目支払手数料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度予算額75万円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

1 目傷病手当金、こちらにつきましては廃目でございます。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付分、1 目一般被保険者医療給付費分、本年度予算額 1 億598万6,000円、比較633万4,000円の減でございます。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額 3,503万円、比較110万4,000円の減でございます。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、本年度予算額1,154万1,000円、比較29万2,000円

の減でございます。

4 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,368万7,000円、比較31万8,000円の減。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度予算額97万6,000円、比較84万5,000円の減でございます。

2 目疾病予防費、本年度予算額465万円、比較87万4,000円の減。こちらは国保被保険者の人間ドック等に要する経費でございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。

7 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額1,000円、比較ゼロでございます。

2 目利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2 項財政安定化基金償還金、1 目財政安定化基金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。いずれも存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額100万円、比較ゼロ。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。1、2 目とも前年度と同様の計上でございます。

3 目償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 目小切手支払未払償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。3 目、4 目とも存目計上でございます。

5 目一般被保険者還付加算金、本年度予算額3万円、比較ゼロ。前年と同様の計上でございます。

6 目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7 目保険給付費等交付金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。6、7 目とも存目計上でございます。

2 項延滞金、1 目延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3 項繰出金、1 目一般会計繰出金、本年度予算額22万円、比較4万3,000円の増。こちらは特別調整交付金のうちの収納率向上対策事業分を一般会計に繰り出すものでございます。

2 目診療施設勘定繰出金、本年度予算額1,320万円、比較60万円の増。こちらは歳入で県

からの特別調整交付金のうち、僻地診療所運営費分を繰り出すものでございます。

9 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額694万2,000円、比較544万7,000円の減でございます。

24ページをお願いいたします。

診療施設勘定をご説明申し上げます。

歳入。

1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入、本年度予算額360万円、比較13万2,000円の減。

2 目社会保険診療報酬収入、本年度予算額276万円、比較55万2,000円の増。

3 目後期高齢者診療報酬収入、本年度予算額1,100万4,000円、比較249万6,000円の減。

4 目一部負担金収入、本年度予算額318万円、比較4万8,000円の減。

1 目から4 目までは、診療所における診療収入でございます。それぞれ増額、減額となっているものでございます。

5 目その他の診療報酬収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2 項その他の診療収入、1 目その他の診療収入、本年度予算額56万6,000円、比較ゼロ。昨年度と同様の計上でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目手数料、本年度予算額15万2,000円、比較ゼロ。昨年度と同様の計上でございます。

3 款寄付金、1 項寄付金、1 目寄付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額1,394万7,000円、比較462万1,000円の増でございます。こちらは、診療所の運営費や各種検診等に要する費用を一般会計より繰り入れるものでございます。

2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金、本年度予算額1,320万円、比較60万円の増。こちらは、事業勘定で受けた特別調整交付金のうち、僻地診療所運営費分を繰り入れるものでございます。

3 項介護保険特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金、本年度予算額5万1,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額300万円、比較ゼロ。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度予算額75万円、比較6,000円の増。昨年度とおむね同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定の歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度予算額4,076万8,000円、比較370万3,000円の増。総額の主な要因につきましては、人件費のほか、10節需用費で診療所の入り口階段の老朽化等に伴う修繕など、施設修繕費のほか負担金などを計上しております。そのほかにつきましては、前年同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、本年度予算額23万8,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、本年度予算額60万5,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2 目医療用消耗器材費、本年度予算額30万1,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

3 目医薬品衛生材料費、本年度予算額960万円、比較60万円の減でございます。

4 目委託料、本年度予算額30万円、比較ゼロ。こちらは、血液等の検査委託に要する経費でございます。前年度と同様の計上でございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額40万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） 診療施設勘定のほうで、今年1月から公立病院の先生が月に1回、内診に来ていただいているということがあるんですが、地元の人にも大変評判がいいというふうに聞いています。

来年度なんですが、26ページの報償費、代診医師等謝礼ということで、これは来年度も続けるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） お答えをいたします。

湯本診療所に、ただいま公立岩瀬病院の医師の方がいらっしゃいまして代診等を行っております。こちらにつきましては、令和6年度も実施する予定でございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第31号 令和6年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 35ページをお願いいたします。

議案第31号 令和6年度牧本財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和6年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63万7,000円と定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

40ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項委託金、1目県委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目利子及び及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。こちらは牧本財産区財政調整基金の利子でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度1,000円、比較ゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度39万5,000円、比較9万7,000円の減を見込んでおります。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度23万6,000円、比較 9 万 7,000円の増。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度23万2,000円、比較ゼロ。

続きまして、2 目財産管理費、本年度30万5,000円、比較ゼロ。こちらにつきましては、財産区の資産を管理するために要する経費でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第 4、議案第32号 令和 6 年度大里財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 43ページをお願いいたします。

議案第32号 令和 6 年度大里財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和6年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27万円と定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。こちらは、大里財産区の財政調整基金の利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度3万2,000円、比較ゼロ。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度23万4,000円、比較ゼロ。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度21万2,000円、比較ゼロ。こちらにつきましては、主に管理会に要する経費でございます。

2目財産管理費、本年度4万8,000円、比較ゼロ。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第33号 令和6年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 51ページをご覧ください。

議案第33号 令和6年度湯本財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和6年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25万円と定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

56ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。

こちらは、電力柱の土地貸付けによるものであります。

2目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2目生産物売払収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額24万円、比較ゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額2,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出にいきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。昨年と同額計上でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度予算額4万円、比較ゼロ。同額計上でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 3時29分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時40分）

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第34号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） 59ページをお願いいたします。

議案第34号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,301万7,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度3,051万3,000円、比較ゼロ。工業団地の貸付収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度250万円、比較250万円の減。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度3,051万7,000円、比較250万円の減。工業団地の管理費等でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度250万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第35号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 67ページをお願いいたします。

議案第35号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について、ご説明申し上げます。
令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291万8,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

72ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度85万1,000円、比較12万1,000円の増を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度46万5,000円、比較12万3,000円の減。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度160万円、比較65万5,000円の増を見込んでおります。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度281万8,000円、比較65万3,000円の増。増額の主な理由といたしましては、10節需用費の施設修繕費におきまして、5年ごとに実施しております配水地清掃を計上していることが増額の要因であります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第36号 令和6年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 75ページをお願いいたします。

議案第36号 令和6年度天栄村介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和6年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,545万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

82ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度1億4,081万5,000円、比較348万6,000円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目督促手数料、本年度 1 万8,000円、比較ゼロ。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、今年度 1 億635万円、比較241万3,000円の減。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、本年度3,406万6,000円、比較72万5,000円の減。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度646万8,000円、比較16万5,000円の減。

3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）本年度320万1,000円、比較 1 万6,000円の増。

4 目保険者機能強化推進交付金、本年度81万6,000円、比較10万7,000円の減。

5 目保険者努力支援交付金、本年度123万8,000円、比較36万2,000円の増。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、本年度 1 億6,675万7,000円、比較354万9,000円の減。

2 目地域支援事業支援交付金、本年度873万1,000円、比較22万4,000円の減。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、本年度9,437万6,000円、比較185万9,000円の減。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度404万2,000円、比較10万4,000円の減。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度160万円、比較8,000円の増。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目物品売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、本年度7,720万3,000円、比較164万3,000円の減。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度404万3,000円、比較10万4,000円の減。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度160万1,000円、比較9,000円の増。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、本年度735万2,000円、比較 9 万円の増。

5 目その他一般会計繰入金、本年度642万9,000円、比較85万8,000円の減。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度30万円、比較ゼロ。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目第 1 号被保険者加算金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項預金利子、1 目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目第三者納付金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目返納金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4 目雑入、本年度 4 万円、比較 3 万5,000円の減。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度58万9,000円、比較 3 万4,000円の増。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度23万4,000円、比較 4 万3,000円の増。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、本年度325万2,000円、比較93万4,000円の減。

2 目認定調査等費、本年度229万5,000円、比較ゼロ。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度 6 万2,000円、比較ゼロ。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、本年度 1 億 7,100万円、比較360万円の減。

2 目特例居宅介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目地域密着型介護サービス給付費、本年度5,232万円、比較168万円の減。

4 目特例地域密着型介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 目施設介護サービス給付費、本年度 3 億768万円、比較232万円の減。

6 目特例施設介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

7 目居宅介護福祉用具購入費、本年度45万円、比較ゼロ。

8 目居宅介護住宅改修費、本年度144万円、比較ゼロ。

9 目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,719万2,000円、比較100万8,000円の減。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、本年度420万円、比較24万円の減。

2 目特例介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

- 4 目特例地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 5 目介護予防福祉用具購入費、本年度27万円、比較ゼロ。
- 6 目介護予防住宅改修費、本年度54万、比較ゼロ。
- 7 目介護予防サービス計画給付費、本年度109万2,000円、比較 4 万8,000円の減。
- 8 目特例介護予防サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度60万円、比較15万6,000円の増。
- 4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、本年度1,320万円、比較240万円の減。
- 2 目高額介護予防サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度184万円、比較ゼロ。
- 2 目高額医療合算介護予防サービス等費、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、本年度36万円、比較ゼロ。
- 7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、本年度3,579万6,000円、比較200万4,000円の減。
- 2 目特例特定入所者介護サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 3 目特定入所者介護予防サービス費、本年度 3 万6,000円、比較ゼロ。
- 4 目特例特定入所者介護予防サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 5 款地域支援事業、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、本年度1,800万円、比較ゼロ。
- 2 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、本年度264万1,000円、比較ゼロ。
- 2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、本年度1,160万9,000円、比較80万5,000円の減。
- 3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費、558万5,000円、比較ゼロ。
- 2 目権利擁護事業費、本年度50万円、比較ゼロ。
- 3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度72万円、比較ゼロ。
- 4 目任意事業費、本年度18万4,000円、比較ゼロ。
- 5 目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度48万2,000円、比較 4 万3,000円の増。

6 目生活支援体制整備事業費、本年度50万円、比較ゼロ。

7 目認知症総合支援事業費、本年度34万5,000円、比較ゼロ。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度 6 万円、比較 2 万4,000円の減。

5 項高額総合事業サービス費、1 目高額総合事業サービス費、本年度 3 万円、比較ゼロ。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目第 1 号被保険者保険料還付金、本年度 1 万円、比較ゼロ。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度33万円、比較ゼロ。

説明は以上です。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第 9、議案第37号 令和 6 年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 議案第37号 令和 6 年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,290万2,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

100ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度3,160万1,000円、比較168万1,000円の増。

2目普通徴収保険料、本年度1,056万3,000円、比較525万3,000円の増。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目督促手数料、本年度3,000円、比較ゼロ。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度60万6,000円、比較6万1,000円の増。

2目保険基盤安定繰入金、本年度1,741万9,000円、比較72万6,000円の増。

3目広域連合分賦金、本年度33万1,000円、比較9,000円の増。

4目保健事業費繰入金、本年度103万9,000円、比較1万3,000円の増。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1万円、比較ゼロ。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度117万5,000円、比較ゼロ。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度14万円。比較ゼロ。

2目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。

4項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。

5項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、本年度22万2,000円、比較4,000円の増。

2目徴収費、本年度38万4,000円、比較5万7,000円の増。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度5,958万4,000円、比較766万1,000円の増。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、本年度254万7,000円、比較2万

3,000円の増。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度14万円、比較ゼロ。

2 目還付加算金、本年度 1 万円、比較ゼロ。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、本年度3,000円、比較ゼロ。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度 1 万2,000円、比較2,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第38号 令和 6 年度天栄村水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 別冊の天栄村水道事業会計予算書、1 ページをお願いいたします。

議案第38号 令和 6 年度天栄村水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

（総則）

第 1 条 令和 6 年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 上水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数1,519戸。
- (2) 年間総配水量52万6,400立方メートル。
- (3) 一日平均配水量1,442立方メートル。
- (4) 主要な建設改良工事、石綿管更新事業5,420万円。

第2項 簡易水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数180戸。
- (2) 年間総配水量3万3,500立方メートル。
- (3) 一日平均配水量92立方メートル。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、公営企業会計の適用に要する経費の財源にあてるため、企業債170万円を借り入れる。

収入、第1款上水道事業収益、第1項営業収益1億627万8,000円。

第2項営業外収益4,242万4,000円。

第2款簡易水道事業収益、第1項営業収益526万円。

第2項営業外収益1,944万5,000円。

第3項特別利益1,000円。

支出、第1款上水道事業費用、第1項営業費用1億3,914万8,000円。

第2項営業外費用855万2,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用2,579万3,000円。

第2項営業外費用51万2,000円。

第3項特別損失1,000円。

第4項予備費10万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額7,119万9,000円は、過年度損益勘定留保資金5,773万1,000円、消費税資本的収支調整額905万9,000円、引継金320万2,000円及び当年度損益勘定留保資金120万7,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款上水道事業資本的收入、第1項企業債6,500万円。

第2項負担金1,000円。

第3項補償費2,450万円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金1,000円。

第2款簡易水道事業資本的收入、第3項補償費71万5,000円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金1,000円。

支出、第1款上水道事業資本的支出、第1項建設改良費9,905万6,000円。

第2項企業債償還金5,717万2,000円。

第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費71万5,000円。

第2項企業債償還金447万6,000円。

(特例的收入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ91万3,000円及び500万6,000円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

初めに、起債の目的、限度額でございますが、石綿セメント管更新事業5,000万円。愛宕山深井戸ポンプ更新事業1,500万円、公営企業会計適用事業170万円。

起債の方法、いずれも証書借入又は証券発行。

利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金において、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,587万5,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,856万4,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、168万5,000円とする。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

28ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業会計予定損益計算書によりご説明申し上げます。

1、営業収益。

- (1) 給水収益9,313万7,272円。
- (2) 受託工事収益818万1,818円。
- (3) その他営業収益8万1,000円。
- (4) 負担金1,000円。計1億140万1,090円。

2、営業費用。

- (1) 原水及び浄水費1,104万8,819円。
- (2) 配水及び給水費1,922万1円。
- (3) 受託工事費818万1,818円。
- (4) 総係費2,281万263円。
- (5) 減価償却費9,859万円。
- (6) 資産減耗費29万1,000円。
- (7) その他営業費用24万9,818円。計1億6,039万1,719円。

営業損失5,899万629円。

3、営業外収益。

- (1) 受取利息及び配当金1万1,000円。
- (2) 他会計補助金3,856万4,000円。
- (3) 雑収益5万1,000円。
- (4) 長期前受金戻入2,324万1,000円。計6,186万7,000円。

4、営業外費用。

- (1) 支払利息及び企業債取扱費798万6,000円。
- (2) 雑支出9万9,909円。計808万5,909円。合計5,378万1,091円。

経常損失520万9,538円。

5、特別利益。

- (1) 固定資産売却益ゼロ。
- (2) 過年度損益修正益1,000円。計1,000円。

6、特別損失。

- (1) 固定資産売却損ゼロ。
- (2) 過年度損益修正損1,000円。計1,000円。合計ゼロ。

当年度純損失520万9,538円。

前年度繰越利益剰余金 2 億2,130万1,204円。

その他未処分利益剰余金変動額ゼロ。

当年度未処分利益剰余金 2 億1,609万1,666円。

次に、令和 6 年度天栄村水道事業会計予定貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部。

1、固定資産。

(1) 有形固定資産。

イ、土地、2,353万7,308円。

ロ、建物961万8,468円。建物減価償却累計額マイナス540万7,516円。計421万952円。

ハ、構築物40億2,540万2,932円。構築物減価償却累計額マイナス19億2,465万2,772円。計21億75万160円。

ニ、機械及び装置9,262万2,404円。機械及び装置減価償却累計額マイナス5,374万6,254円。計3,887万6,150円。

ホ、車両及び運搬具254万円。車両及び運搬具減価償却累計額マイナス228万6,000円、計25万4,000円。

ヘ、工具器具及び備品398万6,200円。工具器具及び備品減価償却累計額マイナス365万4,004円。計33万2,196円。

ト、建設仮勘定2,556万円。

有形固定資産合計21億9,352万766円。

(2) 無形固定資産。

イ、電話加入権38万3,300円。

無形固定資産合計38万3,300円。

固定資産合計21億9,390万4,066円。

2、流動資産。

(1) 現金預金 1 億1,329万9,513円。

(2) 未収金2,194万188円。貸倒引当金マイナス462万2,200円。計1,731万7,988円。

(3) 貯蔵品15万5,100円。

(4) その他流動資産57万8,000円。

流動資産合計 1 億3,135万601円。

資産合計23億2,525万4,667円。

負債の部。

3、固定負債。

(1) 企業債。

イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債 7 億83万2, 287円。

企業債合計 7 億83万2, 287円。

固定負債合計 7 億83万2, 287円。

4、流動負債。

(1) 企業債。

イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債5, 643万1, 349円。

企業債合計5, 643万1, 349円。

(2) 未払金510万5, 718円。

(3) 前受金ゼロ円。

(4) 引当金。

イ、賞与引当金104万3, 000円。

ロ、法定福利費引当金20万円。

引当金合計124万3, 000円。

流動負債合計6, 278万67円。

5、繰延収益。

(1) 長期前受金12億6, 971万8, 785円。

長期前受金収益化累計額マイナス 5 億1, 864万3, 741円。

繰延収益合計 7 億5, 107万5, 044円。

負債合計15億1, 468万7, 398円。

資本の部。

6、資本金 3 億8, 316万7, 594円。

7、剰余金。

(1) 資本剰余金。

イ、国庫補助金7, 845万1, 594円。

ロ、工事負担金2, 407万4, 950円。

ハ、その他資本剰余金680万9, 894円。

資本剰余金合計 1 億933万6, 438円。

(2) 利益剰余金。

イ、減債積立金9, 497万1, 571円。

ロ、建設改良積立700万円。

ハ、当年度未処分利益剰余金 2 億1, 609万1, 666円。

利益剰余金合計 3 億1, 806万3, 237円。

剰余金合計 4 億2, 739万9, 675円。

資本合計 8 億1,056万7,269円。

負債・資本合計23億2,525万4,667円。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第39号 令和 6 年度天栄村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 別冊の天栄村下水道事業会計予算書、1 ページをお願いいたします。

議案第39号 令和 6 年度天栄村下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

（総則）

第 1 条 令和 6 年度天栄村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 農業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）接続戸数1,046戸。

(2) 年間総排水量39万1,700立方メートル。

(3) 一日平均排水量1,070立方メートル。

(4) 主要な建設改良工事、調査計画策定業務委託900万円。

第2項 大山地区排水処理事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数230戸。

(2) 年間総排水量4万6,000立方メートル。

(3) 一日平均排水量126立方メートル。

第3項 簡易排水処理事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数13戸。

(2) 年間総排水量1,800立方メートル。

(3) 一日平均排水量5立方メートル。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、公営企業会計の適用に要する経費の財源にあてるため、企業債270万円を借り入れる。

収入、第1款農業集落排水事業収益、第1項営業収益6,007万5,000円。

第2項営業外収益2億4,904万6,000円。

第3項特別利益1,000円。

第2款大山地区排水処理事業収益、第1項営業収益960万1,000円。

第2項営業外収益326万円。

第3項特別利益1,000円。

第3款簡易排水処理事業収益、第1項営業収益61万1,000円。

第2項営業外収益833万7,000円。

第3項特別利益1,000円。

支出、第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用2億9,758万6,000円。

第2項営業外費用902万9,000円。

第3項特別損失470万7,000円。

第4項予備費50万円。

第2款大山地区排水処理事業費用、第1項営業費用1,186万2,000円。

第2項営業外費用10万円。

第3項特別損失40万円。

第4項予備費50万円。

第3款簡易排水処理事業費用、第1項営業費用879万8,000円。

第2項営業外費用10万円。

第3項特別損失1,000円。

第4項予備費5万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,845万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額81万8,000円、引継金4,228万円及び当年度損益勘定留保資金5,535万9,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款農業集落排水事業資本的収入、第1項他会計補助金500万円。

第2項国庫補助金400万円。

支出、第1款農業集落排水事業資本的支出、第1項建設改良費900万円。

第2項企業債償還金9,845万7,000円。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未収金の額は、それぞれ1,959万5,000円及び987万5,000円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、公営企業会計適用事業。

限度額270万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年2.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費907万8,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億7,714万7,000円である。

令和6年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

22ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村下水道事業会計予定損益計算書により説明申し上げます。

1、営業収益。

- (1) 下水道使用料6,240万9,000円。
- (2) 他会計負担金163万4,000円。
- (3) その他営業収益2,000円。計6,404万5,000円。

2、営業費用。

- (1) 管渠費254万6,000円。
- (2) 処理場費5,925万1,000円。
- (3) 総係費1,697万7,000円。
- (4) 減価償却費2億3,268万4,000円。計3億1,145万8,000円。

営業損失2億4,741万3,000円。

3、営業外収益。

- (1) 受取利息及び配当金3,000円。
- (2) 他会計補助金1億7,214万7,000円。
- (3) 長期前受金戻入8,848万7,000円。
- (4) 雑収益3,000円。計2億6,064万円。

4、営業外費用。

- (1) 支払利息及び企業債取扱費802万9,000円。
- (2) 雑支出181万999円。計983万9,999円。合計2億5,080万1円。

経常利益338万7,001円。

5、特別利益。

- (1) 過年度損益修正益3,000円。計3,000円。

6、特別損失。

- (1) 過年度損益修正損510万8,000円。計510万8,000円。合計510万5,000円。

当年度純損失171万7,999円。

前年度繰越利益剰余金ゼロ。

その他未処分利益剰余金変動額ゼロ。

当年度未処理欠損金171万7,999円。

次に、令和6年度天栄村下水道事業予定貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部。

1、固定資産。

(1) 有形固定資産。

イ、土地4,971万70円。

ロ、建物 2 億2,946万2,224円。建物減価償却累計額マイナス1,452万2,000円。計 2 億1,494万224円。

ハ、構築物33億2,116万215円。構築物減価償却累計額マイナス 1 億5,174万6,000円。計31億6,941万4,215円。

ニ、機械及び装置 1 億4,570万3,182円。機械及び装置減価償却累計額マイナス6,556万7,000円。計8,013万6,182円。

ホ、車両及び運搬具ゼロ。車両及び運搬具減価償却累計額ゼロ。計ゼロ。

ヘ、工具器具及び備品188万6,259円。工具器具及び備品減価償却累計額マイナス84万9,000円。計103万7,259円。

ト、建設仮勘定818万2,000円。

有形固定資産合計35億2,341万9,950円。

(2) 無形固定資産。

イ、電話加入権ゼロ。無形固定資産合計ゼロ。

(3) 投資その他の試算。

イ、出資金ゼロ。

ロ、基金8,496万4,832円。

投資その他の資産合計8,496万4,832円。

固定資産合計36億838万4,782円。

2、流動資産。

(1) 現金預金8,141万7,038円。

(2) 未収金1,959万5,397円。貸倒引当金ゼロ。計1,959万5,397円。

(3) その他流動資産 8 万6,091円。

流動資産合計 1 億109万8,526円。

資産合計37億948万3,308円。

負債の部。

3、固定負債。

(1) 企業債。

イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債 4 億2,169万1,930円。

企業債合計 4 億2,169万1,930円。

固定負債合計 4 億2,169万1,930円。

4、流動負債。

(1) 企業債。

イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債8,597万3,322円。

企業債合計8,597万3,322円。

(2) 未払金987万5,196円。

(3) 引当金。

イ、賞与引当金70万7,000円。

ロ、法定福利費引当金14万円。

引当金合計84万7,000円。

(4) その他流動負債137万4,090円。

流動負債合計9,806万9,608円。

5、繰延収益。

(1) 長期前受金24億675万7,850円。

長期前受金収益化累計額マイナス8,848万7,000円。

繰延収益合計23億1,827万850円。

負債合計28億3,803万2,388円。

資本の部。

6、資本金8億7,316万8,919円。

7、剰余金。

(1) 資本剰余金。

イ、国庫補助金ゼロ。

ロ、工事負担金ゼロ。

ハ、その他資本剰余金ゼロ。

資本剰余金合計ゼロ。

(2) 利益剰余金。

イ、減債積立金ゼロ。

ロ、建設改良積立ゼロ。

ハ、当年度未処分利益剰余金マイナス171万7,999円。

利益剰余金合計マイナス171万7,999円。

剰余金合計マイナス171万7,999円。

資本金合計8億7,145万920円。

負債・資本合計37億948万3,308円。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（服部 晃君） 日程第12、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に産業建設常任委員会に付託となっていました事件1件について、産業建設常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和6年3月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、渡部勉。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号1。

付託年月日、令和6年3月5日。

件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、採択。

委員会の意見、令和5年春闘では高水準の賃上げとなったものの、急激な物価上昇に迫い
つかず、実質賃金はマイナスが続きデフレ経済も相まって、最低賃金近傍で働く者の生活は
より厳しい状況が続いていることから、経済・物価高騰に見合った継続的な賃上げが必要で

あるため。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号1、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第13、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） 令和6年3月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和6年3月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和6年3月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議が終了しました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 4時46分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時48分）

◎会議時間の延長

○議長（服部 晃君） ここで、あらかじめ本日の会議時間を延長しますので、よろしくお願いいたします。

審議に戻ります。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、渡部勉君。

〔7番 渡部 勉君登壇〕

○7番（渡部 勉君） 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年3月8日。

提出者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 北畠 正

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

令和5年春闘では高水準の賃上げとなったものの急激な物価上昇に追いつかず、実質賃金はマイナスが続き、デフレ経済も相まって最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続いていることから、経済・物価高騰に見合った継続的な賃上げが必要であるため。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

なお、意見書は別紙のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第40号 副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北畠さつき君登壇〕

○議会事務局長（北畠さつき君） 議案第40号 副村長の選任につき同意を求めることについて。

本村の副村長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月8日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字新田前17番地1。

氏名 揚妻浩之。

生年月日 昭和40年10月22日生。

○議長（服部 晃君） ここで、副村長、揚妻浩之君の退席を求めます。

〔副村長 揚妻浩之君退席〕

○議長（服部 晃君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

揚妻浩之副村長が、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き副村長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

揚妻浩之さんは、令和2年4月から副村長の重責を担っていただいております。これまでの豊かな行政経験と実績は、副村長として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は4月1日から4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、副村長、揚妻浩之君の復席を求めます。

〔副村長 揚妻浩之君復席〕

◎副村長就任あいさつ

○議長（服部 晃君） ただいま同意されました副村長、揚妻浩之君より挨拶の申出がありました。これを許します。

副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） ただいまは副村長選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。改めて、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

引き続き、添田村長が掲げる施策の方針の下、各種施策が円滑に進むよう、誠心誠意、職務に努めてまいる所存でございます。

今後も、議会議員の皆様にはご指導を賜りますようお願い申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和6年3月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月5日から本日までの4日間にわたりまして、令和6年度各会計当初予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会の初日にご説明申し上げました施政方針、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、現下の重要課題に対する各種施策に取り組むとともに、引き続き第5次天栄村総合計画の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

さて、議員の皆様には、本定例会が最後の定例会となります。この4年間は、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、令和3年及び4年に発生した福島県沖地震の災害復旧などに、皆様とともに全力で取り組んでまいりました。改めて厚くお礼申し上げます。

特に、今期限りでご勇退される皆様には、長年にわたり村政進展のため大変なご尽力をただいてまいりました。心から敬意と感謝の意を表する次第であります。今後も健康に留意されまして、引き続き、それぞれのお立場から村政に対しご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、再び出馬される皆様におかれましては、村民の期待を担われ当選の榮譽に浴されましますよう、心からお祈り申し上げます。

3月に入り、春の足音が少しずつ近づく季節となりました。皆様におかれましては、健康に留意されまして、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） これで本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 5月28日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 揚 妻 一 男

署 名 議 員 渡 部 勉

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
議案 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	3 月 5 日	同 意
2 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	3 月 5 日	原案可決
3 号	天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ いて	3 月 5 日	原案可決
4 号	天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について	3 月 5 日	原案可決
5 号	天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	3 月 5 日	原案可決
6 号	天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て	3 月 5 日	原案可決
7 号	天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	3 月 5 日	原案可決
8 号	天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 5 日	原案可決
9 号	天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	3 月 5 日	原案可決
1 0 号	天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て	3 月 6 日	原案可決
1 1 号	天栄村奨学資金給与条例の制定について	3 月 6 日	原案可決

議案番号	件 名	議決月日	結 果
12号	天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月6日	原案可決
13号	天栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月6日	原案可決
14号	天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	3月6日	原案可決
15号	天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	3月6日	原案可決
16号	天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について	3月6日	原案可決
17号	村道の路線の認定について	3月6日	原案可決
18号	村道の路線の変更について	3月6日	原案可決
19号	令和5年度天栄村一般会計補正予算について	3月6日	原案可決
20号	令和5年度国民健康保険特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
21号	令和5年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
22号	令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
23号	令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
24号	令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
25号	令和5年度天栄村簡易排水事業特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
26号	令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
27号	令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
28号	令和5年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月7日	原案可決
29号	令和6年度天栄村一般会計予算について	3月8日	原案可決
30号	令和6年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月8日	原案可決
31号	令和6年度牧本財産区特別会計予算について	3月8日	原案可決
32号	令和6年度大里財産区特別会計予算について	3月8日	原案可決

議案番号	件 名	議決月日	結 果
33号	令和6年度湯本財産区特別会計予算について	3月8日	原案可決
34号	令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月8日	原案可決
35号	令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月8日	原案可決
36号	令和6年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月8日	原案可決
37号	令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月8日	原案可決
38号	令和6年度天栄村水道事業会計予算について	3月8日	原案可決
39号	令和6年度天栄村下水道事業会計予算について	3月8日	原案可決
40号	副村長の選任につき同意を求めることについて	3月8日	同 意

議 員 提 出 議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
発議1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	3月8日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
1	令和6年 1月31日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	福島県須賀川市台18 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合 議長 島田 浩光	産 業 建 設 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
1	令和6年 3月5日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	採 択